

第3章 奄美群島の現状と課題

第1節 定住を促進するための方策

1 産業の振興

(1) 農業

ア 概要

(ア) 概況

奄美群島の農業は、温暖な気象条件等を生かし、基幹作物のさとうきびと園芸や肉用牛を組み合わせた複合経営を中心に展開されており、国内農業の中で、重要な役割を担っている。

さとうきびについては、我が国における甘しや糖の数少ない供給産地であるとともに、黒糖やきび酢の製造・販売も進められている。

ばれいしょやさといもなどの野菜については、本県野菜の先発産地として、全国に先駆けて出荷しており、なかでも、ばれいしょについては、沖永良部島及び徳之島の1団体が「かごしまブランド団体」に認定され、県内における主要な産地となっている。

たんかんやマンゴー、パッションフルーツ等の果樹については産地拡大が図られつつあり、切花や花き球根類についても、本県最大の産地として、全国の市場にスプレーギクやグラジオラスなどの切花を出荷するとともにテッポウユリの切花産地に球根を供給している。

また、パッションフルーツで奄美大島の1団体が、テッポウユリで沖永良部島の3団体が「かごしまブランド団体」に認定されており、市場から高い評価を得ている。

また、肉用牛についても、低コストで優良な子牛の供給産地として、県本土や全国の肥育牛生産にとって重要な産地となっている。

一方、台風、冬季の強い季節風、夏秋季の干ばつ、腐植に乏しい重粘な土壌、

特殊病害虫（アリモドキゾウムシ、カンキツグリーンニング病、ミカンコミバエ等）の発生・侵入、大消費地との遠隔性などが農業振興上の厳しい制約となっている。

このため、畑地かんがい施設、農道等の農業基盤、営農用ハウス、集出荷施設等の生産流通施設、さとうきびの省力機械、畜舎や飼料生産基盤など農業振興の基礎的条件の整備を進めるとともに輸送コストの軽減に対する支援を行っている。

また、担い手の確保・育成については、就農相談、研修施設等での就農前研修、就農準備資金や経営開始資金の交付など新規就農者への支援、女性農業経営士の育成、家族経営協定の締結推進など女性農業者の経営参画の促進、新技術の普及、経営相談や経営診断など認定農業者（※）等への支援等を行っている。

令和元年度の郡内総生産に占める農業の割合は4.7%で、本県（3.4%）や全国（0.8%）と比較して高くなっている。

また、令和2年の農業就業者は、総就業者数の12.8%を占め、本県（7.4%）や全国（3.1%）を大幅に上回っており、農業は奄美群島の基幹産業として位置づけられている。

※認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づき、自ら作成する5年後の経営目標を掲げた農業経営改善計画を市町村長等から認定された農業者

郡内総生産に占める農業の構造比

単位：%

区分	奄美群島			本県	全国
	H22年度	H28年度	R.元年度	R.元年度	R.元年 (暦年)
農業	4.4	4.1	4.7	3.4	0.8

(注) 構成比は、帰属利子等控除前の郡内（県内、国内）総生産を100%として算出

資料：大島郡民所得推計

就業構造

単位：人，％

区分		奄美群島	本県	全国
総就業者数	H22年	51,926	776,993	59,611,311
	H27年	50,627	753,855	58,919,036
	R 2年	50,649	738,343	57,643,225
うち 農業	H22年	7,666	70,028	2,135,977
	H27年	6,827	63,136	2,004,289
	R 2年	6,476	54,950	1,769,959
農業の割合	H22年	14.8	9.0	3.6
	H27年	13.5	8.4	3.4
	R 2年	12.8	7.4	3.1

資料：国勢調査

担い手の推移

	H28	H29	H30	R 1	R 2
奄美群島	1,547	1,582	1,616	1,642	1,658
本県	10,600	10,704	10,826	10,782	11,101

資料：県経営技術課

(イ) 耕地面積 農家一戸当たり耕地面積は260.8aで、令和3年の耕地面積は1万6,665haで、県全体（233.5a）と比較して高くなっており、耕地率は13.5%である。平成27年の1万6,892haから227ha減少している。

耕地面積

単位：ha, a, ％

区分		耕地面積(ha)	耕地率(%)	総農家 1戸当たり 耕地面積(a)	販売農家 1戸当たり 耕地面積(a)
奄美 群島	H22年	16,900	13.7	206.8	269.9
	H27年	16,892	13.7	222.1	285.0
	R 3年	16,665	13.5	260.8	328.9
本県	H22年	123,100	13.4	157.6	268.5
	H27年	120,800	13.1	188.9	321.8
	R 3年	112,900	12.3	233.5	400.4

資料：耕地面積は農林水産省・面積調査

1戸あたり耕地面積は総農家・販売農家戸数（2020農林業センサス）で除して得た数値

(ウ) 農業産出額

奄美群島の令和2年の農業産出額は約325億円であり、平成27年の約308億円から約17億円増加している。

島別に見ると、沖永良部島が約114億円、徳之島が約130億円、その他の島は約27億円となっている。

作目別には、肉用牛約96億円（全体の29.7%）、次いで野菜約93億円（同28.7%）、さとうきびを中心とする工芸作物が約91億円（同28.0%）、花き約27億円（同8.3%）、果樹約12億円（同3.8%）の順となっている。

大島本島は、北部地域では、須野ダムによる畑地かんがいの水を利用し、さとうきびと肉用牛や野菜等との複合経営が中心で、一部では、傾斜地を活用したたんかんなどの果樹専作経営が行われている。南部地域は、海岸沿いの狭小な農地や傾斜地が多く、たんかん、すもも、パッションフルーツ等の果樹が中心となっている。

喜界島は、平坦地が多く、地下ダムを水源とした畑地かんがい施設が整備されている。農家一戸当たりの耕地面積も群島最大で、さとうきびを基幹作物として、肉用牛やかぼちゃ、トマト、たんかん、

マンゴー、スプレーキク等の園芸作物のほか、さとうきびとの輪作作物として、ごまの産地育成に取り組んでいる。

徳之島は、奄美群島最大の耕地面積を有し、徳之島ダムを水源とした畑地かんがい施設の整備が重点的に進められており、作付面積の約5割を占めるさとうきびや、肉用牛の生産が盛んである。

また、ばれいしょをはじめとした野菜やたんかん、マンゴー等の果樹、トルコギキョウ等の花きの産地育成にも取り組んでいる。

沖永良部島は、平坦な農地に恵まれ、地下ダムを水源とした畑地かんがいが重点的に進められており、基幹作物のさとうきびに加え、花き、野菜、肉用牛の生産が盛んであり、奄美群島で唯一葉たばこが生産されている。特にスプレーキク、グラジオラス、ソリダゴ、テッポウユリなど多彩な花きが栽培されており、県内有数の花き産地となっているほか、ばれいしょやさといも、マンゴーなどの園芸作物の産地育成にも取り組んでいる。

与論島は、平坦地が多く、さとうきび及び肉用牛を中心に、さといも、いんげんなどの野菜、ソリダゴなどの花きとの複合経営が行われている。

農業産出額の推移（島別）

単位：千万円，%

区分		H22	H27	R2	R2/H27
奄美群島	大島本島	288	245	287	109
	喜界島	278	287	285	92
	徳之島	1,139	1,153	1,300	113
	沖永良部島	1,067	1,125	1,140	101
	与論島	206	268	277	103
計		2,977	3,079	3,249	106
本 県		40,110	44,350	47,720	108

資料：奄美群島は奄美農林水産業の動向、本県は生産農業所得統計

農業産出額の推移（作物別）

単位：千万円，%

区分	合計	耕種						畜産			
		計	野菜	果樹	花き	工芸作物	その他	計	肉用牛	その他	
奄美群島	H22年	2,977 (100.0)	2,440 (82.0)	771 (25.9)	136 (4.6)	433 (14.5)	1,056 (35.5)	44 (1.5)	537 (18.0)	490 (16.5)	47 (1.2)
	H27年	3,079 (100.0)	2,165 (70.3)	787 (25.6)	96 (3.1)	401 (13.0)	864 (28.1)	17 (0.6)	913 (29.7)	878 (28.5)	36 (1.2)
	R2年	3,249 (100.0)	2,247 (69.2)	933 (28.7)	123 (3.8)	269 (8.3)	910 (28.0)	12 (0.4)	1,002 (30.8)	964 (29.7)	38 (1.2)
	R2/H22	109	92	121	90	62	86	27	187	197	81
	R2/H27	106	104	118	128	67	105	70	110	110	108

資料：奄美農林水産業の動向

注：加工農産物は耕種のその他に計上。

四捨五入の関係で合計が一致しないことがある。

() 内は割合

島別・作物別農業産出額（令和2年）

単位：千万円，（%）

区分	合計	耕種						畜産			
		計	野菜	果樹	花き	工芸作物	その他	計	肉用牛	その他	
奄美群島	大島本島	267 (100.0)	163 (61.2)	31 (11.8)	72 (26.8)	2 (0.7)	57 (21.3)	1 (0.5)	104 (38.8)	77 (28.7)	27 (10.1)
	喜界島	265 (100.0)	182 (68.8)	24 (9.2)	5 (1.8)	1 (0.4)	146 (55.1)	6 (2.3)	83 (31.2)	82 (31.0)	1 (0.2)
	徳之島	1,300 (100.0)	836 (64.4)	391 (30.1)	36 (2.8)	1 (0.1)	405 (31.2)	4 (0.3)	463 (35.6)	453 (34.8)	11 (0.8)
	沖永良部島	1,140 (100.0)	960 (84.2)	454 (39.8)	9 (0.7)	256 (22.4)	242 (21.2)	1 (0.1)	180 (15.8)	180 (15.8)	0 0.0
	与論島	277 (100.0)	104 (37.6)	32 (11.5)	2 (0.9)	10 (3.5)	60 (21.7)	0 (0.1)	173 (62.4)	173 (62.4)	0 0.0
	計	3,249 (100.0)	2,247 (69.2)	933 (28.7)	123 (3.8)	269 (8.3)	910 (28.0)	12 (0.4)	1,002 (30.8)	964 (29.7)	38 (1.2)
本県	47,720 (100.0)	16,520 (34.6)	5,620 (11.8)	980 (2.1)	1,130 (2.4)	2,700 (5.7)	6,090 (12.8)	31,200 (65.4)	11,510 (24.1)	19,690 (41.3)	

資料：奄美群島は奄美農林水産業の動向，本県はR2生産農業所得統計

注：加工農産物は耕種のその他に計上。

四捨五入の関係で合計が一致しないことがある。

() は割合

(エ) 農家戸数及び農業就業人口

令和2年の総農家戸数は6,391戸で平成27年と比較して1,213戸（16.0%）減少している。

令和2年の農業経営体数は5,280戸で、平成27年と比較して892戸（14.5%）減少しており、経営耕地規模別にみると、2.0ha未満の階層が大きく減少する一方、5.0

ha以上の階層で増加しており、規模拡大が進んでいる。

令和2年の基幹的農業従事者数は5,827人で、平成27年と比較して1,209人（17.2%）減少しており、年齢別にみると65歳以上の割合が59.7%で最も多いが、本県の64.1%に比べ少なくなっている。

総農家数の推移

単位：戸，%

	H22	H27	R 2	R 2/H27
奄美群島	8,174	7,604	6,391	84
本県	78,102	63,943	48,360	76
全国	2,527,948	2,155,082	1,747,079	81

資料：農林業センサス

経営耕地規模別農業経営体数の推移

単位：戸，%

区分		計	0.3未満	0.3~0.5	0.5~1.0	1.0~1.5	1.5~2.0	2.0~3.0	3.0~5.0	5.0ha以上
奄美群島	H22年	6,501	230	682	1,458	1,219	769	949	771	423
	H27年	6,172	233	622	1,396	1,115	690	911	766	439
	R 2年	5,280	203	516	1,123	887	605	779	698	469
		(100.0)	(3.8)	(9.8)	(21.3)	(16.8)	(11.5)	(14.8)	(13.2)	(8.9)
	増減 (R2-H27)	実数	△ 892	△ 30	△ 106	△ 273	△ 228	△ 85	△ 132	△ 68
	比率	△ 14.5	△ 12.9	△ 17.0	△ 19.6	△ 20.4	△ 12.3	△ 14.5	△ 8.9	6.8
本県	H22年	47,382	1,938	8,877	14,085	7,404	4,193	4,527	3,550	3,008
	H27年	39,222	1,884	6,700	10,875	5,873	3,416	3,928	3,267	3,279
	R 2年	29,717	1,763	4,577	7,575	4,192	2,607	3,050	2,663	3,290
		(100.0)	(5.9)	(15.4)	(25.5)	(14.1)	(8.8)	(10.3)	(9.0)	(11.1)
	増減 (R2-H27)	実数	△ 9,505	△ 121	△ 2,123	△ 3,300	△ 1,681	△ 809	△ 878	△ 604
	比率	△ 24.2	△ 6.4	△ 31.7	△ 30.3	△ 28.6	△ 23.7	△ 22.4	△ 18.5	0.3

資料：農林業センサス
()は割合

年齢別基幹的農業従事者数

単位：人，%

区分		計	15～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65歳以上
奄美群島	H22年	7,897	4	143	325	674	1,754	955	4,042
	H27年	7,036	3	87	250	461	1,285	1,161	3,789
	R2年	5,827 (100.0)	4 (0.1)	64 (1.1)	227 (3.9)	363 (6.2)	758 (13.0)	934 (16.0)	3,477 (59.7)
本県	H22年	64,137	24	1,040	2,059	4,514	10,137	6,880	39,483
	H27年	52,518	17	718	1,830	3,168	7,346	6,883	32,556
	R2年	37,580 (100.0)	25 (0.1)	415 (1.1)	1,511 (4.0)	2,364 (6.3)	4,508 (12.0)	4,669 (12.4)	24,088 (64.1)

資料：農林業センサス
()内は割合

イ 担い手の確保・育成

(ア) 経営改善意欲のある農業者の確保・育成

人口減少や農業従事者の高齢化など農業・農村の構造が変化するなかで、将来にわたり地域農業の維持・発展を図るため、地域計画（※）策定と、その実現に向けた取組を進めるとともに、認定農業者制度や認定新規就農者制度（※）の積極的な推進等により地域農業を担う農業者の育成に努める必要がある。

※地域計画：農業者等による話し合いを踏まえ、地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化するため、市町村が策定する。（農業経営基盤強化促進法等の改正で、人・農地プランが「地域計画」と

して法定化された。R5年4月施行）

※認定新規就農者：農業経営基盤強化促進法に基づき、新たに農業経営を営もうとする青年等が経営開始から5年後の経営目標を掲げた青年等就農計画を市町村から認定された者

a 認定農業者等の確保・育成

令和2年度の認定農業者は、さとうきび、肉用牛、花き・野菜等の園芸などの経営を中心に、1,106戸が認定されている。

今後とも、地域農業を担う認定農業者や認定新規就農者に対して、各種施策を集中的・重点的に実施し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す取組を支援する必要がある。

認定農業者の確保状況(令和2年度末)

	農家戸数(戸)	認定農業者数										
		さとうきび	野菜	花き	果樹	肉用牛	たばこ	その他	複合経営	うち法人		
奄美群島	奄美大島	1,579	141	26	4	2	34	29	0	4	42	19
	喜界島	551	142	73	6	2	3	26	0	0	32	13
	徳之島	2,115	310	37	15	0	2	68	0	0	188	24
	沖永良部島	1,375	394	62	27	42	4	51	0	3	205	17
	与論島	771	109	9	8	5	4	52	0	0	31	2
	市町村認定分計	-	1,096	207	60	51	47	226	0	7	498	75
	県域認定分計	-	10	2	1	2	0	1	0	4	0	2
合計	6,391	1,106	209	61	53	47	227	0	11	498	77	
本 県	48,360	7,866	310	1,349	330	330	1,635	75	1,924	1,913	1,253	

資料：県経営技術課。農家戸数は2020年農林業センサス

認定農業者数の推移

		認定農業者数(人)				
		H28	H29	H30	R1	R2
奄美群島	奄美大島	141	138	136	133	141
	喜界島	147	148	138	136	142
	徳之島	299	303	306	314	310
	沖永良部島	467	452	464	438	394
	与論島	104	103	105	104	109
	市町村認定分計	1,158	1,144	1,149	1,125	1,096
	県域認定分計	-	-	-	-	10
合計	1,158	1,144	1,149	1,125	1,106	
本 県	8,413	8,116	8,075	7,914	7,866	

資料：県経営技術課

認定新規就農者の推移

		認定新規就農者数(人)					
		H28	H29	H30	R1	R2	R3
奄美群島	奄美大島	15	19	21	21	15	10
	喜界島	4	4	7	9	13	6
	徳之島	25	28	30	27	22	30
	沖永良部島	18	23	30	35	33	32
	与論島	2	3	2	3	4	5
計	64	77	90	95	87	83	
本 県	433	537	625	563	532	511	

資料：県経営技術課

b 農業法人の育成

令和2年度の認定農業者である農業法人は、さとうきび、果樹、野菜等を中心に、75法人が育成されている。

農業経営の法人化は、地域雇用の拡大

など、地域経済の活性化につながることから、経営発展に意欲のある認定農業者に対し、法人化に向けた取組を更に促進する必要がある。

認定農業者である農業法人数の推移

単位：法人

区分	H17年度	H22年度	H27年度	R2年度	
奄美群島	大島本島	11	21	24	19
	喜界島		6	10	13
	徳之島	9	17	20	24
	沖永良部島	7	14	18	17
	与論島		3	4	2
計	27	61	76	75	
本県	701	932	1,246	1,253	

資料：県経営技術課

認定農業者である農業法人の主幹作物目（奄美）

単位：法人

区分	計	さとうきび	野菜	花き	果樹	肉用牛	その他
H17年度	27	8	2	3	7	7	0
H22年度	61	15	9	7	16	11	3
H27年度	76	19	13	10	16	12	6
R2年度	75	17	7	2	5	17	27

資料：県経営技術課

(イ) 新たに就農しようとする者の確保・育成

県内外での就農相談活動や農業大学校での教育・研修，研修施設での新規就農研修，現地就農トレーナーによる助言・指導，研修段階や経営確立に必要な資金の交付などに取り組んでいるものの，地域によっては，新規就農者数が減少傾向

となっている。

農業従事者が減少するなか，農業の維持・発展を図るためには，将来の担い手となる新規就農者の確保・育成は重要な課題であり，今後とも，これまでの取組を強化するとともに，経営発展に必要な施設や機械の整備など総合的に支援する必要がある。

新規就農者数の推移

単位：人

区分	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	計	
奄美群島	大島本島	9	12	10	9	4	5	49
	喜界島	4	3	0	6	6	1	20
	徳之島	12	20	10	13	12	15	82
	沖永良部島	8	9	8	11	5	9	50
	与論島	1	1	4	2	2	2	12
計	34	45	32	41	29	32	213	
本県	286	273	257	275	229	218	1,538	

資料：県経営技術課

新規就農者数のうち新規参入者の推移

単位：人

区分		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
奄美群島	大島本島	6	8	8	7	3	2
	喜界島	3	0	0	4	4	1
	徳之島	3	4	2	0	1	3
	沖永良部島	3	5	1	2	0	1
	与論島	0	0	0	0	0	1
計		15	17	11	13	8	8
本県		90	83	83	74	57	45

資料：県経営技術課

(ウ) 女性が農業経営において能力を発揮できる環境整備

農業就業者の約3割を占める女性の活動促進については、女性農業経営士の育成や家族経営協定の締結推進、農業委員会など方針決定の場への参画、起業活動の支援など農業経営や農村社会のあらゆる

場で主体的に活動できる農村女性の育成に努めている。

女性は、農業生産や地域社会の重要な担い手であることから、女性の意欲を高め、その能力が発揮できるよう支援する必要がある。

農業就業人口（販売農家）に占める女性農業就業人口の推移

単位：人，%

区分		R2年		
		農業就業人口	女性農業就業人口	農業就業人口に占める女性の割合
奄美群島	大島本島	700	181	25.9
	喜界島	602	207	34.4
	徳之島	1,981	518	26.1
	沖永良部島	1,685	565	33.5
	与論島	769	289	37.6
計		5,737	1,760	30.7
本県		37,580	14,447	38.4

資料：農林業センサス

(エ) 高齢者が活動しやすい環境整備

令和2年の農業就業人口に占める65歳以上の高齢者の割合は59.7%となっており、年々増加傾向にある。このため、高齢農業者の豊富な経験や知識・技術を生

かした生産活動等を支援するとともに、高齢者が生産活動や地域づくりに参画しやすい地域営農の仕組みづくりを促進する必要がある。

基幹的農業従事者数における65歳以上農業就業人口の割合
単位：人，%

区分	R 2年			
	農業従事者数	65歳以上農業従事者数	農業従事者数に占める65歳以上の割合	
奄美群島	大島本島	790	548	69.4
	喜界島	602	363	60.3
	徳之島	1,981	1,222	61.7
	沖永良部島	1,685	910	54.0
	与論島	769	434	56.4
	計	5,827	3,477	59.7
本県	37,580	24,088	64.1	

資料：2020年農林業センサス

(オ) 集落を基礎とした農業者組織

令和2年度の集落を単位に地域の合意の下に活動している集落営農は4組織、営農組織が214組織育成されている。このうち、基幹作物であるさとうきびに取り組むのは、集落営農が2組織、収穫作業

を主とする農作業受託組織が161組織となっている。

今後とも、集落を基礎とした農業者組織や農作業受託組織等による効率的な受委託の仕組みづくりにより、それらの組織化・法人化を促進していく必要がある。

集落営農の状況

区分	H17年度	H22年度	H27年度	R 2年度	
奄美群島	大島本島	0	3	2	1
	喜界島	0	0	1	1
	徳之島	0	2	2	2
	沖永良部島	0	2	2	0
	与論島	1	1	0	0
	計	1	8	7	4
本県	84	131	148	107	

資料：県経営技術課

営農組織（生産組織、農作業受託組織含）数の推移

区分		H17年度	H22年度	H27年度	R 2年度
奄美群島	大島本島	19	23	26	39
	喜界島	20	12	28	29
	徳之島	56	72	90	80
	沖永良部島	32	45	61	61
	与論島	7	7	6	5
	計	134	159	211	214
本県		462	534	669	614

資料：県経営技術課

(カ) 農福連携の取組

農福連携は、障害者等の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取組である。

奄美群島では、龍郷町の（株）リーフエッジあまみんがノウフク・アワード2021の優秀賞を受賞するなど取組が広がっている。

今後とも、障害者等の雇用・就労の場の拡大を通じた農業生産の拡大にもつながる農福連携の取組を推進する必要がある。

ウ 農地利用、基盤整備等

(ア) 農地利用

奄美群島における認定農業者等担い手が経営する農地面積は、令和3年度末現

在で9,980haで、全耕地面積に占める割合は、本県の45.7%を上回る59.9%であり、担い手への農地の利用集積割合は高い。

また、荒廃農地面積は、令和3年度末現在で1,213haで、荒廃農地率は6.8%であり、本県の8.4%を下回っているが、奄美大島では、農家の高齢化に加え、条件不利地や不在地主が多いことなどから、35.7%と高くなっている。

農地利用については、農地中間管理事業等を活用し、担い手への農地の集積を推進するとともに、荒廃農地の多い地域においては、農地バンクを活用した基盤整備や日本型直接支払制度等を活用し、担い手による再生利用や、地域ぐるみで発生防止に取り組むなど、農地の有効活用を図る必要がある。

認定農業者等担い手への農地の利用集積面積（令和4年3月末現在）

単位：ha，経営体，%

区 分		耕地面積	集積対象者	うち認定 農業者	利用集積 面 積	集積率	
R3年度	奄美群島	奄美大島	2,045	181	142	978	47.8
		喜界島	2,250	204	151	1,579	70.2
		徳之島	6,840	481	306	3,913	57.2
		沖永良部島	4,430	707	413	3,149	71.1
		与論島	1,100	162	114	361	32.8
		計	16,665	1,735	1,126	9,980	59.9
本 県		112,900	11,516	7,848	51,621	45.7	
H28年度	奄美群島	奄美大島	2,172	188	141	1,044	48.0
		喜界島	2,250	158	147	1,240	55.1
		徳之島	6,880	447	299	4,012	58.3
		沖永良部島	4,470	644	464	3,518	78.7
		与論島	1,110	127	104	481	43.3
		計	16,882	1,564	1,155	10,294	61.0
本 県		120,400	10,468	8,062	51,575	42.8	
奄美群島における増減（R3-H28）		△217	171	△29	△314	1.1	

注1：四捨五入の関係で合計は一致しない場合がある。

資料：「担い手への農地利用集積面積等の状況」（市町村報告）及び「耕地面積統計」

荒廃農地の状況

単位：ha，%

区 分		耕地面積		荒廃農地面積		荒廃農地率	
		H28年	R3年	H28年	R3年	H28年	R3年
奄美 群島	奄美大島	2,172	2,045	1,923	1,136	47.0	35.7
	喜界島	2,250	2,250	45	13	1.9	0.6
	徳之島	6,880	6,840	17	15	0.2	0.2
	沖永良部島	4,470	4,430	63	50	1.4	1.1
	与論島	1,110	1,100	1	0	0.1	0.0
	計	16,882	16,665	2,049	1,213	10.8	6.8
本 県		120,400	112,900	19,835	10,373	14.1	8.4

注1：四捨五入の関係で合計は一致しない場合がある。

注2：荒廃農地率＝荒廃農地面積÷（耕地面積＋荒廃農地面積）×100

注3：荒廃農地面積と荒廃農地率は、H28とR3で調査基準が異なることから直接比較できない。

資料：「耕地面積統計」及び「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」

(イ) 基盤整備等

a 生産基盤の整備

区画整理や農道、サンゴ礁排除等の生産基盤の整備に取り組んできた結果、奄美群島における区画整理（畑）や農道の整備率は、令和3年度末でそれぞれ76.0%、84.3%となっているが、畑地かんが

い整備率は、54.3%と低い水準であることから、今後とも重点的な整備が必要である。

また、整備に際しては、赤土の流出による海域等の汚染防止対策についても徹底した配慮が必要である。

農業生産基盤整備状況（令和4年3月31日現在）

区分	区画整理(畑) (ha)				畑地かんがい (ha)				農道整備 (km)			
	目標整備量	整備済量 (R3まで)	整備率		目標整備量	整備済量 (R3まで)	整備率		目標整備量	整備済量 (R3まで)	整備率	
			H28年度	R3年度			H28年度	R3年度			H28年度	R3年度
大島本島	2,580	1,897	74.1%	74.1%	1,650	1,117	67.5%	67.7%	510	475	91.4%	93.1%
喜界島	2,500	2,315	90.8%	92.6%	2,260	1,689	90.8%	74.7%	370	368	96.9%	99.5%
徳之島	5,480	4,479	80.5%	81.7%	4,700	1,850	30.2%	39.4%	600	437	71.7%	72.8%
沖永良部島	4,410	2,740	61.5%	62.1%	3,397	2,052	51.2%	60.4%	480	363	74.1%	78.9%
与論島	1,000	691	68.8%	69.1%	863	284	32.9%	32.9%	120	93	70.8%	77.5%
奄美群島計	15,950	12,122	75.1%	76.0%	12,870	6,992	49.5%	54.3%	2,060	1,736	81.6%	84.3%
県計	70,800	44,784	62.9%	63.3%	56,100	30,250	50.8%	53.9%	18,800	11,661	61.0%	62.0%

(注) 目標整備量における大島本島の合計は、四捨五入された数字である。
資料：農業農村整備事業における市町村整備水準調査結果（県農地整備課）

b 農業用水の確保と畑地かんがい施設の整備

夏季・秋季の降雨が梅雨期と台風時に偏ることや、保水性に乏しい土壌など干ばつが発生しやすい立地条件にあることなどから、さとうきびをはじめ、野菜、花き等の生産安定や品質向上等を図るためには、畑地かんがい施設の整備が不可欠となっている。

このため、畑地かんがい施設の整備を進めているところであり、特に徳之島と沖永良部島では国営かんがい排水事業及び附帯県営事業により重点的な整備を推進している。

平成28年度末に49.5%であった整備率は、令和3年度末には54.3%と、県の平均（53.9%）並みに改善されてきている。

国営及び附帯県営事業まで完成した喜界島では、干ばつ被害が抑制されたり、

水を利用した高収益作物の作付けが拡大しており、徳之島や沖永良部島などでも同様の効果が現れつつある。

今後とも、水を利用した生産性の高い農業を推進する必要があるが、国営かんがい排水事業と併せて、附帯県営事業を計画的に推進するとともに、施設の長寿命化対策も推進する必要がある。

c 地籍調査事業の推進

奄美群島における地籍調査は、一部の町で完了しているものの、令和3年度末時点における奄美群島全体の進捗率は41.4%で、県全体の80.3%に対して大きく遅れている。

このため、土地の有効利用を図る観点から、今後一層の調査促進が必要である。

地籍調査の実施状況（令和4年3月31日現在）

単位：Km²，%

区 分		全体計画面積	調査済面積	進捗率
大 島 本 島	H28年	775.93	218.56	28.2
	R3年	775.99	276.53	35.6
喜 界 島	H28年	56.94	22.20	39.0
	R3年	56.82	28.84	50.8
徳 之 島	H28年	207.58	45.03	21.7
	R3年	207.92	65.95	31.7
沖永良部島	H28年	93.66	85.05	90.8
	R3年	93.69	87.01	完了
与 論 島	H28年	20.49	19.62	完了
	R3年	20.58	19.62	完了
奄 美 群 島	H28年	1,154.60	390.46	33.8
	R3年	1,155.00	477.95	41.4
本 県	H28年	7,589.46	5,943.08	78.3
	R3年	7,591.09	6,099.42	80.3

注：与論島の全体計画面積には砂丘，砂浜を含んでおり，優先的に地籍の明確化が必要な地域については完了としている。

注：R2年度第7次国土調査事業十箇年計画の策定に伴い全体計画の見直しを行っている。

注：沖永良部島の全体計画にはほ場整備事業など国土調査法第19条第5項による指定が見込まれる地域を含んでおり，優先的に地籍の明確化が必要な地域については完了している。

資料：県農地保全課

エ 付加価値の高い生産，販売，流通

(ア) かごしまブランドの確立等

奄美群島では，地域の特性を生かした農産物の生産が行われており，本県野菜の先発産地として全国に先駆けて出荷されている。

農業経営が安定し，かつ希望ある営農活動が持続的に可能となるよう，生産者，関係機関・団体が一体となって，安心・安全で品質の良い農畜産物を計画的・安定的に供給できる産地づくりと県産農畜

産物のイメージアップによる販路拡大を一体的に進める「かごしまブランド」確立運動を展開している。奄美群島では，「かごしまのばれいしょ」，「かごしまのユリ」，「かごしまのパッションフルーツ」のかごしまブランド産品において，かごしまブランド団体に認定されている団体が市場から高い評価を得ており，今後も引き続き有利販売につながる取組を展開する必要がある。

奄美群島におけるかごしまブランド団体の認定状況

産品名	団体名	市町村名 (産地名)	認定日
かごしまのはれいしょ	JAあまみ (徳之島事業本部)	徳之島町, 伊仙町	令和4年3月31日
	JAあまみ (天城事業本部)	天城町	令和4年3月31日
	JAあまみ (和泊事業本部)	和泊町	令和4年3月31日
	JAあまみ (知名事業本部)	知名町	令和4年3月31日
かごしまのユリ	JAあまみ (和泊事業本部)	和泊町	平成31年3月1日
	JAあまみ (知名事業本部)	知名町	平成31年3月1日
	沖永良部花き専門農協	和泊町, 知名町	平成31年3月1日
かごしまのパッションフルーツ	瀬戸内パッションブランド産地協議会	瀬戸内町	平成31年4月15日

資料：県農政課 かごしまの食ブランド推進室

(イ) 農畜産物の生産振興及び銘柄産地の育成

a さとうきび

さとうきびは、台風等の自然災害に比較的強いなど奄美の自然条件に適した作物であり、野菜など園芸作物との輪作作物でもあることなどから、農家の約7割、作付面積の約6割で栽培されており、地域の農業で重要な地位を占める基幹作物となっている。

また、製糖工場での分みつ糖製造や雇用など地域経済を支える重要な作物となっている。

しかしながら、平成23年以降、台風・干ばつなどの気象災害や病虫害被害等により、不作が続いたことから、県では、生産者や製糖会社、関係機関、団体と連携しながら、平成27年12月に改定した「県さとうきび増産計画」(※)に基づく収穫

面積の確保や単収向上などの取組、「さとうきび増産基金」を活用したメイチュウ類などの防除の徹底など、早期の生産回復に向けた取組を進めてきた。

この結果、平成28年産の奄美群島の生産量は6年ぶりに40万tを超えたが、平成30年産以降は30万t台で推移しているため、引き続き、生産者や製糖工場の経営安定を図るため、収穫面積の確保や単収向上対策等の取組を促進する必要がある。

※さとうきび増産計画：「さとうきび増産プロジェクト基本方針」を受けて、県及び島ごとに、生産者団体、製糖企業、研究機関、行政等で構成する増産プロジェクト会議を設置し、地域の実情を考慮し、実現可能な目標として、増産に向けた取組目標及び取組計画（増産計画）を策定している。

奄美群島のさとうきび生産の推移

単位：ha,kg/10a,t,%

区分\地域\年産		H29	H30	R元	R2	R3	R3/R2
収穫面積	奄美	7,583	7,249	7,043	7,423	7,304	98
	県計	9,877	9,436	9,168	9,598	9,511	99
単収	奄美	5,425	4,658	5,221	5,346	5,333	100
	県計	5,346	4,797	5,428	5,440	5,706	105
生産量	奄美	411,345	337,669	367,691	396,823	389,532	98
	県計	528,053	452,623	497,595	522,155	542,729	104

資料：県農産園芸課

島別さとうきび生産実績の推移

収穫面積

単位：ha, %

島名	H29	H30	R元	R2	R3	R3/R2
奄美大島	599	599	566	558	546	98
喜界島	1,430	1,315	1,308	1,380	1,295	94
徳之島	3,471	3,359	3,182	3,407	3,365	99
沖永良部島	1,657	1,565	1,605	1,683	1,705	101
与論島	425	411	381	394	394	100
計	7,583	7,249	7,043	7,423	7,304	98

単収

単位：kg/10a, %

島名	H29	H30	R元	R2	R3	R3/R2
奄美大島	5,002	3,903	4,496	4,416	4,902	111
喜界島	5,640	4,690	5,969	4,692	5,736	122
徳之島	5,531	4,366	4,958	5,401	5,124	95
沖永良部島	5,130	5,211	5,171	5,793	5,366	93
与論島	5,579	5,938	6,136	6,577	6,259	95
計	5,425	4,658	5,221	5,346	5,333	100

生産量

単位：t, %

島名	H29	H30	R元	R2	R3	R3/R2
奄美大島	29,949	23,398	25,461	24,663	26,749	109
喜界島	80,675	61,691	78,059	64,749	74,256	115
徳之島	191,995	146,648	157,773	184,008	172,426	94
沖永良部島	85,000	81,536	83,006	97,483	91,460	94
与論島	23,725	24,396	23,392	25,921	24,642	95
計	411,345	337,669	367,691	396,823	389,532	98

資料：県農産園芸課

製糖工場の操業能力と操業率

島名	奄美大島	喜界島	徳之島			沖永良部島	与論島	
会社名	富国製糖	生和糖業	南西糖業			南栄糖業	与論島製糖	
工場名	奄美	喜界	伊仙	徳和瀬	計	和泊	与論	
承認能力(t/日)	460	900	1,200	1,100	2,300	900	430	
操業率 (%)	R2年産	49.6	71.1	77.3	81.1	79.1	108.3	60.3
	R3年産	53.4	82.0	72.8	75.6	74.1	101.6	57.3

(注) 1 操業率 (%) = 原料処理量 (t) ÷ 年間処理能力 (t) × 100

(注) 2 年間処理量 (t) = 承認能力 (t/日) × 操業日数 (日)

(注) 3 操業日数は農林水産省が採用している100日とした。

資料：県農産園芸課

b 野菜

本県野菜の先発産地として、冬季の温暖な気象条件を生かしたばれいしょやさといもなどの産地育成が図られ、令和2年度の野菜栽培面積は2,765haで、平成27年度に比較して99.4%となっている。

特に、基幹品目であるばれいしょの栽培面積（令和2年）は2,207haと県全体の約80%を占めている。また、さといもやかぼちゃ、いんげん、トマトなどの産地

育成が進められている。

しかし、奄美群島は台風や冬季の季節風、干ばつなどの気象災害を受けやすく、野菜産地の育成・強化を図るためには、防風対策の徹底、畑地かんがい施設の整備、機械化一貫体系の確立等のほか、良質な堆肥の投入等による健全な土づくりを推進し、一層の品質及び生産性の向上を図る必要がある。

奄美群島における主要野菜の生産の推移

単位：ha, %

区分	面積			比率 (R2/H27)
	H 22年度	H 27年度	R 2年度	
ばれいしょ	1,810	2,130	2,207	103.7
さといも	286	137	129	94.2
かぼちゃ	82	69	74	84.1
いんげん	32	32	26	81.3
にがうり	21	13	14	107.7
トマト	23	20	15	75.0
その他	516	381	300	78.8
合計	2,770	2,782	2,765	99.4

資料：奄美農林水産業の動向

単位：t，%

区 分	生 産 量			比率 (R2/H27)
	H 22年度	H 27年度	R 2年度	
ばれいしょ	27,371	25,453	26,701	104.9
さといも	2,090	1,052	1,074	102.1
かぼちゃ	728	559	620	111.0
いんげん	235	300	203	67.7
にがうり	214	198	186	94.0
ト マ ト	412	481	396	82.4
そ の 他	6,408	3,676	2,633	71.7
合 計	37,458	31,719	31,813	100.3

資料：奄美農林水産業の動向

島別主要野菜生産の状況（令和2年度）

単位：ha，t

区 分	ばれいしょ		さといも		かぼちゃ		いんげん		にがうり		トマト	
	面積	生産量	面積	生産量	面積	生産量	面積	生産量	面積	生産量	面積	生産量
大島本島	7	37	8	33	26	159	0	5	9	66	7	80
喜界島	0	2	0	3	33	329	-	-	0	0	3	282
徳之島	1,006	13,129	10	84	10	100	0	4	2	22	3	26
沖永良部島	1,195	13,532	82	693	4	33	5	42	2	24	2	10
与論島	0	0	30	261	0	0	20	153	2	72	0	0
合 計	2,207	26,701	129	1,074	74	620	26	203	14	186	15	396

資料：奄美農林水産業の動向 ※四捨五入の都合上、計と一致しない場合がある。

c 果樹

大島本島、徳之島、喜界島を中心に亜熱帯海洋性気候を生かした、たんかん、ぼんかん、すももなどのほか、マンゴー、パッションフルーツ等の果樹が生産されており、特に、熱帯果樹類については本県生産面積の大部分を占め、令和2年度の果樹栽培面積は626haである。

たんかんについては、消費者の人気の高いことから大島本島、徳之島を中心に産地拡大が積極的に進められており、栽培面積は平成27年と比較して111.3%となっている。

熱帯果樹については、マンゴーやパッションフルーツの施設化による高品質・安定生産に向けた取組が行われており、栽培農家における生産安定が図られている。

また、一部地域では、法人による荒廃農地を活用した、たんかん等の生産・販売に向けた取組が始まっている。

今後とも、産地の維持発展を図るため、消費者ニーズに対応した新規品目の実証・導入等を推進するとともに、栽培技術の向上や各種事業を活用した施設整備等の取組を支援する必要がある。

奄美群島における主要果樹生産の推移（面積）

単位：ha, %

品目名	面積			比率 (R2/H27)
	H22年	H27年	R2年	
たんかん	274	319	355	111.3
ぼんかん	60	50	28	56.0
すもも	81	67	66	98.5
マンゴー	36	46	44	95.7
パッションフルーツ	32	24	21	87.5
合計	584	583	626	107.4

奄美群島における主要果樹生産の推移（生産量）

単位：t, %

品目名	生産量			比率 (R2/H27)
	H22年	H27年	R2年	
たんかん	1,514	342	1,694	495.3
ぼんかん	302	20	124	620.0
すもも	195	94	7	7.4
マンゴー	189	209	175	83.7
パッションフルーツ	247	163	194	119.0
合計	2,793	1,112	2,455	220.8

注：平成27年産は、一部地域でミカンコミバエの侵入による果実の廃棄あり。

島別主要果樹生産の状況（令和2年度）

単位：ha, t

区分	たんかん		ぼんかん		すもも		マンゴー		パッションフルーツ	
	面積	生産量	面積	生産量	面積	生産量	面積	生産量	面積	生産量
大島本島	256	1,096	25	122	66	6	13	47	16	155
喜界島	18	20	—	—	—	—	5	20	1	6
徳之島	78	575	3	3	1	0	11	48	3	31
沖永良部島	3	4	—	—	—	—	13	46	2	3
与論島	—	—	—	—	—	—	3	14	—	—
合計	355	1,694	28	124	66	7	44	175	21	194

資料：奄美農林水産業の動向

注：四捨五入の関係で合計が一致しないことがある。

d 花き

奄美群島は、切花と球根を中心に本県花き生産の主力産地となっており、令和2年度の切花の栽培面積は、県全体の約28%にあたる158haとなっている。品目については、スプレーギク、グラジオラス、ソリダゴ、テッポウユリが生産の中心である。

また、沖永良部島の特産であるテッポ

ウユリ等の球根は、消費の多様化や輸入球根の低価格化を背景として、面積は、平成27年度の23haから、令和2年度は13haと減少している。

今後とも、産地の維持発展を図るため、引き続き、栽培技術の向上や優良種苗の供給、各種事業を活用した施設設備等の取組を支援する必要がある。

奄美群島における主要花き生産の推移（面積）

単位：ha，%

品目名	面積			比率 (R2/H27)	
	H22年	H27年	R2年		
切花	キク	110	76	55	72.4
	ユリ	32	27	19	70.4
	グラジオラス	97	72	43	59.7
	ソリダゴ	45	39	33	84.6
花	その他	7	11	9	81.8
	小計	291	225	158	70.2
球根	27	23	13	56.5	
鉢物類	1	1	1	100.0	
合計	319	248	172	69.4	

奄美群島における主要花き生産の推移（生産量）

単位：千本，千球，千鉢，%

品目名	生産量			比率 (R2/H27)	
	H22年度	H27年	R2年		
切花	キク	40,867	31,698	23,761	75.0
	ユリ	7,978	5,534	3,890	69.7
	グラジオラス	10,191	8,602	4,109	47.8
	ソリダゴ	30,396	30,405	18,737	61.6
花	その他	1,272	2,231	1,788	80.1
	小計	90,704	78,520	52,285	66.6
球根	5,239	4,021	2,051	51.0	
鉢物類	32	35	65	185.7	
合計	96,025	82,576	54,401	65.9	

島別主要花き生産の状況（令和2年度）

単位：ha, 千本

区 分	キク		ユリ		グラジオラス		ソリダゴ	
	面積	生産量	面積	生産量	面積	生産量	面積	生産量
大島本島	—	—	—	—	—	—	—	—
喜界島	—	—	—	—	—	—	—	—
徳之島	—	—	—	—	—	—	—	—
沖永良部島	52	22,994	19	3,855	42	4,106	30	16,958
与論島	—	—	—	—	—	—	3	1,722
合 計	55	23,761	19	3,890	43	4,109	33	18,737

資料：奄美農林水産業の動向

注：四捨五入の関係で合計が一致しないことがある。

e 肉用牛

肉用牛は、台風等の自然災害に強い作目と位置づけられているとともに、農作物の生産性、品質の向上を図るための資材である堆肥の供給源として、さとうきびや園芸等との複合経営を中心に子牛生産が営まれており、農業産出額の29.7%を占め、子牛出荷頭数は県内11地区中第3位の地位にある。

最近の飼養戸数は、高齢化等により減少傾向にあるものの、一戸当たりの飼養頭数は着実に増加し、令和4年の飼養頭数は23,270頭と過去最高となっている。

一方で、国際情勢等に伴う飼料価格の

高騰により、厳しい経営環境にある中、肉用子牛生産を維持・発展していくため、飼料生産基盤の整備等による飼料自給率の向上及び生産コストの低減、哺乳ロボットや分娩監視システム等のスマート畜産技術の導入及びヘルパー組織やコントラクターの育成・強化による労働負担の軽減、分娩間隔の短縮や子牛の商品性向上等による生産性の向上を図る必要がある。

また、家畜疾病の発生防止や地域環境に配慮した取組も重要なことから、家畜衛生対策の徹底や環境と調和した畜産経営の実現は重要な課題となっている。

肉用牛（繁殖雌牛）の飼養状況の推移

単位：戸, 頭, %

区 分		平成22年	平成27年	令和2年	令和4年
奄美群島	飼養戸数	2,120 (16.6)	1,670 (18.6)	1,540 (21.0)	1,530 (22.9)
	飼養頭数	20,580 (15.8)	18,300 (16.2)	20,500 (17.7)	23,270 (19.8)
	一戸当たり	9.7 [95.1]	11.0 [87.3]	13.3 [84.7]	15.2 [86.4]
本 県	飼養戸数	12,800	9,000	7,330	6,690
	飼養頭数	130,500	113,000	115,600	117,800
	一戸当たり	10.2	12.6	15.7	17.6

(注) () は本県に占める割合, [] は県全体平均との対比

資料：市町村別統計

肉用牛（繁殖雌牛）の島別飼養状況（令和4年）

単位：戸、頭、%

区分	大島本島	喜界島	徳之島	沖永良部島	与論島	群島計
飼養戸数	64 (4.2)	55 (3.6)	942 (61.6)	203 (13.3)	265 (17.3)	1,530
飼養頭数	1,680 (7.2)	1,800 (7.7)	12,270 (52.7)	3,760 (16.2)	3,760 (16.2)	23,270
一戸当たり	26.3 [173.0]	32.7 [215.1]	13.0 [85.5]	18.5 [121.7]	14.2 [93.4]	15.2

(注) 1 ()は奄美全体計に占める割合, []は奄美全体平均との対比

(注) 2 統計基準によるラウンドのため合計は合わない

資料：市町村別統計

肉用子牛の取引頭数・価格の推移

単位：頭、円/頭、%

区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和3年度	
奄美群島	取引頭数	15,564 (16.4)	14,330 (16.8)	15,980 (18.4)	16,671 (18.7)
	取引価格	333,193 [90.3]	654,977 [98.2]	666,723 [96.7]	714,867 [100.8]
本県	取引頭数	94,727	85,073	86,899	89,272
	取引価格	369,132	666,775	689,784	709,518

(注) ()は本県に占める割合, []は県全体平均との対比

資料：鹿児島県経済連調べ（価格は税込み）

肉用子牛の島別取引頭数・価格（令和3年度）

単位：頭、円/頭、%

区分	大島本島	喜界島	徳之島	沖永良部島	与論島	群島計
取引頭数	1,273 (7.6)	1,346 (8.1)	8,428 (50.6)	2,760 (16.6)	2,864 (17.2)	16,671
取引価格	731,290 [103.1]	686,068 [96.7]	702,067 [98.9]	697,804 [98.3]	731,399 [103.1]	709,518

(注) ()は奄美全体計に占める割合, []は奄美全体平均との対比

資料：鹿児島県経済連調べ（価格は税込み）

f 地域特産物

(a) 葉たばこ

奄美群島では沖永良部島で唯一栽培されており、令和2年度の耕作面積は48haとなっている。

令和3年度に廃作募集が行われ、生産

者が令和2年度と比較して約8割減少したが、県葉たばこ生産振興基本方針に基づき、基本技術の実践、病災害対策の徹底、環境に配慮した葉たばこ生産の推進に取り組む必要がある。

葉たばこ生産の推移

単位：ha, kg/10a, t, %

区分\地域\年産		H27	H28	H29	H30	R元	R2	R2/H27
耕作面積	沖永良部島	69	64	58	57	55	48	70
	県計	483	473	449	428	404	386	80
単収	沖永良部島	159	189	214	231	188	184	116
	県計	186	208	256	250	257	207	111
生産量	沖永良部島	110	121	124	131	104	88	80
	県計	897	982	1,147	1,072	1,035	798	89

資料：たばこ耕作組合

(b) ごま

全国有数の産地である本県において、約9割が喜界島で栽培されており、令和2年度は奄美群島では、契約栽培を基本

に129haが栽培されている。

今後とも、栽培管理の徹底による生産の安定を図るとともに、契約栽培の取組等を推進する必要がある。

ごま生産の推移

単位：ha, kg/10a, t, %

区分\地域\年産		H27	H28	H29	H30	R元	R2	R2/H27
収穫面積	喜界島	48	129	130	150	150	120	250
	徳之島	3	3	9	6	3	9	333
	沖永良部島	0	0	0	0	0	0.01	-
	県計	63	63	148	151	164	132	210
単収	喜界島	46	46	47	16	14	29	63
	徳之島	42	42	42	34	45	30	71
	沖永良部島	0	0	0	0	0	90	-
	県計	46	46	23	17	29	14	30
収穫量	喜界島	22	60	21	21	43	15	68
	徳之島	1	1	4	2	1	3	300
	沖永良部島	0	0	0	0	0	0.09	-
	県計	29	68	34	27	48	19	66

資料：県農産園芸課

(c) 茶

徳之島では、「べにふうき」や「サンルーージュ」などの機能性品種が栽培されており、令和2年度で18haの栽培面積とな

っている。

今後とも、茶農家の経営安定を図るため、機能性を生かした特色ある茶の販路開拓・拡大を図る必要がある。

徳之島における茶生産の推移

単位：ha, t

区 分	徳之島			本 県		
	栽培面積	摘採面積	荒茶生産量	栽培面積	摘採面積	荒茶生産量
平成17年度	4	0	0	8,390	7,690	23,900
平成22年度	8	5	26	8,690	8,030	24,600
平成27年度	18	9	24	8,610	8,020	22,700
令和2年度	18	9	17	8,360	7,970	23,900

資料：県農産園芸課

(ウ) 農産物加工

奄美群島では、パッションフルーツやパイナップル、たんかん、さとうきびなどの地域特産物を活用した農産物加工品が生産されている。農産物の付加価値向上を図るため、新たな加工技術を活用した新商品の開発、商談及び販売機会の創出による新たな販路の開拓を行う必要がある。

今後も、地域における関係機関の連携強化による6次産業化等の更なる推進を行うとともに、大隅加工技術研究センター等において、特色ある農産物を用いた加工品づくりや販路開拓等を支援する必

要がある。

(エ) 農畜産物の販路拡大等

知事トップセールスをはじめ、県内外でのフェアの開催や「かごしまの食ウェブサイト」などを活用した総合的な情報の受発信等により、かごしまブランド産品をはじめとする県産農畜産物の認知度向上とイメージアップを図っている。

今後も、農畜産物の販路拡大を支援するため、産地関係者と連携しながら、継続的なPR・販売促進活動に取り組む必要がある。

(オ) 農畜産物の流通対策

農産物の島外への輸送手段は、主に海上輸送であり、鹿児島港到着後は、仕向先に応じてトラックやJRコンテナなどにより輸送されている。

大消費地から遠隔地にあり輸送に多くの時間を要することから、流通の効率化や輸送中の鮮度保持を図るため、これまで集出荷施設をはじめ、予冷施設、フリーザーコンテナ等の整備を進めている。今後も引き続き、流通の効率化や鮮度保持対策に取り組む必要がある。

また、農産物を奄美群島から島外へ出荷する場合、本土における陸上輸送費に加えて海上輸送費等が必要となることか

ら、今後も輸送コスト軽減対策が必要である。なお、沖縄県への出荷は、輸送コスト軽減対策の対象外であるが、沖縄の離島地域においては、定住促進等の観点から沖縄本島への輸送コストを補助対象としてることから、これと同様に、奄美群島から沖縄本島への農林水産物等の移出についても輸送コスト支援事業の補助対象とすることにより、奄美群島と沖縄の一体的な発展を図る必要がある。

気象条件等により島外へ出荷できなくなる流通条件の不利性について、代替輸送手段等への支援を行うなど、改善に向けた検討を行う必要がある。

各島からの輸送時間

島名 \ 仕向先	東京		大阪	
	輸送時間	販売日	輸送時間	販売日
奄美大島	45	4	35	4
徳之島	49		39	
沖永良部島	52		42	
与論島	54		44	
※参考：本土産地（指宿）	34	3 (一部4)	24	3

(注) ・ 輸送時間は、船（各島～鹿児島港）＋トラック（鹿児島～仕向先）で各島の港を出港してから仕向先市場到着までの時間（鹿児島港での荷さばき時間を含む）

・ 販売日は、産地出発から店頭販売までに要する日数

資料：県農政課 かがしまの食ブランド推進室

オ 生産性向上

(ア) スマート農業などの農業技術の開発及び普及指導活動

奄美群島における農業技術の開発のため、農業開発総合センター大島支場、徳之島支場等において、①奄美地域に適した亜熱帯果樹の安定生産・高品質化技術の開発、②さとうきび省力化栽培技術の確立、③南西諸島における野菜花きの省力生産安定技術の確立などの研究課題に取り組んでいる。

農業が奄美群島の基幹産業として位置づけられている一方で、農業就業人口が減少するなか、今後とも、本土とは異なる地域の特性（亜熱帯気候や重粘土壌など）に対応した継続的な技術開発が必要で、引き続きさとうきびやキク等の品種育成・選定、さとうきびやカンキツ類の病害虫対策、野菜・花き等の高収益品目の生産技術や新品種の開発、機械化による省力化やICT、AI等を活用した生産性の向上を図るためのスマート農業技術の開発等を行う必要がある。

また、高度化・多様化する研究ニーズに適切に対応するため、必要に応じて研究設備・施設の充実・強化を行う必要がある。

スマート農業の実装化については、さとうきびの受託作業管理の効率化に向けた実証活動や、ドローン操作の技能習得支援により、ドローン等の導入が進みつつある。

これらの取組について、試験研究機関や各種農機メーカーとも連携を取りなが

ら、地域の実態に的確に対応した普及指導活動の展開を図る必要がある。

(イ) 動植物の防疫体制

a 家畜衛生対策

家畜保健衛生所を中心に関係機関、団体等が連携して、畜産農家の疾病発生の予防や生産性向上のため、飼養衛生管理基準に基づいて家畜衛生対策指導に努めている。

また、周辺諸国で海外悪性伝染病が続発しており、家畜伝染病の発生防止及びまん延防止を図るため、徹底した家畜衛生対策の実施が必要であるほか、生産性の向上を図るため、慢性疾病対策の実施も重要となっている。

b 特殊病害虫対策

奄美群島では、これまでミカンコミバエやウリミバエの特殊病害虫の根絶に成功し、園芸作物の振興が図られつつあるが、農作物に重大な損害を与えるアリモドキゾウムシやカンキツグリーンング病等が依然として発生しているため、一部農作物の移動が規制されるなど、農業振興上、大きな阻害要因となっている。

現在、さつまいもの害虫であるアリモドキゾウムシの喜界島での根絶防除、果樹農業に壊滅的な被害を与える危険性があるカンキツグリーンング病の防除やまん延防止対策等を実施しており、今後ともこれらの早期根絶に向けた取組や、ミカンコミバエやウリミバエ等の再侵入に対する警戒対策を継続する必要がある。

特殊病害虫の概要

特殊病害虫名	被害を受ける作物名	移動規制の対象地域（令和3年度末）	備考
アリモドキゾウムシ	さつまいも	奄美群島	
イモゾウムシ	さつまいも	奄美群島	
サツマイモノメイガ	さつまいも	奄美群島	
アフリカマイマイ	野菜類	奄美群島	
カンキツグリーンング病	柑橘	徳之島、沖永良部島、与論島	平成23年度に根絶（喜界島）
ミカンコミバエ種群	主に果樹類	なし	昭和55年度に根絶（奄美群島） 平成28年度に根絶（大島本島、徳之島）
ウリミバエ	主にウリ科野菜	なし	平成元年度に根絶（奄美群島）

資料：県経営技術課

(ウ) 鳥獣被害防止対策

奄美大島、徳之島、沖永良部島を中心に、イノシシや鳥類の被害が発生しているため、各市町村において、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を策定した上で、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、関係機関・団体と連携して、被害防止の推進活動、侵入防止柵の整備、有害鳥獣の捕獲活動の支援などに取り組んでいる。

しかしながら、依然として、イノシシや鳥類によるさとうきびや野菜等への被害が発生しているため、引き続きソフト・ハード両面にわたる総合的な被害防止対策を推進していく必要がある。

また、奄美大島（瀬戸内町）、徳之島（天城町）においては、野生鳥獣の獣肉（ジビエ）の処理加工施設を整備し、地域資源としての利活用を進めている。

奄美群島における野生鳥獣による農作物被害の状況

単位：千円

	H29	H30	R元	R2	R3
奄美大島	13,809	16,489	39,296	32,426	27,285
うちイノシシ	9,592	10,034	20,783	20,207	14,492
喜界島	940	146	6,026	8,179	592
うちイノシシ	0	0	0	0	0
徳之島	11,297	10,869	50,006	30,133	6,513
うちイノシシ	10,968	10,314	45,357	28,178	6,091
沖永良部島	2,206	1,243	512	488	356
うちイノシシ	351	144	143	93	64
与論島	1,735	1,658	1,966	644	572
うちイノシシ	0	0	0	0	0
奄美群島計	29,987	30,405	97,806	71,870	35,316
うちイノシシ	20,911	20,492	66,283	48,478	20,647

注1：四捨五入の関係で合計値が異なる場合がある。

資料：市町村報告

カ 農業災害対策

(ア) 防災・保全施設

奄美群島においては、外海離島であるという地理的条件や台風常襲地帯であるなどの厳しい自然的条件を克服するため、生産基盤の整備と併せて、老朽化したため池や用排水路の改修、農地保全のための海岸保全施設の整備を積極的に進めてきた。

しかし、近年、局地的な集中豪雨や台風により農地・農業用施設の被害が多発していることから、今後とも自然災害から農地や農村地域の被害を未然に防止するため、これらの施設の老朽化対策や整備を計画的に推進する必要がある。

(イ) 農業制度資金・農業共済制度

奄美群島は、台風や冬季の季節風による農作物の被害も多いことなどから、被災農家の経営再建を支援する農業制度資

金の円滑な融通と既貸付金の償還条件の緩和に努めることにより、農家の経営安定を図る必要がある。

農業災害の公的保険制度である農業共済制度は、奄美群島では、基幹作物であるさとうきびや家畜を中心に引受があり、その他に園芸施設や大島本島の一部ですももの引受がある。

また、平成31年から、価格低下など農業者の経営努力だけでは避けられない収入減少を補償する「収入保険」が開始された。

その中で、令和2年産さとうきびの農業保険（共済＋収入保険）の加入率は46.0%に留まっており、島ごとの格差もある。一方、令和2年度の園芸施設共済の加入率は35.6%と増加している。

農業経営のセーフティネット機能を発揮させるため、引き続き農業共済や収入保険への加入を促進する必要がある。

共済引受・支払共済金の推移（1組合当たり）

単位：ha,千円,頭,%

区 分	組合数	さとうきび		家 畜		園 芸 施 設		
		引受面積	共済金	引受頭数	共済金	引受面積	共済金	
		引受率	被害率	引受率	被害率	引受率	被害率	
H17年度	奄美群島	2	1,215 38.0	50,619 4.6	23,885 102.0	121,572 4.1	7 8.1	204 0.2
	本県	10	1,398 47.9	35,860 2.6	43,210 86.5	386,949 5.8	31 20.2	2,492 0.7
H22年度	奄美群島	2	1,485 38.5	51,766 3.6	26,573 93.1	162,988 4.8	16 21.4	791 0.3
	本県	8	1,686 48.3	41,705 2.3	53,428 77.7	500,191 6.2	45 23.4	3,070 0.4
H27年度	奄美群島	2	1,848 48.3	19,198 1.3	25,384 94.6	191,152 4.4	18 22.7	2,272 0.5
	本県	8	1,977 58.3	101,691 5.6	47,623 100.6	509,498 6.1	48 25.6	7,786 0.7
R2年度	奄美群島	2	1,706 46.0	13,548 1.0	26,942 101.4	284,489 3.1	24 35.6	2,228 0.3
	本県	8	1,671 52.2	11,004 0.8	55,666 91.6	672,210 3.6	55 36.5	4,781 0.3

注1) さとうきびの年度は年産、「本県」の数値は引受を行っている3組合を基に集計したものである。

R2年度さとうきびの引受面積等は、畑作物共済＋収入保険の合計値である。

注2) 家畜の引受頭数及び引受率は大家畜(牛、馬)で記載。共済金は全共済目的(大家畜・中家畜)の合計

注3) 加入率＝引受頭数/有資格頭数。有資格頭数は統計資料より算出した数値であり、実際の引受頭数がこれを上回る可能性がある。

資料：県農業経済課

キ 農業団体

(ア) 農業協同組合

平成18年4月に広域合併により群馬唯一の総合農協となったあまみ農業協同組合は、合併前に比べ、組織や事業の規模が拡大し、組織・事業体制の強化や財務基盤の強化の取組を進めている。令和2事業年度で見ると、組合員数1万8,127人で県平均（1万4,745人）の122.9%、営農指導員数は50人で県平均（28人）の178.6%、経済事業については、購買品取扱高が約150億円で県平均（約64億円）の

233.8%、販売品取扱高が約162億円で県平均（約127億円）の127.8%となっている。

農業協同組合が、農業生産力の向上と組合員の福利厚生を目指して、その事業機能を生かしていくためには、組織・事業及び経営全般にわたって広域合併の効果をも十分に発揮するとともに、更なる経営の合理化、効率化を図り、地域農業の担い手づくりなど営農指導体制の強化や広域的なブランド産地づくり、生産販売体制の強化等を推進する必要がある。

農業協同組合の状況(1組合当たり)

単位：人，百万円，%

区分	組合数	組合員数	営農指導員数	信用事業		経済事業		長期共済 期末保有高
				貯金額	貸付額	購買品取扱高	販売品取扱高	
H17年度	奄美群島 (対県比較)	7 (35.6)	3,192 (42.1)	6,369 (15.9)	2,441 (21.3)	1,866 (47.3)	2,472 (36.3)	56,439 (23.3)
	本県	27	8,977	40,170	11,472	3,944	6,814	242,153
H22年度	奄美群島 (対県比較)	1 (130.8)	20,253 (151.6)	52,121 (65.8)	20,211 (77.4)	13,573 (202.5)	12,790 (126.0)	332,574 (91.2)
	本県	15	15,488	79,221	26,115	6,702	10,153	364,704
H27年度	奄美群島 (対県比較)	1 (122.5)	18,997 (164.3)	60,168 (70.3)	16,413 (72.6)	14,649 (241.2)	14,972 (133.8)	293,166 (97.0)
	本県	15	15,504	85,532	22,616	6,074	11,186	302,253
R2年度	奄美群島 (対県比較)	1 (122.9)	18,127 (178.6)	81,292 (72.0)	11,765 (52.4)	15,021 (233.8)	16,189 (127.8)	267,655 (90.5)
	本県	13	14,745	112,841	22,441	6,426	12,666	295,595

資料：県農業経済課

(イ) 農業共済組合等

奄美群島には、令和2年度まで、農業共済制度の運営主体である農業共済組合等は、大島農業共済事務組合（市町村営の一部事務組合）と南大島農業共済組合（組合営）の2組合があった。

奄美群島における令和2年度の1組合当たりの経営状況については、純財産は県平均の32.0%と低水準で、人件費率は68.6%と県平均より若干低い。

農業共済組合等が将来にわたり安定的・効率的な運営を展開していくためには、事務の効率化及び事務費の縮減等合理化を図る必要があったことから令和3年4月に県内8農業共済組合等が合併し「鹿児島県農業共済組合」が誕生した。

今後は、新組織の体制整備を図りつつ体質強化に努め、多様化する農家ニーズに対応した農業保険の更なる充実を図る必要がある。

農業共済組合等の状況(令和2年度-1組合当たり)

単位：人，百万円，%

区 分	組合数	組合員数	共済金額	純財産(千円)		人件費率
				当期剰余	総 額	
奄美群島	2	1,817	17,449	24,675	273,769	68.6
対県標準(県=100)	-	44.2	14.0	201.7	32.0	-
熊毛地域	1	2,176	39,584	6,385	437,494	74.9
本 県	8	4,108	124,380	12,234	854,359	72.5
沖 縄 県	1	6,703	26,355	106,625	163,507	67.6

注) 組合員数及び共済金額は任意共済含む。

令和3年4月1日に鹿児島県内8農業共済組合等が合併し、「鹿児島県農業共済組合」が誕生した。

資料：県農業経済課（沖縄県は沖縄県農業共済組合ホームページより）

ク 安心・安全な農畜産物の安定供給

(ア) 環境と調和した産地づくり

奄美群島は、重粘土質の土壌が多く、干ばつの影響を受けやすいこと等から、土づくり研修会の開催による農業者の意識醸成や、良質堆肥の施用による健全な土づくりに取り組んでいる。

また、地域の環境に配慮した農業を実践するため、農業用廃プラスチック類の

適正処理や、化学肥料・化学合成農薬の使用量低減に向けた取組を推進している。

今後とも、奄美群島の農業生産活動の持続的な発展に向けて、みどりの食料システム戦略も踏まえ、農業が持つ自然循環機能を維持・増進させ、農業生産活動における環境負荷の低減を図る環境と調和した農業を積極的に推進する必要がある。

奄美群島におけるエコファーマーの認定状況

令和4年3月現在

区分	H30	R1	R2	R3
大島本島	28	15	15	24
喜界島	18	13	13	13
徳之島	42	42	43	1
沖永良部島	28	11	22	17
与論島	11	7	0	0
奄美群島計	127	88	93	55
本 県	914	794	807	677

資料：県経営技術課

(イ) 食の安心・安全対策

県産農林水産物に対する消費者の安心と信頼を確保するために県が平成16年度に創設した「かごしまの農林水産物認証制度」(K-GAP)については、令和4年8月末現在、大島本島、喜界島、徳之島、沖永良部島及び与論島の23団体・個人が16品目の認証を取得している。

また、近年、大手量販店などの求めに

応じ、国際水準GAPを取得する生産者の動きも見受けられる。

今後とも、奄美群島における安心・安全な農林水産物の生産と消費者の信頼を確保するため、「かごしまの農林水産物認証制度」(K-GAP)の認証取得の促進と、国際水準GAPの取組に対する支援を行う必要がある。

奄美群島におけるかごしまの農林水産物認証制度認証取得状況(令和4年8月末現在)

区分		H17	H22	H27	R2	R4.8	
奄美群島	大島本島	品目数	0	0	3	4	4
		認定団体・個人数	0	0	4	5	5
	喜界島	品目数	0	1	2	2	2
		認定団体・個人数	0	1	2	2	2
	徳之島	品目数	0	2	2	5	4
		認定団体・個人数	0	2	3	6	4
	沖永良部島	品目数	1	7	8	10	10
		認定団体・個人数	2	1	5	8	8
	与論島	品目数	0	0	3	3	3
		認定団体・個人数	0	0	3	3	3
	計	品目数(※)	1	9	14	15	16
		認定団体・個人数	2	5	17	24	23
本県	品目数	21	53	64	63	66	
	認定団体・個人数	20	193	254	272	268	

※品目数は、重複する品目があるため、各島の品目数の合計と群島全体の品目数は一致しない
資料:県農政課 かごしまの食ブランド推進室

ケ 食育及び地産地消

食育及び地産地消については、奄美大島、徳之島及び沖永良部島の各地域に設置しているかごしまの“食”交流推進会議地域協議会を中心に、食に関する正しい知識の普及啓発や食文化の継承、身近にある生産の場を生かした農林水産業の理解と地域食材の活用促進等に取り組んでいる。また平成28年1月、伝えたい、広めたい郷土の“食”として「かごしまの味」を制定し、奄美地域の郷土料理等も

その中で10品制定した。

今後とも、農林水産業、教育、観光産業等の関係機関・団体との連携を強化し、地域の農林水産物や多彩な食文化を生かした食育・地産地消を更に推進する必要がある。

※かごしま地産地消推進店：県産農林水産物を積極的に活用し、その情報を消費者に提供している飲食店等を、かごしまの“食”交流推進会議が「かごしま地産地消推進店」として登録している。

かごしま地産地消推進店登録状況

単位:店

区分	奄美群島	本県
H17年度	-	-
H22年度	39	423
H27年度	67	637
R2年度	83	793
R3年度	86	805

注) 数字は年度末時点の累計登録数

資料: 県農政課

コ 農村の振興

(ア) 活力ある農村(むら)づくり

奄美地域においては、長年の歴史と生活習慣の中で「結いの精神」が受け継がれ、地域住民の温かい連帯感が生まれ、特色ある農村(むら)づくり活動が展開されている。

これまで、農林水産祭むらづくり部門の天皇杯を和泊町国頭地区(平成4年度)、知名町正名地区(平成12年度)、宇検村阿室校区(平成29年度)が受賞している。

今後とも、地域住民の自主的な話し合い活動を基本に、NPO法人など地域外の活力も活用した共生・協働の農村(むら)づくり運動の取組を推進するとともに複数の農村集落の機能を補完する農村型地域運営組織(農村RMO)の形成等の取組を支援していく必要がある。

(イ) 農村の環境整備

農村地域で安心して生活を営んでいくため、農業農村整備事業等による生産基盤や生活環境の整備に努めるとともに、多面的機能支払交付金を活用して、農地や農業用施設等を保全する地域共同活動

(水土里サークル活動)が取り組まれている。

農村地域の過疎化、高齢化、混住化の進行により集落機能の低下が懸念されているものの、奄美地域における農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮することは重要であり、農業者だけでなく非農業者も含めた水土里サークル活動を推進していく必要がある。

(ウ) 都市と農村との交流

奄美群島においては、豊かな自然や伝統文化を生かし、グリーン・ツーリズムなど都市農村交流を推進している。

都市住民が奄美の農業や農村生活を体験することは、奄美地域への理解を深める機会となるとともに、都市住民を受入れることは、農村地域をはじめ地域全体の活性化にとっても重要なことから、今後とも、奄美の豊かな自然や伝統文化等の地域資源を活用したグリーン・ツーリズムなど都市と農村の交流を促進するとともに持続的なビジネスとしての農泊の取組を促進する必要がある。

(2) 観光産業

観光は人々のくらしに生きがいや安らぎをもたらすものであり、経済的にも裾野が広く、多くの分野に効果をもたらす産業である。また、交流人口の増加によって産業・雇用を創出し、地域を活性化するものであり、観光資源の豊富な奄美群島にとって大きな可能性をもつ産業として期待されている。

さらに、国においても、「観光は、真に我が国の成長戦略と地方創生の大きな柱である」との認識の下、今後目指すべき新たなビジョンとして「明日の日本を支える観光ビジョン」をとりまとめ、「観光先進国」の実現に向け、政府一丸、官民を挙げて推進することとしている。

奄美群島への入込客は、港湾の整備による施設の機能向上に伴う船舶の大型化や、奄美空港や徳之島空港へのジェット機の就航による時間短縮及び輸送力の増大が図られるなど、交通条件の改善等により、平成8年をピークに増加したが、長引く景気低迷等もあり、その後年々減少傾向にあった。

その後、奄美空港へのLCCの就航やクルーズ船の寄港などの効果により平成25年から増加に転じ、令和元年度の入込客は過去最高の約89万1千人となったものの、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少傾向が続いており、令和3年は統計のある昭和45年以降で過去5番目に少ない約55万7千人となっている。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、旅行の自粛や外国人観光客の激減など、観光産業を取り巻く環境が大きく変化するなか、観光産業の振興を図るためには、ウィズコロナ・ポストコロナ時代

の経済社会の変化に的確に対応する必要がある。

近年、観光客は、個人の価値観の多様化やデジタル技術の進展を背景として、団体旅行から個人旅行へのシフトが進んでおり、また、地域の自然、歴史、文化とのふれあいを求めるなど、本物志向・体験志向へと変化するとともに、健康や癒しに対するニーズが高まってきている。奄美群島は、亜熱帯性・海洋性の優れた自然、個性的な伝統・文化等の豊富な地域資源が長寿・子宝を支える要素として、再評価されており、さらに世界自然遺産登録と相まって、ますます注目を浴びている。

また、ヘルスツーリズム、グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム、エコツーリズムなど、地域資源の特性を踏まえた体験・滞在型観光が求められているなかで、奄美群島においても、豊かな自然を生かしたシーカヤック、ダイビング、原生林探訪、地域文化等の体験型観光への取組や、農林漁業体験を提供できる民宿や古民家を再生した宿泊施設の整備など、スローライフ、スローフードをテーマとした滞在型観光の取組が進みつつある。

さらに、世界自然遺産登録や持続可能な観光地の国際的な認証団体への選出などにより、奄美群島の国際的な知名度が向上し、諸外国との観光をはじめとする様々な交流が今後更に拡大することが見込まれる。

今後、奄美・沖縄の世界自然遺産登録効果を波及させ、持続的な発展につなげるため、沖縄県と連携させ、地域の持つ多様な魅力を活かしたプロモーションや周遊促進を図る必要がある。

(3) 情報通信産業

ア 情報通信環境

(7) 通信サービス基盤の状況

本土から奄美群島を結ぶ主要通信網は、鹿児島から奄美大島、徳之島、沖永良部島、与論島を経由して沖縄を結ぶ海底光ケーブルの基幹ルートが整備されており、鹿児島から直接沖縄を結ぶルートとループを形成している。また、奄美大島と喜界島との間についても、海底光ケーブルが敷設されている。

奄美群島内の高速通信網は、無線ブロードバンドを活用している請島、与路島を除く群島全域で、超高速ブロードバンドの基盤である光ファイバの整備が完了している。

ただし、採算性の面から、民間事業者による情報通信基盤の整備が進まなかった地域では、市町村が公設で光ファイバを整備しており、その維持管理の経費も市町村の負担となっていることから、維持管理に係る経費をユニバーサルサービス（※1）制度の対象とし、民間移行を促進する必要がある。

CATV（ケーブルテレビ）は、天城町及び和泊町の全域及び龍郷町の幹線道路沿いに光ファイバが敷設され、奄美市の旧名瀬市と旧笠利町の全域及び瀬戸内町の一部地域に同軸ケーブルが敷設されている。

携帯電話は、各島においてほぼ全域がエリア化されているが、奄美市、宇検村、喜界町及び知名町の一部地域において不感地域（※2）が残っていることから、その解消を図るとともに、5Gの導入を促進する必要がある。

公衆無線LANは、観光客の誘客などの観光面や災害時の情報連絡手段などの防災面で活用が見込まれるため、主要な観光防災拠点における整備促進が望まれる。

※1 ユニバーサルサービス：郵便をはじめ、電話、電気、ガス、水道など生活に欠かせないサービスを、全国どこにおいても、利用しやすい料金などの適切な条件で、誰もが公平かつ安定的に利用できるよう提供すること。

※2 不感地域：どの携帯電話事業者の電波もつながらない地域で、かつ、住民や自治体から不感解消希望がある地域。

(イ) 通信サービスの利用状況

超高速ブロードバンドの基盤である光ファイバは無線ブロードバンドを活用している請島、与路島を除く奄美群島全域で整備が完了しており、ほとんどの地域において、サービス提供事業者と契約を結ぶことにより、利用が可能となっている。

(ロ) 各種サービスの利用コスト

NTTの通話料金は、これまでに遠距離通話料金の値下げや奄美群島と鹿児島区域又は離島相互間の隣接区域扱いなど改善が図られているが、それ以外の地域との通話料金は海上距離を含めて算定されているため、特例措置により海上距離が完全に解消されている沖縄県に対し格差が生じている。

ブロードバンドの通信料金は、離島、本土とも一律料金となっているため、通話コストの軽減策として、ブロードバンドサービスに付随するIP電話を利用することで格差を完全に解消することができる。

携帯電話の通話料金は、それぞれの携帯電話事業者により設定されているが、主な事業者の料金設定は、全国一律又は全国を複数の区域に分け区域内と区域外別に料金設定を行っている。本県におい

ては、本土と奄美群島は同一区域であり、同額の料金設定となっている。

(エ) テレビの状況

テレビは平成24年3月31日にアナログ放送からデジタル放送に移行した。

デジタル放送への移行に伴い、アナログ放送は受信できていたがデジタル放送が受信できなくなる「新たな難視」地区については、共聴施設や高性能アンテナの新設、CATVへの加入などの対策を講じ、平成26年度をもって全世帯で対策が完了した。

地上波テレビは、台風や豪雨等の災害が多い奄美群島において、災害時等における情報の入手源として、防災上極めて重要な役割を果たしており、地上波テレビの視聴に支障を来すこととなれば、住民生活に重大な影響を及ぼすこととなる。特に、台風においては、奄美群島を経由し北上するケースが多く、近年は勢力を維持したまま接近する傾向が高くなっており、防災情報の重要性は増している現状である。

本土から奄美群島に放送波を伝搬するためには、種子島、中之島から奄美大島へ、また、奄美大島から喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島の各島へと洋上の7区間を中継するの必要があり、国内の他の離島と比較しても例のない多段階中継方式となっている。また、この洋上中継ルートには、100kmを超える長距離区間が3区間あり、これら洋上中継区間では放送波を安定的に伝搬することが技術的に困難であることから、安定した受信電波を確保するために、2か所以上の受信施設を用意し、受信対応している中継局もある。さらに、奄美群島には、海岸線が変化に富み、河川は短小急流で、集落が海岸線沿いの入江を中心に形成されている地域もあり、放送波が届きにくく、県

内の全中継局の約3割にあたる24局もの中継局が必要となっている。

奄美群島の中継局においては、地上デジタル放送への移行から15年近くが経過し、定期的な補修等を行ってはいるものの、特に塩害等による設備の老朽化により、設備の更新の必要性が生じている。更新には、局数が多く、必要な機器等を輸送するコストが多くなるなど、放送事業者の大きな負担となっており、他地区とは異なるコスト高の要因を有している。

(オ) ラジオの状況

NHKラジオにおいては、夜間は外国波による混信によりラジオ放送が聴取しづらくなる地域があることから、奄美市や大和村、宇検村、喜界町、与論町の一部地域を対象に、NHK第1放送(中波)をFM波に変換して放送しているものの、依然として聴取しづらい地域が存在している。

MBCラジオにおいては、平成9年3月に電気通信格差是正事業により名瀬中継局が整備され、旧名瀬市では昼夜ともほとんど難聴取が解消されているものの、それ以外の地域では聴取しづらい状況にある。

なお、群島内には4つのコミュニティFM放送局が開局されており、これらのコミュニティFM放送局においては、MBCラジオの一部の番組が放送されているほか、一部の放送局との間において防災協定を結ぶことにより、防災時における緊急放送を実施している。

また、NHKラジオ及びMBCラジオでは、難聴取解消と聴取機会の拡大を図るため、放送番組をインターネットを通して同時配信する取組を行っている。

停電時でも利用できるラジオは、災害時等における情報の入手源として、防災

上極めて重要な役割を果たしており、今後とも、地元の意向を踏まえ、放送事業者と連携しながら、難聴取地域の解消を図る必要がある。

イ ICT利活用の推進

ICTの利活用により、離島地域の条件不利性を軽減でき、生活の利便性向上や農業・観光など潜在的に発展可能性を有している産業振興が期待できる。

行政分野においては、情報発信手段として、ホームページやSNSを活用しているほか、地域によっては地域のコミュニティ放送やCATVも活用されているが、必要な情報や活用する媒体は、情報を利用する側の年齢や国籍、職業等によって異なることから、様々な媒体の特性を生かしながら、効果的な情報発信に努めていく必要がある。

また、奄美市では、RPA（※1）やAI-OCR（※2）などによる業務の自動化や、チャットツールを活用した行政サービスの展開など、先進的な取組が進められており、住民の利便性向上を図るための電子申請を活用した行政手続きのオンライン化や、コストの削減や業務の効率化を図るための電子入札システムや住民登録等の基幹システムの共同利用など、取組を促進する必要がある。

依然として、政府機関・企業等を標的としたサイバー攻撃や情報流出の事例が発生していることから、行政のICT活用を進めるにあたっては、情報セキュリティ対策を十分に講じる必要がある。

医療分野においては、奄美群島を含む離島・へき地に医療機関の利用が困難な地区もあることから、ICTを活用した遠隔医療を推進するなど、引き続き医療提供体制の充実が重要である。

産業分野においては、大島紬、奄美黒糖焼酎など特産品関連産業において、ホ

ームページによる情報発信やネット通販など、ICTを活用した取組が進められているほか、情報通信産業を中心とした企業の立地も進みつつあり、奄美市においては、情報通信産業の振興を図るための拠点施設として整備した「奄美市ICTプラザかさり」を活用した企業立地や地元企業の育成が進められている。

観光分野においては、地域の情報発信手段として奄美パークが開設する「アイランドインフォメーション」や鹿児島県観光サイト「かごしまの旅」、奄美の観光・物産を一元的に推進する（一社）奄美群島観光物産協会の運営するホームページ等があり、モデルルートや郷土料理等の観光情報や特産品情報等を発信している。

※1 PRA・・・Robotic Process Automationの略：コンピュータ上で行われる業務プロセスや作業を人に代わり自動化する技術のこと。

※2 OCR・・・Optical Character Reader（又はRecognition）の略：紙面を写した画像などを解析して、その中に含まれる文字に相当するパターンを検出し、書かれている内容を文字データとして取り出す装置やソフトウェア。

AI-OCR：AIにより手書き書類等の文字情報を認識し、データに変換する技術のこと

ウ 情報活用能力の向上

(ア) 人材の育成

小・中学校においては、GIGAスクール構想により校内の通信環境と児童生徒1人1台端末の整備が完了し、小規模校同士で遠隔教育システムを活用した遠隔合同授業を実施したり、県内外の学校や企業等と連携した取組を行うほか、I

ICTを活用した授業等により、児童生徒の情報活用能力の向上を図っている。

今後は、整った通信環境と1人1台端末を効果的に活用した授業づくりの推進を図っていく必要がある。特に、離島においては、遠隔教育システムを推進・充実させることで、「地理的特性等による学習内容や方法の制約」、「多様な価値観に触れる機会が少ない」など、これまでの課題を解消するとともに、小規模校同士でのICTの活用により可能となる学習スタイルの構築や離島という地理的特性を生かした学習の成果などが期待される。

また、AIやIoTなど、急速に発展する社会の情報化に対応するため、学校におけるICTを効果的に活用した「個別最適な学び」や「協働的な学び」の推進、プログラミング教育や情報モラル教育等の取組の充実を通して、次世代に求められる情報活用能力を身に付けた人材を育成する必要がある。

専門学校においては、奄美情報処理専門学校が、奄美群島唯一の情報系の高等教育機関である。平成17年に設立以降、プログラマー等のICT利活用能力を有するデジタル人材を年間約20人育成・輩出し、島内の情報通信企業に就職する卒業生もいるなど、奄美大島におけるデジタル人材の育成に寄与している。

大学や専門学校の新規学卒者においては、情報通信企業に就職してから一人前になるために、研修やOJT（On-the-Job Training：職場研修）を通じ、一定の育成期間が必要と言われている。奄美市は、情報通信企業に対し、専門知識を有する方を招へいして実施する高度な技術指導や外部人材を活用した技術習得への補助を行っており、このような市町村による情報通信企業の人材育成・研修コストを軽減する取組が求められている。

「誰一人取り残されない、人に優しい

デジタル化」を実現するためには、高齢者等を中心に、住民がデジタル機器に触れ、活用する機会の創出促進が重要である。

生涯学習・社会教育においては、住民のICT利活用能力の向上を図るため、市町村において、高齢者向けのスマホ教室等、デジタルデバインド対策が実施されているほか、パソコンやインターネットに関する公民館講座等が開設されている。

また、徳之島町では、小・中学生を対象とした民間主導のプログラミング教室も行われている。

また、かごしま県民大学中央センターでは、市町村等の生涯学習・社会教育関係者等を対象として、ICT機器等を使用した研修を行っている。今後は、市町村等におけるICT機器等を有効に活用できる指導者等を養成するとともに、ICT機器等を活用した生涯学習を推進する必要がある。

(イ) 人材の活用

奄美市では、情報通信産業の振興を目的に整備された「奄美市ICTプラザかさり」にIT企業出身者を配置するなど、デジタル人材の活用が進められている。

一方、奄美群島の公的機関等においては、奄美群島の各島が独自に開発しているシステムの統一やデータに基づくマーケティング分析、デジタル技術を活用した効率的・効果的な施策の展開を図る上で、専門的知識を有するデジタル人材が求められている。

(ウ) 人材の確保

デジタル関連産業やデジタル人材は、情報通信基盤が整備されていれば、仕事が可能であることから、奄美群島で光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤が整備されたことにより、デジタル関連産

業の立地やデジタル人材の移住が進んでいる。

デジタル関連産業等においては、物価や人件費の安い海外に業務の一部を委託し、コスト削減を図るオフショア開発から、言語や文化の違いなどによる海外との取引リスクを考慮し、国内の地方に業務を委託するニアショア開発へ移行している。また、かつては、顧客から要求される高いセキュリティ対策を講じることが地方進出の障害となっていたが、利用者専用の仮想的なネットワーク（VPN専用回線）の構築が進んだことにより、デジタル関連産業等の地方進出の追い風となっている。

なお、デジタル関連産業等が、奄美群島への立地等を決定するにあたって、地元市町村の働きかけや支援制度がきっかけになった事例や、自然豊かで、社員がリフレッシュできることがきっかけになった事例もある。

(4) 地域の特性を生かした産業の振興

ア 水産業

(ア) 概況

奄美群島の海岸線の延長は870kmに達し、全国第3位の海岸線を有する本県の約3分の1を占めている。また、奄美群島は、周辺をサンゴ礁で囲まれた島々が南北に連なり、その西方約180km沖合を黒

潮が北東に流れ、周辺海域には天然礁も多く存在するため、好漁場が形成されている。一方、夏季・秋季は台風、冬季は季節風の影響を受けており、漁業操業に制約を受けている。

奄美群島では、カツオ・マグロ類、サワラ等の回遊性魚種やソデイカを対象とした一本釣・曳縄漁業をはじめ、ハマダイ、アオダイ等の瀬物類を対象とした一本釣漁業が営まれている。また、沿岸域では、ブダイ、イセエビ、ヤコウガイ及びシラヒゲウニ等を対象とした潜水漁業やタカサゴ、スズメダイ等を対象とした追込網漁業、刺網漁業が営まれている。

大島海峡や焼内湾等では、静穏で温暖な海域特性を利用したマベガイ等の真珠養殖、カンパチ、クロマグロ等の魚類養殖及びクルマエビ養殖が盛んである。さらに、モズク、ヒトエグサ、ウミブドウ（クビレヅタ）の藻類養殖も営まれている。

奄美群島の水産業は、平成2年以降、生産量は8,000t前後を維持していたが、近年、瀬物資源の減少、漁業者の高齢化等により生産量は減少し、6,000t台で推移している。

なお、令和元年の群島内の水産業生産額は89億5千万円（大島支庁・水産振興課調べ）であり、養殖業が全体の88%を占めている。

海水漁業の漁船の規模別構成比(令和3年12月末現在)

区分	総数	無動力	動力船					
			計	1t未満	1~3t	3~5t	5~20t	20t以上
奄美群島	1,590	0	1,590	545	669	230	146	0
本県	8,186	29	8,155	2,683	2,713	1,421	1,301	39
沖縄県	5,203	2	5,201	1,383	2,020	1,055	739	4
全国	205,582	3,347	202,235	78,217	62,851	37,027	22,965	1,175

資料：奄美群島、本県については漁船統計表(県水産振興課)
全国、沖縄県については漁船統計表(水産庁)

(イ) 沿岸・沖合漁場の整備開発

漁場の整備については、奄美群島の沿岸・沖合域に、魚礁や浮魚礁を設置して漁場造成を進め、水産資源の有効利用や漁場の高度利用を促進してきた。

これらの魚礁には、多種多様な魚類等の蛸集がみられ、特に、浮魚礁は、カツオ・マグロ類の蛸集効果が高く、漁船漁

業における生産性の向上に大きく貢献している。

今後とも、漁業経営の安定及び奄美周辺海域の水産資源の維持・増大を図るため、資源管理の推進と併せて、魚礁や浮魚礁の設置による漁場造成を積極的に推進していく必要がある。

奄美群島海域の浮魚礁設置状況(令和4年3月現在)

単位:基

区分	大島本島	喜界島	徳之島	沖永良部島	与論島	県設置	計
設置基数	44	6	23	8	12	28	121

資料:県大島支庁

(ウ) 漁場環境の保全

奄美群島周辺海域は、赤土の流出等による漁場汚染が依然としてみられているため、関係機関と協議しながら漁業への被害防止対策を推進する必要がある。

また、海水の異常高温等によるサンゴの白化現象に加え、オニヒトデの異常発生等は、群島内のサンゴ礁に大きな被害を与え、沿岸の漁業への影響が懸念されることから、今後ともオニヒトデの駆除によりサンゴの保全を継続的に実施していく必要がある。

大島本島南部地域の魚類養殖水域においては、養殖による漁場への負荷を低減するため、県魚類養殖指導指針や持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画の遵守指導等により、漁場環境の保全を図っていく必要がある。

(エ) 漁港の整備

奄美群島内には、県内外漁船の前進基地や避難港として利用される第4種漁港5港と、主に地元漁船が利用する第1種漁港30港の合計35港がある。第4種漁港のうち、2港(古仁屋漁港・知名漁港)は、本土と奄美を結ぶ定期船の寄港地で、本土や群島内の各島への人や物資の発着拠点港ともなっている。

漁港の整備にあたっては、港内静穏度(※)の向上を図るための外郭施設、台風等における避難漁船や定期貨客船の安全で利用しやすい係留施設等に重点を置いて整備を進めてきたところである。

大熊漁港においては、平成29年7月に、干潮時における陸揚げ作業の軽労化を図るための浮棧橋整備が完了したところであり、茶花漁港においては、港内静穏度の向上を図るための防波堤整備が平成30年度に完了している。

今後は、これまで整備してきた漁港施設の老朽化が進み、施設の補修等が必要な時期を迎えることから、計画的に施設の長寿命化対策を推進する必要がある。

また、東日本大震災の経験を踏まえ、震災後の地域経済の早期復興には漁港施設の機能確保が重要であることから、今後、想定される大規模地震やそれに起因する津波等に備え、漁港施設の耐震・耐津波等の強靱化対策を推進する必要がある。

※港内静穏度：荒天時あるいは台風来襲時における漁港内の波の高さの程度を表したもので、数値が小さいほど、港内は静穏であり、安全な漁業活動が可能となる。

漁港の概況(令和4年4月現在)

区分	漁港種別						漁港名
	第4種	特定第3種	第3種	第2種	第1種	合計	
奄美大島	3				20	23	第4種: 宇宿, 大熊, 古仁屋 第1種: 喜瀬, 小宿, 崎原, 小湊(三方), 和瀬, 名音, 今里, 字検, 芦検, 平田, 西古見, 花天, 久慈, 芝, 実久, 諸鈍, 秋徳, 龍郷, 安木屋場, 秋名
喜界島	1				2	3	第4種: 早町 第1種: 小野津, 荒木
徳之島					4	4	第1種: 山, 亀津, 松原, 前泊
沖永良部島	1				2	3	第4種: 知名 第1種: 内喜名, 沖泊
与論島					2	2	第1種: 茶花, 麦屋
計	5				30	35	
本県	16	1	4	24	94	139	

資料: 県漁港漁場課

(オ) 漁船漁業の振興

近年, 浮魚礁による漁場の整備, 漁場調査や漁具・漁法の改良をはじめ, 航海計器や漁労機器等の導入等により, 漁場の拡大と操業の効率化が図られてきたが, ハマダイ, アオダイなどの漁獲対象魚の多くに, 魚体の小型化や漁獲量の減少がみられた。このため, アオダイ, ハマダイ, ヒメダイ, オオヒメの4種については, 沖縄県と共同で禁漁区域の設定などマチ類(※)広域資源管理に取り組み, 資源の回復と持続的利用の確保に努めている。

また, サメによる操業中の漁業被害が頻発していることから, 漁業者が主体となった駆除活動を実施している。

一方, 沖合漁場の開拓や新たな資源の開発が進み, ソデイカ, タチウオのように主要な漁獲対象魚種として定着したものもある。

今後とも, 有用な水産資源の持続的な利用を図るため, 効率的な漁場整備, 資源管理の継続や新たな漁場・資源の開発

やスマート水産業の普及等を通じ, 漁業者の経営安定・向上を図る必要がある。

※マチ類: 瀬物類の総称

(カ) 栽培漁業の推進

奄美群島は, サンゴ礁に囲まれた浅海域や大島海峡等に代表される内湾性の海域も有しており, 根付資源の種苗放流など栽培漁業への期待が大きい。

現在, シラヒゲウニ, ヤコウガイについては, 種苗生産技術を確立しシラヒゲウニは地元での種苗生産の実証試験において稚ウニの生産を試みている。また, 高級魚であるスジアラについては, 種苗の量産化を目指し, 技術開発が行われている。

また, 群島内においては, 魚介類の餌場や保育場としての機能を持つ藻場の消失が依然としてみられており, 県水産技術開発センターが南方系ホンダワラ類の藻場造成手法の調査・研究に取り組んでいる。

(キ) 海面養殖業の振興

大島海峡や焼内湾等では、静穏で温暖な海域特性を生かし、昭和20年代から始まった真珠養殖を皮切りに、魚類、藻類、クルマエビの養殖が取り組まれ、令和2年には群島内の漁業生産額の約8割を占めている。

しかし、近年の養殖生産量の増加に伴い、魚病の発生や漁場環境の保全等が課題となっている。

また、種苗や餌、養殖用資材等の購入や生産物の出荷等にかかる輸送経費が、本土と比較して割高になるなど、コスト面での課題がある。

今後も、適正な漁場利用に基づき、クロマグロなど奄美群島に適した特産品的な養殖魚種の生産を促進する必要がある。

a 真珠養殖

真珠養殖業は、縮小傾向にあるものの、3経営体（令和2年）で、マベガイやシロチョウガイの養殖が営まれている。

b クルマエビ養殖

昭和51年頃から始まったクルマエビ養殖は、7経営体（令和2年）により干満を利用した築堤式や陸上施設で営まれており、県内における主要な産地となっている。

c 魚類養殖

昭和44年から始まった魚類養殖は、奄美大島南部地域においてカンパチ等を対象に順調に生産を伸ばしてきた。近年では、有利な海域特性を生かしてクロマグロの生産量が増え、本県養殖クロマグロの生産量、約3千トン（令和2年）の約8割を占めている。

d 藻類養殖

奄美大島及び与論島におけるモズク、

徳之島におけるヒトエグサなど海面での藻類養殖は年による生産量の変動はあるものの、おおむね順調な生産を続けている。また、奄美大島及び喜界島においては陸上施設によるウミブドウ（クビレヅタ）養殖が行われている。

(ク) 流通の合理化、消費の拡大

奄美群島で漁獲・生産される水産物の流通は、地元での消費量が限られていることに加え、本土の市場に遠く、輸送経費や輸送手段の面で大きな制約を受けるなど、極めて厳しい条件の下におかれている。

課題となっている輸送経費の軽減については、奄美群島振興交付金の活用により、奄美群島から本土への輸送コストの支援を行っている。また、販路拡大等については、沖縄への出荷について、同交付金を活用した奄美群島水産物流通支援事業による輸送コストの支援を行い、生産者の販路拡大、流通の改善・効率化を図っている。

現在、奄美群島には、名瀬、奄美、宇検、瀬戸内、喜界島、とくのしま、沖永良部、与論島の8漁業協同組合がある。

これらの漁業協同組合における取扱量1,416t（令和3年）のうち、36%に当たる510tが島内向けであり、残りの64%が島外への出荷となっている。

一方、漁獲される水産物の鮮度保持等に必要な製氷、冷蔵・冷凍施設、荷捌き施設等の流通関連施設の整備状況には地域格差があり、地域によっては、氷等の需要増加による供給不足やあるいは施設の老朽化により、生産活動に支障を及ぼしている。

このほか、島内消費を高めるため、地元水産物の加工展示販売施設を整備したり、観光資源や学校給食等に活用するなど、島内消費を高めるための地産地消を

推進する必要がある。

今後とも、島内外における水産物の消費拡大を図るため、輸送経費の軽減、観光客等のニーズに対応した水産加工品の

開発や直販施設の整備、高鮮度流通や効果的な出荷体制を構築するための施設等の整備を促進する必要がある。

市場取扱量及び島外出荷状況(平成28年)

単位:t, %

市場名	総水揚量(t)	配分状況(%)			
		地元	島外出荷	地元	島外出荷
名瀬	203	203	0	100.0	0.0
瀬戸内	61	7	54	11.6	88.4
奄美	128	64	64	50.0	50.0
喜界島	32	32	0	100.0	0.0
とくのしま(徳之島町)	81	48	33	59.4	40.6
とくのしま(天城町)	3	3	0	100.0	0.0
沖永良部	166	87	79	52.5	47.5
与論町	79	79	0	100.0	0.0
計	753	523	230	69.5	30.5

資料: 鹿児島県水産物卸売市場年報

共同利用施設の整備状況(平成19年~令和3年度)

単位: 件

区分	本島北部	本島南部	喜界島	徳之島	沖永良部島	与論島	計
漁業近代化施設	2	0	0	0	0	0	2
流通関連施設	5	2	1	2	2	0	12
合計	7	2	1	2	2	0	14

(注) 漁業近代化施設: 上架施設, 養殖施設, 海岸局

流通関連施設: 製氷・貯水施設, 加工施設, 荷捌き施設, 漁具倉庫

資料: 県大島支庁

(ケ) 水産加工業の振興

水産加工業については、かつお節加工やウニ、モズク、ヒトエグサ等の加工のほか、練り製品を地元向けに加工しているが、いずれも経営体は小規模である。

また、カツオ・マグロ類、トビウオ類、シイラ、サメやソデイカ等を加工原料として使用した、漁協や生産者等が加工販売する取組が増えてきている。

今後更に、6次産業化を促進し、中食用としての加工品や観光客等を対象とした製品開発を進める必要がある。

(コ) 担い手の確保・育成

漁業経営体は、昭和60年の1,497経営体をピークに徐々に減少傾向にあり、平成30年には、467経営体となっている。

漁業種類別には、カツオ・マグロ類、瀬物類等を対象とした釣・はえ縄漁業が経営体総数の約59%を占め、他の地域と比較して高い割合を示している。また、海面養殖業は平成25年は47経営体、平成30年は28経営体と減少している。

専業別には、専業個人経営体は150経営体で、個人経営体総数の約29%にすぎず、依然として兼業経営体が多くなって

いる。

また、漁業就業者は、全国的に減少傾向にあるが、奄美地域においても、平成25年は1,036人、平成30年は852人と、この5年間で約180人減少している。

年齢階層別では、60歳以上の男子就業者の割合が平成10年の約46%を境に減少傾向で、平成30年は約40%となっている。

また、平成30年の女性就業者は全体の約6%となっており、平成25年の約9%から減少した。

今後とも若者を中心とした担い手の確保・育成やUIターン者の受入等を積極的に促進するとともに、漁業を魅力とやりがいのある産業にすることが必要である。

経営体の推移

区分	経営体数						構成比	増減	
	H5	H10	H15	H20	H25	H30		H30/H25	H30/H5
奄美群島	1,191	933	891	818	646	467	100	72.3	39.2
漁船漁業	1,150	895	854	782	599	439	94.0	73.3	38.2
養殖業	41	38	37	36	47	28	6.0	59.6	68.3
本県	6,557	5,507	4,963	4,401	3,807	3,115	100	81.8	47.5
漁船漁業	5,849	4,925	4,380	3,893	3,380	2,738	87.9	81.0	46.8
養殖業	708	582	583	508	427	377	12.1	88.3	53.2
全国	171,524	150,586	132,417	115,196	94,507	79,067	100	83.7	46.1
漁船漁業	138,568	130,695	116,617	95,550	79,563	65,117	82.4	81.8	47.0
養殖業	32,956	19,891	15,800	19,646	14,944	13,950	17.6	93.3	42.3

単位:体, %

(注) 漁船漁業は、養殖業を除くすべての経営体を含む

資料: 漁業センサス

漁業種別経営体の現況(平成30年)

区分	漁船漁業						養殖業	合計
	刺網	釣	はえ縄	小型定置	その他	計		
大島本島	20	212	2	2	186	422	33	455
北部	14	143			142	299	10	309
南部	6	69	2	2	44	123	23	146
喜界島		22			2	24	3	27
徳之島	1	72			14	87	2	89
沖永良部島	1	51	3		30	85		85
与論島	3	104	2		72	181	2	183
奄美群島	25	461	7	2	304	799	40	839
本県	796	2,185	121	95	1,584	4,781	591	5,372
構成比								
奄美群島	3.0%	54.9%	0.8%	0.2%	36.2%	95.2%	4.8%	100.0%
本県	14.8%	40.7%	2.3%	1.8%	29.5%	89.0%	11.0%	100.0%

単位:体, %

資料: 漁業センサス

専業個人経営体数(平成30年)

区分	専業	兼業			合計
		第1種	第2種	小計	
奄美群島	H25年	148	149	321	470
	H30年	150	98	262	360
本県		1,289	607	981	1,588
沖縄県		1,232	689	762	1,451
全国		38,298	19,664	16,564	36,228

単位:体

資料: 漁業センサス

漁業就業者の性別、男子年齢階層別構成

区分	奄美群島の構成割合							本県	沖縄県	全国	
	S63	H5	H10	H15	H20	H25	H30	H30	H30	H30	
男子	15～29歳	6.9%	1.7%	2.3%	3.4%	6.3%	5.4%	5.9%	5.6%	7.1%	6.7%
	30～39歳	16.3%	10.0%	9.5%	7.1%	9.2%	11.4%	12.0%	11.2%	14.3%	10.2%
	40～59歳	46.9%	43.0%	35.3%	38.5%	37.0%	36.0%	34.9%	29.0%	36.0%	28.4%
	60歳以上	26.2%	39.0%	46.4%	45.0%	38.7%	38.4%	40.5%	42.8%	39.8%	43.1%
	計	93.3%	93.6%	93.5%	94.0%	91.2%	91.2%	93.5%	88.6%	97.1%	88.5%
女子	6.7%	6.4%	6.5%	6.0%	8.8%	8.8%	6.5%	11.4%	2.9%	11.5%	

資料:漁業センサス

漁業就業者の推移

区分	実数							増減		本県	沖縄県	全国	
	S63	H5	H10	H15	H20	H25	H30	H30/S63	H30/H25	H30	H30	H30	
奄美群島 男子	15～29歳	120	24	27	39	81	56	50	41.7%	89.3%	340	260	10,131
	30～39歳	285	145	113	81	119	118	102	35.8%	86.4%	684	527	15,498
	40～59歳	819	622	422	442	476	373	297	36.3%	79.6%	1,774	1,326	43,147
	60歳以上	458	564	554	517	498	398	345	75.3%	86.7%	2,619	1,467	65,410
	計	1,631	1,355	1,116	1,079	1,174	945	797	48.9%	84.3%	5,417	3,580	134,186
	女子	117	92	78	69	113	91	55	47.0%	60.4%	699	106	17,515
計	1,748	1,447	1,194	1,148	1,287	1,036	852	48.7%	82.2%	6,116	3,686	151,701	
本県	14,383	11,936	9,803	8,748	8,484	7,200	6,116	42.5%	84.9%				
全国	392,392	324,886	276,020	238,371	221,910	180,985	151,701	38.7%	83.8%				

資料:漁業センサス

(イ) 漁業協同組合の育成強化

平成17年度、平成18年度にそれぞれ一つの合併漁協が設立され、令和3年度末現在、合わせて8漁協で経済事業が実施されている。

漁協の事業状況（令和2年度）を見ると、1組合当たりの購買事業供給高は全国平均の15%、販売事業取扱高は7%で、また1組合当たりの職員数も本県や全国平均に比較して少ないなど、組合の事業規模、組織規模ともに零細な状況にある。

今後は、島内外で水産物流通や地産地消の推進など水産物の積極的な販売供給に努め組合事業の拡充を図るとともに、漁協合併に向けた取組を促進し、組織及び財務基盤の強化を図る必要がある。

※H17年12月：奄美漁協設立（笠利町漁協、龍郷町漁協、住用村漁協、大和村漁協）

※H18年8月：とくのしま漁協設立（徳之島漁協、伊仙町漁協、天城町漁協）

漁業協同組合の状況

区分	組合数	1組合当たり組合員数(人)	1組合当たり正組合員数(人)	1組合当たり購買事業供給高(百万円)	1組合当たり販売事業取扱高(百万円)	1組合当たり職員数(人)
奄美群島	8	364	75	30	96	5
種子・屋久	3	248	84	123	365	11
本県	42	279	102	423	1,292	12
全国格差						
奄美群島	1%	116%	53%	15%	7%	42%
種子・屋久	0%	79%	59%	62%	28%	92%
本県	5%	89%	72%	214%	101%	100%
全国	850	315	142	198	1,283	12

(注)全国格差は令和2年度水産業協同組合統計表による。(全国の組合数は調査組合数)購買事業供給高、販売事業取扱高は当該事業を実施している組合数で除した。

資料:県内漁協の令和2年度決算

※数値は、小数点以下四捨五入

(シ) 漁村の生活環境の向上と活性化

地域の水産業の健全な発展を図るためには、安全で快適な活力ある漁村の実現が不可欠である。

しかし、漁業集落は、一般的に狭い土地に人家が密集し、都市部に比べ生活基盤の整備が遅れており、過疎化・高齢化の進行が著しい状況にあるが、奄美地域も同様である。

特に、集落内道路は狭く、車両の通行に支障があることから、日々の生活や漁

業活動はもとより、緊急時・災害発生時の円滑な対応が困難となっている。

これらのことから、集落道、防災安全施設等の生活基盤の整備を推進し、人々が安心してらせるよう生活環境を改善するとともに、奄美群島の世界自然遺産登録を踏まえ、漁業や漁村が持つ地域資源を活用し、都市と漁村との交流を様々な形で行うことにより、より一層の漁村の活性化を図る必要がある。

イ 林業

(ア) 概況

奄美群島の森林は、温暖多雨な気候の下、イタジイなど林木の成長は旺盛であるが、海岸地帯では海からの風の影響を強く受け、林木の成長が抑制されている。

また、奄美市金作原や宇検村湯湾岳、天城町三京の国有林をはじめとして、大島本島南部地域のイタジイを主とする広葉樹林、奄美市住用町のマングローブ林、瀬戸内町請島や与路島のソテツ林など多様な森林からなっており、水源のかん養や県土の保全、生物多様性の保全など重要な役割を果たすとともに、奄美群島特有の景観を醸し出している。

奄美群島の森林面積は、8万1,493haで、

群島総面積の65.7%を占めており、本土地域と同程度の森林率となっている。

森林の大部分は大島本島と徳之島に偏在し、特に大島本島南部地域の森林率は88.3%と極めて高くなっている。

森林の大半は、イタジイ等を主体とする広葉樹で占められている。

豊富で再生力の高い森林資源を背景として、チップ用材向けを中心とした木材生産活動が行われている。なお、チップの用途は、木質バイオマス発電の燃料用が主体になっている。

また、季節風等の影響を受けない内陸部を主体に、天然広葉樹林における不用木の除去などにより有用樹林の育成が行われている。

島別森林面積(令和4年4月1日現在)

単位: ha, %

島名	総土地面積 (A)	森林面積						森林率 (B)/(A)	民有林率 (C)/(B)	
		総計		国有林	民有林					
		(B)	構成比		計 (C)	県営林	市町村有林			私有林
大島本島	82,113	68,796	84.4	6,174	62,623	935	13,694	47,994	83.8	91.0
北部	39,015	30,722	37.7	3,001	27,721	871	9,258	17,592	78.7	90.2
南部	43,098	38,074	46.7	3,173	34,902	64	4,436	30,402	88.3	91.7
喜界島	5,682	878	1.1	-	878	1	141	736	15.4	100.0
徳之島	24,803	10,534	12.9	3,752	6,781	9	619	6,154	42.5	64.4
沖永良部島	9,369	1,199	1.5	-	1,199	9	314	876	12.8	100.0
与論島	2,058	86	0.1	-	86	0	23	62	4.2	100.0
奄美群島	124,024	81,493	100.0	9,926	71,567	953	14,791	55,822	65.7	87.8

(注) 1 森林面積は、森林法第5条及び第7条の2の定義によるものである。

2 端数処理のため、内訳の計と合計は必ずしも一致しない。

資料: 令和2年鹿児島県林業統計年鑑, 地域森林計画(民有林), 地域別の森林計画(国有林)

(イ) 森林整備の推進

奄美群島の森林のうち87.8%に当たる7万1,567haを民有林が占め、本県や全国の平均に比べて民有林の占める割合が高く、国有林は大島本島と徳之島の一部にあるのみである。

民有林における樹種別面積の割合は、広葉樹が91.2%、リュウキュウマツが4.3%で、全体の95.5%を占めている。

森林の有する機能別に見た森林面積の割合は、水源涵養機能維持増進森林が47%、山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林が6%、快適環境形成機能維持増進森林が2%、保健文化機能維持増進森林が21%、木材生産機能維持増進森林が17%となっており、それぞれの区分ごとに重視すべき機能に応じた森林整備を図る必要がある。

人工林は、リュウキュウマツのほか、シャリンバイ、イジュ等の有用広葉樹の造林が行われてきており、その面積は3,141haで人工林率は4%となっている。

また、国立公園の指定区域や隣接地等においては、生態系や景観等に配慮した森林整備を実施していく必要がある。

天然広葉樹林においては、建築内装材等に利用されるイタジイ等の有用広葉樹を育成するため、林内の不用木の除去等を行う施業が進められている。

松くい虫被害については、大島本島南部から大島本島北部や他の離島に拡大し

ており、被害量は、減少傾向にあるものの徳之島と加計呂麻島での被害が顕著となっている。

被害対策としては、希少野生生物保護等の観点や、集落水源地が森林地域に数多く存在することから、予防対策として効果の高い薬剤の空中散布ができないため、専ら被害木の伐倒駆除で対応している。

今後とも、森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、被害が拡大している地域において伐倒駆除等を推進するとともに、防災などの観点からマツ枯損木等の伐倒・除去を行う必要がある。

また、被害拡大を防止するため、被害地区からの松材移動の監視を継続していく必要がある。

海岸地域においては、潮害・飛砂防備や防風を目的として、治山事業により、モクマオウのほかアダン、アカテツ、テリハボク、オオハマボウ等の郷土樹種からなる海岸防災林が造成されており、住民の財産や生活環境を保全するために重要な役割を果たしている。

しかし、一部の海岸防災林では、樹勢の衰退が見られ、機能低下が懸念されていることから、今後とも、現場条件に応じて郷土樹種を主体とした樹種選定を行うなど、海岸防災林の防潮・防風等の機能の維持・増進を図る必要がある。

奄美群島における樹種別の森林現況(令和4年4月1日現在)

単位:ha, m3, 束

		面積	材積	成長量	
人工林	針葉樹	スギ	678	176,872	2,793
		ヒノキ	59	12,756	180
		マツ	1,092	271,898	1,431
		その他針葉樹	7	1,220	21
		針葉樹計	1,836	462,746	4,425
	広葉樹	クヌギ	0	24	-
		イジユ	183	23,787	585
		モクマオウ	360	51,021	327
		シャリンバイ	486	63,024	1,640
		その他広葉樹	276	44,747	500
	広葉樹計	1,305	182,603	3,052	
人工林計		3,141	645,349	7,477	
天然林	針葉樹	マツ	1,974	450,086	1,757
		その他針葉樹	2	497	5
		針葉樹計	1,975	450,583	1,762
	広葉樹	イジユ	14	2,218	22
		モクマオウ	6	1,174	-
		シャリンバイ	34	4,772	115
		その他広葉樹	63,894	10,996,485	84,217
	広葉樹計	63,948	11,004,649	84,354	
天然林計		65,923	11,455,232	86,116	
竹林		224	23,130	-	
未立木地		588	-	-	
更新困難地		1,689	-	-	
総計		71,567	12,100,581	93,593	

(注)1 森林法第5条で定義された地域森林計画対象民有林の現況である。

2 端数処理のため、内訳の計と合計は必ずしも一致しない。

資料:地域森林計画

森林の有する機能別施業森林等の面積(令和4年4月1日現在)

単位:ha

	民有林面積	公益的機能別施業森林				木材生産 機能維持 増進森林
		水源涵養 機能維持 増進森林	山地災害 防止・土 壌保全機 能維持増 進森林	快適環境 形成機能 維持増進 森林	保健文化 機能維持 増進森林	
奄美市	21,139	13,915	1,281	188	4,091	1,782
大和村	7,400	2,707	148	0	3,687	1,151
宇検村	8,512	4,233	624	0	22	2,455
瀬戸内町	18,990	5,549	908	27	5,953	5,188
龍郷町	6,582	3,780	673	22	280	1,730
喜界町	878	274	124	180	174	0
徳之島町	4,014	1,822	14	17	158	0
天城町	1,698	554	51	165	659	64
伊仙町	1,069	660	128	52	22	0
和泊町	299	51	0	249	10	0
知名町	899	401	15	309	174	0
与論町	86	0	37	49	0	0
計	71,566	33,947 【47%】	4,002 【6%】	1,257 【2%】	15,230 【21%】	12,370 【17%】

※ 市町村森林整備計画の集計

(ウ) 林業生産基盤の整備

林道は、森林整備や林業生産活動はもとより、地域産業振興の基盤として重要な役割を果たしており、住民生活の利便性の向上にも大きく寄与している。

これまで計画的な整備が行われてきた結果、令和3年度末現在、目標林道密度7.9m/haに対し5.5m/ha、舗装率は73.8%

となっている。

今後も自然環境等に十分配慮しながら計画的な整備を図るとともに、世界自然遺産登録等により、林道への入り込み客の増加が予想されることから、林道利用者に対して安全走行の徹底や生態系の保全に対する意識の啓発を図っていく必要がある。

林 道 の 状 況 (令和3年度末)

区分	林道延長 m	林道密度 m/ha	目標林道密度 m/ha	目標達成率 %	舗装率 %
奄美群島	404,893	5.5	7.9	69.2	73.8
本 県	3,009,312	6.9	11.6	59.5	69.9
沖 縄 県	300,283	4.0	-	-	93.2
全 国	94,496,890	5.4	-	-	48.3

(注)林道には、林業専用道(規格相当)含む。

資料:県かごしま材振興課

(エ) 木材生産・加工・流通体制の整備

a 木材生産

奄美群島における令和3年度の素材生産量は3,630m³で、チップ用材(燃料用)がその75.1%を占めている。

一方、チップ用材(パルプ用)は、令和2年11月にチップの生産工場が閉鎖したことに伴い、令和3年度の生産量は0m³となっている。

素材生産業については、令和2年度末現在18業者となっている。

木材生産は、地形が急傾斜であることから主に架線集材により行われている。

また、地域の林業関係者は自然環境の保全に配慮した作業方針を策定し、保護樹帯の設置など自然環境や赤土等の流出防止に配慮した取組を行っている。

引き続き、森林の有する多面的機能に応じた森林の保全と利用の調和を図りながら、効率的・安定的な木材の供給体制を整備する必要がある。

奄美群島における素材の生産状況

単位:m3, 千円

区分	一般用材		チップ用材 (パルプ用・燃料用)		その他 (しいたけ原木等)		計	
	量	金額	量	金額	量	金額	量	金額
S50年度	8,270	142,320	98,640	919,980			106,910	1,062,300
S55年度	4,324	69,184	120,948	1,149,006			125,272	1,218,190
S60年度	6,326	88,609	136,247	1,612,363			142,573	1,700,972
H2年度	7,583	113,670	117,308	1,274,106			124,891	1,387,776
H7年度	7,235	108,525	21,083	196,068			28,318	304,593
H12年度	2,600	39,000	4,526	43,635			7,126	82,635
H17年度	2,891	31,801	3,596	25,172			6,487	56,973
H22年度	1,066	14,067	30,276	243,391			31,342	257,458
H27年度	531	6,493	13,301	114,987			13,832	121,480
H28年度	573	8,610	11,689	109,678			12,262	118,288
H29年度	248	3,132	15,783	149,212	1,725	34,500	17,756	186,844
H30年度	404	4,963	14,951	140,912	1,095	21,888	16,450	167,763
R元年度	869	10,515	17,065	164,034	107	2,140	18,041	176,689
R2年度	1,196	18,160	5,955	57,258	80	2,664	7,231	78,082
R3年度	834	12,343	2,727	26,237	69	2,539	3,630	41,119

(注) その他はH29年度から記載

資料: 県かごしま材振興課

b 木材加工・流通

木材加工工場は、令和3年度末現在、製材が2工場、チップが1工場（休業中）となっている。

製材工場では、広葉樹を加工した建築用材や土木用資材等が生産されているが、1工場当たりの生産規模は極めて零細となっている。

一方、木材加工業者のニーズに対応した製材品のほか、バイオマス発電や薪材など燃料用材等としての供給が期待されており、今後は、奄美群島に豊富な広葉樹材の有効利用を図るため、素材の確保、

加工技術の高度化、技術者の育成、木材加工施設の整備促進等に総合的に取り組む必要がある。

また、引き続き、島外への市場開拓や出荷・流通体制の整備を促進するとともに、公共施設等の内装材等としての利用拡大、家畜敷料などへの木質バイオマス利用促進を図る必要がある。

奄美群島で生産された木質バイオマス原料等の島外出荷を促進するためには、引き続き輸送経費の軽減を図るとともに、生産効率を上げる取組を行う必要がある。

木材加工工場の状況

(令和3年度末現在)

区分	製材工場				チップ工場 (専業)
	計	小規模 (75kw未満)	中規模 (75~300kw)	大規模 (300kw以上)	
本県 (比率)	112 (100%)	69 (62%)	32 (29%)	11 (10%)	20
奄美群島 (比率)	2 (100%)	1 (50%)	1 (50%)	-	1

資料: 県かごしま材振興課

(オ) 特用林産物の振興

特用林産物は、しいたけをはじめ、大島紬の染色原料であるシャリンバイ、ホテイチク、タイサンチク、リョクチク等のたけのこ、しきみ、さかき等の枝物、ソテツの実等が生産されており、農林家所得の向上や高齢者の所得確保対策として期待されている。

しいたけは、林内栽培に加えて人工ほだ場の整備により、群島内で約7t（令和3年）が生産されているほか、バガスを活用したきくらげの生産が行われている。

これらのきのこ類は、特産品販売所等において、地場産品として需要があることから、今後、生産量の増大と安定的な供給体制を整備するなど産地化へ向けた取組が必要である。

シャリンバイは、伝統産業である大島紬の生産に必要な不可欠な原料であり、群島内で約26t（令和3年）が生産されている。

引き続き、需要に対応した安定的な生産量を確保する必要がある。

たけのこは、ホテイチク及びタイサンチク、リョクチク等が市場や直売所等に出荷されている。

今後は、栽培技術の向上を図るとともに、これまで以上に群島内での消費拡大と出荷販売先の確保等の取組を促進する必要がある。

また、大島本島南部地域を中心に群生するソテツは世界でも有数の群生地と言われており、この資源を利用して、令和3年は約48tの実が生産・出荷されている。

今後は、ソテツ資源の適正な管理や生産者組織の育成、生産基盤の整備を図るとともに、需要動向の情報収集など販売先との連携を強化することにより生産量を確保していくことが必要である。

しきみ、さかき等の枝物については、樹林造成等の生産基盤の整備が進みつつある。

今後は、生産技術の向上や販売先の確保等を図る必要がある。

奄美群島における特用林産物の生産状況

単位:t, 千円

区分	しいたけ		シヤリンバイ		たけのこ		ソテツ実		乾きくらげ		生きくらげ		椀物(しきみ, さかき, ひさかき)		その他	計
	量	金額	量	金額	量	金額	量	金額	量	金額	量	金額	量	金額	金額	金額
H29年	14	14,471	47	2,790	9	5,019	41	4,038	3	17,048	67	73,324	10	7,915	41,145	165,749
H30年	13	10,956	28	1,680	10	6,355	49	4,759	6	36,152	81	89,045	5	3,343	37,898	190,188
R元年	11	8,171	28	1,680	8	5,668	71	12,175	8	47,349	58	63,989	5	3,209	58,938	201,180
R2年	9	8,592	29	1,728	11	7,385	66	11,880	6	33,332	73	79,994	5	3,325	14,624	160,859
R3年	7	5,699	26	1,580	6	3,903	48	9,024	6	33,272	93	102,500	10	6,743	7,823	170,544

資料: 県森林経営課

(カ) 担い手の確保・育成

林業就業者は、平成27年の国勢調査によると145人であったが、チップ工場の閉鎖等により、令和2年は103人に減少している。

引き続き、適切な森林整備や木材生産、特用林産物の生産等を促進するため、林業技術研修制度等を活用して林業就業者等の確保・育成に努める必要がある。

また、奄美地域には3つの森林組合が

あり、地域の森林管理の中核的担い手としての役割を果たしている。

しかしながら、経営基盤が脆弱であることから、今後、広域合併による組織体制の充実強化や森林組合間の事業譲渡等による連携強化を促進し、経営の安定や生産性の向上、労働力の確保等を図り、組合員の負託に応え得る健全な自立的経営を確立する必要がある。

林業就業者数の推移

単位:人, %

区分	実績							全就業者数	全就業者に占める割合	対比	
	S50年	S60年	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年	R2年		(R2/S50)	(R2/H27)
大島本島	420	289	74	46	103	112	90	28,453	0.3	21.4	80.4
北部	114	118	26	15	50	50	47	23,319	0.2	41.2	94.0
南部	306	171	48	31	53	62	43	5,134	0.8	14.1	69.4
喜界島	2	0	0	1	5	5	2	3,376	0.1	100.0	40.0
徳之島	15	17	4	2	14	17	11	10,345	0.1	73.3	64.7
沖永良部島	5	3	0	0	0	11	0	6,486	0.0	皆減	皆減
与論島	0	0	0	0	0	0	0	2,823	0.0	-	-
奄美群島	442	309	78	49	122	145	103	51,483	0.2	23.3	71.0
本 県	5,481	4,015	1,651	1,175	2,058	1,983	2,019	768,983	0.3	36.8	101.8
全 国	178,979	139,862	67,153	46,618	68,553	63,663	64,316	65,468,436	0.1	35.9	101.0

資料: 国勢調査

森林組合の規模(1組合当たり)(令和2事業年度)

単位:人,千円,ha

組合名	組合員数	常勤 役員数	払込済 出資金	組合員 所有森林 面積	主な事業の収益				
					総額	販売部門	加工部門	購買部門	利用部門
奄美	1,015	4	11,928	13,758	60,605	1,107	492	3,110	55,896
本県	6,471	13	95,953	19,048	547,829	206,982	79,070	29,907	231,720

資料:森林組合の概況(県環境林務課)

(キ) 森林とのふれあいの推進

奄美地域においては、国立公園指定区域や世界自然遺産登録区域をはじめとした奄美特有の優れた自然や景観を生かし、奄美市の金作原など地域のシンボルとなる森林が地域住民等の保健・休養やレクリエーション、さらには森林環境教育の場として活用されている。

今後も、人と自然とが共生する地域づくりを進めるため、森林環境教育や緑化思想の普及啓発に努める必要がある。

(ク) 森林資源の循環利用及び保全に関する調査研究

県森林技術総合センターでは、伐採後の天然更新状況や海岸防災林の保全等に関する調査研究に取り組んでいる。

平成29年3月に奄美群島の一部が奄美群島国立公園に指定されたことから、指定施業要件を踏まえた持続可能な利用と保全の調和を図るとともに、それらの成果を踏まえつつ、亜熱帯林から生産される奄美産材を有効利用するための方策を見いだしていく必要がある。

ウ 商工業

(7) 工業

a 概況

奄美群島の令和2年6月1日現在の製造業事業所数（従業者4人以上の事業所）は114事業所、従業者数は1,303人、1事業所当たり従業者数は約11人である。

業種別では、製造事業所の36.8%を食料品製造業、20.2%を飲料製造業が占めており、農産資源であるさとうきびを原料にした製糖業、奄美黒糖焼酎製造業をはじめとする地域の農林水産物を活用し

た製造・加工が顕著である。

本県における令和元年の製造品出荷額（従業者4人以上の事業所が製造したもの）は、1兆9,939億6,700万円で、平成26年と比較して、811億7,400万円、4.2%増加した。

一方、奄美群島においては、平成26年と比較して、6.0%減少している。

これらの背景としては、奄美黒糖焼酎を含む本格焼酎ブームの沈静化や遠隔地という地理的条件等から企業立地が難しいことなどがある。

製造事業所数及び従業者数(令和元年)

単位:か所,人,%

区分	事業所	従業者	1事業所当たり従業者
奄美群島	114	1,303	11.4
(奄美/県全体)	5.9%	1.9%	—
本県	1,944	69,563	35.8
全国	185,116	778,124	4.2

資料:2020年工業統計調査結果(経済産業省,県統計課)

業種別製造業事業所数構成比(令和元年)

単位:か所

区分		食料	飲料	繊維	窯業	その他
奄美群島	事業所	42	23	8	15	26
	構成比	36.8%	20.2%	7.0%	13.2%	22.8%
本県	事業所	629	320	77	165	753
	構成比	32.4%	16.5%	4.0%	8.5%	38.7%
全国	事業所	24,440	3,967	11,087	9,197	136,425
	構成比	13.2%	2.1%	6.0%	5.0%	73.7%

資料:2020年工業統計調査結果(経済産業省,県統計課)

製造品出荷額等の推移

単位:百万円

区分	H22年	H26年	R元年	R元年 /H26年	R元年 /H22年
奄美群島	25,027	22,361	21,029	△6.0%	△16.0%
(奄美/県全体)	1.4%	1.2%	1.1%	—	—
本県	1,814,531	1,912,793	1,993,967	+4.2%	+9.9%
全国	289,107,683	305,139,989	322,533,418	+5.7%	+11.6%

資料:2020年工業統計調査結果(経済産業省,県統計課)

※「2021年工業統計調査」は「令和3年度経済センサス活動調査」の実施に伴い中止
よって、2020年工業統計が最新となる。(他の工業統計データも同様)

b 特産品

(ア) 大島紬

大島紬は、本県の代表的な地場産業であり、就業機会や収入の確保等の面で地域経済の重要な一翼を担ってきた。

しかし、奄美群島における大島紬の生産量は、生活様式の変化による和装需要の低迷に伴い、昭和47年をピークに年々減少しており、令和3年には3,290反とピーク時の1.1%にまで落ち込んでいる。

なお、生産地については、大島本島北部地域のみで、特に奄美市が群島全体の生産量の68%となっている。

また、生産額は、令和3年には2億8,100万円とピークであった昭和55年の1.0%となっている。これに伴い、大島紬関連の企業数も年々減少するなど厳しい状況である。

従事者は、若年層の就業が減少していることから高齢化が進んでいる。大島紬の生産は、機屋の主導の下、細かい分業体制により行われており、従事者の高齢化や後継者不足に対応するため、伝統性を維持しつつ、作業環境の改善、製造技術の簡略化を図り、工程間のバランスが

とれた生産体制を再構築することが必要である。

また、これまで集散地問屋に依存した流通構造であったため、産地卸価格と市場小売価格に大きな格差が生じており、この格差是正のため、労働対価や付加価値に見合った産地側からの卸価格の設定や、産地による直接販売や販路の新規開拓を含めた流通チャネルの多様化を進め、収益性の向上を図る必要がある。

さらに、集散地問屋からの受注生産が多いため、産地のマーケティング情報が乏しく、独自の意匠開発が遅れていることから、図案コンテスト等を開催するなど、商品のデザイン性の向上に取り組む必要がある。

また、ライフスタイルの変化や消費者ニーズに対応しながら、従来の洋装品・服飾小物等を含めた新商品開発を引き続き促進するとともに、異業種の企業との協働による大島紬の素材や技法を生かしたインテリア用品などの商品開発や販路開拓に取り組むなど、商品開発力や販売力の強化を図る必要がある。

奄美群島における大島紬の生産状況			
区 分	生産量 (千反)	生産額 (百万円)	反当り価格 (千円)
昭和 30 年	42	210	5
40 年	159	3,956	25
47 年	298	12,871	43
50 年	271	22,467	83
55 年	270	28,758	107
60 年	239	21,378	89
平成 2 年	126	9,856	78
19 年	18	1,479	82
20 年	14	1,128	81
21 年	11	834	76
22 年	9	695	77
23 年	8	613	77
24 年	7	547	78
25 年	6	474	79
26 年	5	445	89
27 年	5	424	85
28 年	5	386	77
29 年	4	357	89
30 年	4	320	80
令和元年	4	310	78
2 年	3	287	96
3 年	3	281	94

※ 生産額は、組合による検査時の参考価格
資料：本場奄美大島紬協同組合

地域別大島紬の生産量(令和3年)

区 分	反 数	割合(%)
奄美市	2,251	68
龍郷町	1,039	32
喜界町	0	0
その他	0	0
合 計	3,290	100

資料：本場奄美大島紬協同組合

大島紬関連の従事者規模別企業数

単位：社

区分	昭和60年	平成7年	12年	17年	22年	23年
5人以下	678	87	14	72	90	84
～ 20人	217	138	130	54	30	29
～ 50人	110	104	88	35	13	12
～ 100人	52	41	23	18	2	1
101人以上	25	10	6	11	0	0
計	1,082	380	261	190	135	126

区分	平成24年	平成25年	26年	27年	28年
5人以下	84	78	68	58	57
～ 20人	30	33	35	37	35
～ 50人	8	5	5	5	5
～ 100人	0	0	0	0	0
101人以上	0	0	0	0	0
計	122	116	108	100	97

区分	平成29年	令和元年	2年	3年
5人以下	66	63	63	63
～ 20人	25	24	22	20
～ 50人	0	0	0	0
～ 100人	0	0	0	0
101人以上	0	0	0	0
計	91	87	85	83

資料：産地概況調査，平成22～23年，平成29～令和3年は本場奄美大島紬協同組合

(b) 奄美黒糖焼酎

奄美黒糖焼酎は、酒税法の通達により特例として奄美群島のみで製造が認められている本格焼酎（単式蒸留焼酎）であり、黒糖を原料として生産され、大島紬と並んで奄美群島を代表する特産品の一つである。

また、奄美群島の重要な産業の一つとなっており、雇用の拡大にも寄与している。

奄美黒糖焼酎の生産量は、健康・本物志向の高まりなどによる本格焼酎ブームを受け、平成16年酒造年度に生産量が約1万6,700k1、平成17酒造年度には出荷量が約1万900k1とそれぞれ過去最高となっている。しかしながら、その後、全国的に酒類の消費が落ち込み減少傾向が続いており、令和3酒造年度の出荷量は約7,000k1と4年連続で前年度を下回っている。

出荷先としては、令和3酒造年度で、県内向けが64%、東京、大阪を中心とした県外向けが36%で、令和元年度以降、県内向け出荷が県外向けを上回るようになっている。

さらに、平成13年度から海外にも輸出されはじめ、近年、市場を米国、EU、アジアをはじめとする海外に求める動き

もあるものの、全体に占める輸出量の割合は約1パーセントとなっている。

輸出促進に向けては、令和2年度に鹿児島県酒造組合奄美支部、ジェトロ鹿児島、奄美群島広域事務組合が連携して「奄美黒糖焼酎海外販路拡大ワーキンググループ」を設置し、米国市場に向けたプロモーション活動や勉強会を実施している。

また、ブランド確立のため、平成20年度に「奄美黒糖焼酎」が地域団体商標に登録されるとともに、令和2年度には海外向けの統一ロゴマークを制作し、統一的な情報発信に努めている。

しかしながら、県外、海外において黒糖焼酎の認知度が依然として低いため、販売力の更なる強化を図る必要がある。

また、原料の黒糖は、島内産糖の割合が低く、ほとんどは安価な沖縄産や海外産糖であるが、島内産糖の黒糖を使い、付加価値の高い黒糖焼酎を生産する取組もなされている。

焼酎蒸留廃液の処理方法として、従来の農地還元に加えて、処理プラントにより肥料を生産する取組、飲料製造や焼酎粕によるもろみ酢など新たな製品をつくる取組が始まっており、引き続きこれらの取組を進めていく必要がある。

奄美群島における黒糖焼酎の製成数量，課税移出数量

単位：kl，%

区分	平成15年	16年	17年	25年	26年	27年	28年	
製成数量	10,965	16,694	16,290	7,643	7,076	7,031	6,385	
課税移出数量	10,232	10,666	10,885	7,339	7,124	7,512	7,490	
内	(構成比)	41.9	39.9	40.	48.7	44.7	45.2	46.5
	県内移出	4,287	4,251	64,422	3,577	3,186	3,395	3,480
訳	(構成比)	58.1	60.1	59.	51.3	55.3	54.8	53.5
	県外移出	5,945	6,415	46,463	3,762	3,938	4,117	4,010

区分	29年	30年	R元年	R2年	R3年	
製成数量	6,523	5,994	6,118	7,642	6,905	
課税移出数量	7,527	7,385	7,271	7,251	7,005	
内	(構成比)	46.6	47.9	64.0	63.6	64.1
	県内移出	3,506	3,538	4,657	4,610	4,489
訳	(構成比)	53.4	52.1	36.0	36.4	35.9
	県外移出	4,021	3,847	2,614	2,641	2,517

(注) 1 酒造年度(7月～6月)

2 数量は25度換算数量

3 製成数量と課税移出数量との差や逆転は、貯蔵等による。

資料：鹿児島県酒造組合奄美大島支部

国税局別県外課税移出状況(令和3酒造年度)

区分	数量(kl)	構成比
東京	929	36.9
大阪	881	35.0
福岡	186	7.4
熊本	53	2.1
その他	467	18.6

資料：鹿児島県酒造組合奄美大島支部

過去 10 年間の黒糖焼酎生産額の推移

単位：百万円

区分	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	R元年	R2年	R3年
生産額	5,383	5,162	4,894	4,863	4,417	4,512	4,146	4,232	5,286	4,776

(注) 1 酒造年度（7月～6月）

2 製成数量に基づく生産額

資料：鹿児島県酒造組合奄美大島支部

(c) その他の特産品

奄美群島では、農産加工施設の整備が進み、パッションフルーツ、たんかん、パパイヤなど地域の特色ある農林水産物を活用したジュース、菓子、漬物等の特産品づくりに各地で取り組んでいる。また、さとうきびを原料にしたきび酢や自然海塩の生産も行われているのに加え、黒糖焼酎製造の副産物を利用したクエン酸飲料や化粧品等の新しい特産品も生産され始めている。

しかし、安定的な原料確保が難しいことに加え、経営規模が零細で資金や人材が不足していることなどから、商品開発力や販売力が弱い状況である。

今後、消費者ニーズを的確に捉えながら、奄美特有の豊富な資源や地域の特性を生かした新たな特産品づくりを促進するとともに、域外出荷に向けて販売力を強化し、販路開拓を進めていく必要がある。

c 企業立地

奄美群島へ群島外から進出・操業している企業は、令和3年度末現在22社（26事業所）で、業種別にみると、製糖業な

ど食料品・飲料が8社（9事業所）、情報通信関連が4社（5事業所）、一般機械器具が4社（5事業所）、化粧品が2社（2事業所）、電子・デバイスが1社（2事業所）、繊維・衣服、木材・木製品、電気機械が各1社（1事業所）となっている。平成29年度以降、新たに3社（3事業所）が立地し、進出企業による雇用者数は696名となっている。

一方で奄美群島の製造業は、製造品出荷額、従業員数ともに減少傾向にあり、また、新規高校卒業者の群島外への就職割合が高く、令和4年3月卒業者のうち8割強が群島外に就職している。

奄美群島は割高な輸送経費というマイナス面はあるものの、地域資源が豊富で、労働力の確保が容易であるというメリットもある。企業立地を推進することで、地域産業の振興と雇用機会の創出、確保を図る必要がある。

また、奄美群島振興開発特別措置法に基づく税制特例措置について、令和元年度から令和3年度までの適用状況をみると、国税の割増償却制度の適用が13件、地方税の課税免除の適用が24件である。

奄美群島における業種別進出企業操業状況(令和4年3月現在)

上段:事業所数,下段:雇用者(見込)数

区分	S30～ 39年度	S40～ 49年度	S50～ 59年度	S60～ 63年度	H元～ 9年度	H10～ 19年度	H20～ 23年度	H24～ 28年度	H29～ R3年度	計	会社数
食料品・飲料	5 (369)					2 (29)			2 (8)	9 (406)	8
繊維・衣服					1 (16)					1 (16)	1
木材・木製品						1 (5)				1 (5)	1
一般機械					1 (33)	2 (12)	1 (8)	1 (5)		5 (58)	4
化粧品							1 (6)	1 (8)		2 (14)	2
電気機械						1 (20)				1 (20)	1
電子・デバイス							1 (37)	1 (100)		2 (137)	1
情報通信関連						1 (12)	3 (23)		1 (5)	5 (40)	4
計	5 (369)				2 (49)	7 (78)	6 (74)	3 (113)	3 (13)	26 (696)	22

資料:県産業立地課

(イ) 商業

奄美市や徳之島町では周辺町村を含めた地域の拠点としての商圈を形成しているが、それ以外は、ほぼそれぞれ各町村ごとの購買力に依存しており、各島ごとにはほぼ完結した生活圈を形成している。

最近の統計資料(※)に基づく、主な商業指標の推移は、

ア 商店数は、平成24年2,037店、平成28年1,443店となっており、4年間で29.2%減少

イ 商業従事者数は、平成24年9,604人、平成28年6,100人となっており、4年間で36.5%減少

ウ 年間商業販売額は、平成24年1,135億円、平成28年931億円となっており、4年間で18.0%の減少となっている。

商店数、商業従業者数、商業販売額ともに減少しており、商業販売額が県全体に占める割合はわずか2.2%に過ぎない(人口は県全体の6.6%(R2国勢調査))。

また、1店当たりの従業者数は平成28年が4.2人で、県平均よりも2.5人少なく、1店当たりの年間商業販売額は平成28年

6,456万円と県平均の26.8%に過ぎないなど、小規模零細企業が多いことを示している。

奄美市の中心市街地においては、奄美大島商工会議所を中心として、空き店舗活用事業など商業の活性化に向けた取組を行ってきたが、郊外型大型店の進出やインターネット販売等の影響を受け、空き店舗が増加している。このため、奄美市の中心市街地においては、都市機能及び商業機能の向上を図ることを目的に、平成29年3月に国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画に基づき、各種事業に取り組んだところである。

その他の地域においては、経営者の高齢化や後継者不足等により、空き店舗が増加している。

このため、消費者ニーズや買物弱者等の地域課題に対応し、地域に根ざした細かなサービスを提供する魅力ある商店、商店街づくりを図る必要がある。

※統計資料:商業統計(H26)及び経済センサス(H24,28)

主要商業指標の推移

単位: 店, 人, %

区分		H24年	H26年	H28年	H28/H24(%)
商店数	奄美群島	2,037	1,565	1,443	70.8
	本 県	22,124	16,867	17,439	78.8
全従業員数	奄美群島	9,604	6,463	6,100	63.5
	本 県	151,560	107,533	117,406	77.5
1店当たりの従業員数	奄美群島	3.9	4.1	4.2	107.7
	本 県	5.9	6.4	6.7	113.6

資料: 商業統計調査, 経済センサス(基礎調査・活動調査)

商業販売額の推移

区分		H24年	H26年	H28年	H28/H24(%)
年間商業販売額 (億円)	奄美群島	1,135	1,124	931	82.0
	本 県	36,545	37,106	41,941	114.8
	奄美/本県	3.1	3.0	2.2	
1商店当たり 販売額(万円)	奄美群島	7,214	7,182	6,456	89.5
	本 県	19,381	21,999	24,050	124.1
	奄美/本県	37.2	32.6	26.8	

資料: 商業統計調査, 経済センサス(活動調査)

(ウ) 中小企業

a 概況

奄美群島内の1事業所当たりの平均従業員数は5.9人となっており、本県・国の平均を大きく下回っている。

産業別事業所の構成比をみると、卸売

・小売業(31.0%)、サービス業(20.8%)、飲食店・宿泊業(15.7%)が高い。

中小企業等においては、全国的に経営者の高齢化や人材不足の深刻化といった構造的な課題が進行している。

1事業所当たり平均従業員数

単位: 人

区分	H26年	H28年
奄美群島	5.89	5.90
本 県	8.71	8.67
沖 縄	8.33	8.18
全 国	10.36	10.19

資料: H26年経済センサス(総務省)
H28年経済センサス(総務省)

産業別事業所の構成比(非農林水産業)

単位: %

区分	奄美群島	本 県	沖 縄	全 国
卸売・小売業	31.0	28.6	24.8	25.5
サービス業 (他に分類されないもの)	20.8	21.9	21.9	20.8
飲食店、宿泊業	15.7	13.1	18.2	13.1
建設業	8.7	9.1	6.7	9.3
製造業	6.9	6.7	4.8	8.6
医療、福祉	6.6	9.3	8.0	8.1
不動産業	4.2	4.2	8.3	6.6
運輸業	2.3	2.4	2.1	2.5
学術研究、専門技術サービス業	2.7	3.9	4.1	4.2
その他	1.1	0.8	1.1	1.3

資料：H28年経済センサス

b 経営革新への取組

奄美群島内において、新商品の開発・生産、新サービスの開発・提供により経営向上を図る経営革新への取組を行っている中小企業は53社、全事業所に占める割合は0.85%で、本県の1.09%、国の

1.73%より低い水準に止まっている。

経営革新に取り組んでいる企業の中には付加価値額が着実に向上している企業もあることから、今後とも、関係機関と連携して奄美群島内の中小企業者の経営革新を積極的に進めていく必要がある。

経営革新計画承認企業数

単位: 社, %

区 分	承認企業数	総事業所数	承認割合
奄美群島	53	6,251	0.85
本 県	841	77,256	1.09
沖 縄	658	67,648	0.97
全 国	96,694	5,578,975	1.73

(注) 1 承認企業数: 中小企業等経営強化法に基づき、新商品開発や新サービス提供などの新たな事業活動を通じて経営の基盤の強化に取り組む「経営革新計画」を作成し、県・経済産業大臣から承認を受けた企業数

2 総事業所数: H28年経済センサス

資料: R4年3月末現在承認企業数

(中小企業庁: 都道府県の年度別承認件数)

c DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

ICTやデータを活用したデジタル技術の導入等により、経営の効率化はもとより、大規模なマーケットから離れた地域においても、地域資源を活用した商品のPRや、全国に向けた販路拡大が期待されるため、今後とも、デジタル技術の円滑な導入・活用に向けて、引き続き、関係機関と連携し、奄美群島の中小企業のDXの推進による経営革新を積極的に進めていく必要がある。

d 支援体制

人口構造の少子化・高齢化による需要の変化が進展するなかで、競争に強い地域産業づくりを進めるため、(公財)かごしま産業支援センターをはじめ奄美群島内の商工会議所、商工会など関係団体等との連携の下、制度の周知や経営の向上を目指す意欲的な中小企業者の掘り起こしなどにより、奄美群島内の中小企業者の経営革新を積極的に進めていく必要がある。

(a) 中小企業支援センター

(公財)かごしま産業支援センターを中心として、中小企業者のニーズに対応した情報提供や経営診断・助言、ICT活用促進など各種支援が行われている。

今後とも、他の支援機関との連携・協

力を一層進め、支援機能の強化や潜在的なニーズの掘り起こしを図り、中小企業者の支援を図る必要がある。

(b) 商工会議所等

奄美群島の全市町村に、地域の総合的な経済団体として商工会議所や商工会が設置されており、経営指導員及び経営支援員による巡回指導等を通じて、中小企業者の経営の改善発達を支援している。

中小企業は、経営規模が小さいため、金融、税務、労務等の経営全般について様々な課題を抱えており、これらの課題の解決を図るため、起業・創業、新事業展開の促進、円滑な事業の実施、承継など、ライフサイクルの各ステージに応じたきめ細かな支援を行う必要がある。

さらに、商工業を取り巻く環境変化や、高度化・多様化するなか小企業が抱える課題に対応するため、指導事業等の一層の充実・強化を図る必要がある。

また、中小企業の経済的地位の向上を図るために、事業協同組合等の設立など、中小企業の組織化を促進するとともに、既存組合の組織運営に必要な指導の充実を図る必要がある。

これらのことから、今後、中小企業の多様なニーズに対応し、経営指導等の一層の充実を図るため、経営指導員等の資質の向上に努めるとともに、指導内容の充実・強化を図る必要がある。

商工会議所，商工会設置状況(R4年4月1日現在)

単位:団体

区分	奄美群島	本 県
商工会議所	1	11
商 工 会	11	38
計	12	49

資料:県商工政策課

経営指導員、経営支援員の設置状況(R4年4月1日現在)

単位:人

区 分	奄美群島	本 県
経営指導員	21	156
経営支援員	19	141
計	40	297
1市町村当たり	3.3	7.2

(注)商工会連合会は除く。

資料:県商工政策課

事業協同組合等の設立状況(R4年3月末現在)

単位:団体

区 分	奄美群島	本 県
事業協同組合	30	428
協同組合連合会	1	13
企業組合	0	8
商工組合	0	16
協業組合	3	26
商店街振興組合等	2	26
計	36	517

資料:県商工政策課

(エ) 起業支援

a 概況

奄美群島での平成28年から令和元年の間の開業率は4.10%で、本県及び全国平均を下回り、近年は横ばい傾向にある。また、廃業率は3.01%で、本県及び全国平均を下回っている。

全国平均においても、開業率が廃業率を上回っているが、奄美群島においては全国に比べ開業率と廃業率の開きが小さい。

創業期の課題として、「資金調達」や「事業や経営に必要な知識・ノウハウの習得」などがある。

開廃業率の動向

単位: %

区分	H28年~R1年		
	増減率	開業率	廃業率
奄美群島	3.3	4.10	3.01
本 県	2.4	4.52	3.70
沖 縄	8.2	7.24	4.93
全 国	6.9	6.70	3.95

資料:令和元年度経済センサス基礎調査

b 支援体制

起業の促進や新事業の創出は、地域経済の活性化や雇用の創出を図る観点から、極めて重要な課題である。

このため、県では、創業支援資金などの融資制度や事業化に必要な経費の補助制度を設け、起業の促進や新事業の創出を目指す中小企業の支援を行っている。

また、産学官、金融機関と連携し、起業に向けた機運醸成や環境整備を行うとともに、起業の各段階に応じた集中的かつ継続的な伴走支援を行い、地域における起業を促進している。

このほか、(公財)かごしま産業支援センターでは、起業や新事業創出の支援等に関するワンストップサービス体制を整え、創業予定者や新たな事業分野への展開を目指す中小企業に対し、「よろず支援拠点事業」等を活用しながら、総合的な支援を行っており、大島紬や農産物など

の地域資源を生かした新商品開発の取組も進んできている。

さらに、商工会議所、商工会、奄美群島振興開発基金等では、新規創業予定者を対象に、金融、税務、労務等に関する個別指導やビジネスプランの作成等に関する研修会、講習会を実施している。

今後とも奄美特有の豊富な資源や地域の特性を生かした起業化や新たな事業分野への展開を促進するため、支援関係機関の連携・協力を一層推進し、地域資源を生かした新商品開発等の支援など、支援機能の強化を図る必要がある。

また、奄美市においては、「ICTプラザかさり」や「WorkStyle Lab」が整備されるなど、情報通信産業の創業支援のためのオフィス提供、人材育成の取組がなされており、地理的制約を受けにくい同産業における起業化や新事業創出を促進するための取組は重要である。

商工会議所、商工会による創業指導件数

単位: 件

区 分	奄美群島	本 県
H29年度	67	831
H30年度	66	929
R1年度	104	988
R2年度	78	695
R3年度	149	928

資料: 県商工政策課

創業支援資金(県制度融資)融資実績

単位: 件, 百万円

区 分		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
奄美群島	件数	2	4	3	1	2
	金額	6	22	11	4	11
本 県	件数	56	46	70	40	54
	金額	264	229	334	200	231

資料: 県制度資金融資実績

エ 雇用・ワークライフバランス

(ア) 概況

奄美地域の産業別雇用者数は、建設業、卸売業・小売業及びサービス業が主体であるが、中小零細企業等がほとんどであり、雇用力が小さい。

また、雇用情勢については、コロナ禍の影響を受けながらも、少子高齢化の進展に伴う人手不足を背景に有効求人倍率

は回復傾向にあり、地理的条件が厳しく産業基盤が脆弱な奄美地域においても、過去5年間の有効求人倍率は、0.84倍から1.13倍に上昇しているが、県平均の1.12倍から1.30倍と比較すると低い状況が続いている。

なお、令和4年3月の高等学校卒業者の就職状況については、群島外に就職した者が、7割以上を占めている。

有効求人倍率

区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
奄美群島	0.97	1.03	1.03	0.84	1.13
本県	1.23	1.32	1.33	1.12	1.30
全国	1.54	1.62	1.55	1.10	1.16

(注) 1 有効求人倍率=月間有効求人数/月間有効求職者数

2 パートタイム労働者を含む、新規学卒者を除く。

資料: 鹿児島労働局

奄美群島における新規学卒者(高校)の就職状況

単位: 人, %

区分		就職希望者数			就職者数			
卒業年月	卒業生数	県内	県外	計	地域内	県内他地域	県外	計
H29年3月	935	44	128	172	28	13	127	168
		25.6%	74.4%	100.0%	16.7%	7.7%	75.6%	100.0%
H30年3月	900	45	122	167	25	20	121	166
		26.9%	73.1%	100.0%	15.1%	12.0%	72.9%	100.0%
H31年3月	944	39	144	183	19	20	144	183
		21.3%	78.7%	100.0%	10.4%	10.9%	78.7%	100.0%
R2年3月	851	44	119	163	22	21	119	162
		27.0%	73.0%	100.0%	13.6%	12.9%	73.5%	100.0%
R3年3月	844	41	79	120	26	14	78	118
		34.2%	65.8%	100.0%	22.0%	11.9%	66.1%	100.0%
R4年3月	767	36	62	98	16	20	62	98
		36.7%	63.3%	100.0%	16.3%	20.4%	63.3%	100.0%

資料: 鹿児島労働局

(イ) 支援体制

奄美地域は、農林水産業や特色ある特産品等のほか、多くの観光資源にも恵まれた地域であるが、産業基盤が脆弱で、雇用機会の確保が十分ではない。若者の島外流出が続いていることから、新たな雇用を創出するとともに、若者の地域定着を図っていく必要がある。

また、高齢者や女性の高い就業意欲や

多様化する就労ニーズに応じた、多様で柔軟な働き方が可能な雇用環境の整備や、男女の均等な雇用機会と待遇の確保を促進する必要がある。そのためにも、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識やジェンダー・ギャップの解消に向けて住民の気運を醸成する必要がある。

オ 金融の円滑化

(1) 群島金融

ア 概況

奄美群島には現在、金融機関として地方銀行の支店及び出張所2行6店舗、信用金庫1庫14店舗、信用組合1組合14店舗のほか、労働金庫、農業系統金融機関がある。

また、政府系金融機関として、中小規模の事業者向けに保証及び融資を併せ行う独立行政法人奄美群島振興開発基金(以

下「奄美基金」という。)がある。

奄美群島の貸付残高(令和2年度末)は、2,143億円であり、金融機関別では、信用金庫・信用組合(44.2%)の占める割合が高くなっている。

なお、奄美群島は台風の常襲地帯であり、自然災害による被害を受けやすく、災害復旧には多額の資金を要することから、金融支援が大きな役割を果たしている。

金融機関店舗数調べ

地域	金融機関	都市 地方 銀行	第二 地方 銀行	信用 金庫	信用 組合	農協	労働 金庫	奄美 基金	その他	計	人口1 万人当 店舗数
奄美		5	1	14	14	13	2	3	0	52	4.99
本県		148	62	116	52	141	13	3	5	540	3.40

- (注) 1 支店、支所及び出張所を含む。(令和3年4月1日)
 2 本県の欄中、都市・地方銀行には信託銀行を含む。
 3 その他は、日本政策金融公庫、日本政策投資銀行、及び商工組合中央金庫である。

資料：鹿児島県「統計年鑑」

金融機関別貸付残高(令和2年度末)

単位：億円，%

区分	金額	構成比
銀行・第2地銀	668	31.2
信用金庫・組合	948	44.2
農業協同組合	118	5.5
漁業協同組合	0	0.0
計	1,734	80.9
政府系金融機関	218	10.2
うち奄美基金	34	1.6
その他	191	8.9
合計	2,143	100.0

- (注) 1 政府系金融機関は奄美群島振興開発基金、日本政策投資銀行、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫である。
 2 その他は、労働金庫、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会である。

資料：県大島支庁

奄美群島内金融機関別貸出残高の推移

単位：千円，%

区分	平成22年度末		平成27年度末		令和2年度末		伸率 R2/H27
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
民間金融機関	144,732,395	69.3	144,741,687	72.9	161,602,119	75.4	111.6
農業協同組合	20,210,904	9.7	15,120,960	7.6	11,765,370	5.5	77.8
漁業協同組合	25,852	0.1	33,734	0.1	0	0	0
政府系 金融機関	16,207,071	7.8	14,432,153	7.3	18,423,792	8.6	127.7
奄美群島振興 開発基金	7,160,993	3.4	5,535,119	2.8	3,394,964	1.6	61.3
その他	20,506,368	9.8	18,709,532	9.4	19,060,655	8.9	101.9
合計	208,843,583	100.0	198,573,185	100.0	214,246,900	100	107.9

資料：県大島支庁

イ 産業別金融の状況

(ア) 第1次産業

奄美群島には、農業協同組合は1組合、漁業協同組合は8組合ある。農業協同組合については、平成18年4月の広域合併により奄美群島1組合となり、組織・事業体制の強化や財務基盤の強化の取組が進められてきたものの、農家組合員の減少等により、農業協同組合の貸付残高は減少傾向にある。

また、漁業協同組合については、平成15年に従来信用事業を行ってきた名瀬及び瀬戸内漁業協同組合が県信用漁業協同組合連合会へ信用事業を譲渡した。

農業関係資金については、昭和55年度の22億円の融資実績をピークに減少傾向にあり、令和3年度は8億26百万円となっている。このような中で、令和3年度末現在の貸付残高は37億円で、資金別には日本政策金融公庫資金29億円、奄美基金6億円、農業近代化資金2億円が主なものとなっており、農家1戸当たりの貸付残高は581千円で、県平均の2,486千円

の23.4%となっている。

水産業関係資金については、令和3年度末現在の貸付残高2億6,700万円のうち、その大部分は奄美基金の貸付で占められ、漁業近代化資金等の系統資金の利用は少ない状況である。

このように、第1次産業の場合、奄美基金に対する依存度が極めて大きなものとなっている。

今後、第1次産業向けの金融の円滑化を図るためには、引き続き奄美基金の機能を生かした利用促進を図るとともに、地域の実情に即した制度資金の融通及び制度の普及啓発を推進する必要がある。

また、農業協同組合については、広域合併の効果を十分発揮するとともに、組織・事業及び経営全般にわたる更なる合理化・効率化に努め、金融機能の強化を図り、日本政策金融公庫や他の金融機関等と連携して農業制度資金の円滑な融通を行うなど、農業者の資金需要に更に対応していくよう促進する必要がある。

1 組合当たり農業協同組合の状況（令和2事業年度）

単位：百万円，%

区分		出資金	貯金残高	貸付残高
地域				
実数	奄美群島	2,731	81,292	11,765
	本 県	2,870	112,841	22,441
	全 国	2,680	182,518	38,080
全国 対比	奄美群島	101.9	44.5	30.9
	本 県	107.1	61.9	58.9
本県対比	奄美群島	95.2	72.0	52.4

資料：鹿児島県「農業協同組合要覧」、農林水産省「総合農協統計表」による。

農業向け主要制度資金融資実績の推移

単位：百万円，%

地域 資金別	奄美群島				本 県			
	H18	H23	H28	R 3	H18	H23	H28	R 3
日本政策金融公庫資金	75	492	236	670	4,031	7,744	18,213	19,109
農業改良資金(注1)	25	-	-	-	78	-	-	-
農業近代化資金	330	54	51	108	2,894	1,178	2,122	2,956
奄美群島振興開発基金資金	335	203	113	48	335	203	113	48
計	765	749	400	826	7,338	9,125	20,448	22,113
対前期伸率	-	97.9	53.4	206.5	-	124.4	224.1	108.1

注1：農業改良資金は、平成22年10月1日から貸付主体が県から日本政策金融公庫へ移管した。

資料：鹿児島県農業金融要覧、奄美群島振興開発基金業務概況、県農業経済課、県鹿児島振興課

農業向け主要制度資金貸付残高（令和3年度末）

単位：百万円，%

区分 資金別	奄美群島		本 県	
		構成比		構成比
日本政策金融公庫資金	2,853	76.8	109,278	90.9
農業改良資金（注1）	25	0.7	142	0.1
農業近代化資金	245	6.6	10,226	8.5
奄美群島振興開発基金資金	593	16.0	593	0.5
計	3,716	100.0	120,239	100.0
総農家数（戸）	6,391	-	48,360	-
農家1戸当たり（千円）	581	-	2,486	-
本県との比較本県=100（%）	23.4	-	100	-

注1：農業改良資金は、平成22年10月1日から貸付主体が県から日本政策金融公庫へ移管した。

資料：県農業経済課、県鹿児島振興課、総農家数は「2020年世界農林業センサス」の数字による。

構成比は四捨五入の関係上、計と一致しない。

水産業向け主要制度資金貸付残高（令和3年度末）

単位：百万円，%

区分 資金別		奄美群島		本 県	
		金額	構成比	金額	構成比
財政 資金	日本政策金融公庫資金	0	-	22,020	78.5
	奄美群島振興開発基金	136	50.9	136	0.5
	計	136	50.9	22,156	79.0
系統資金 A		131	49.1	5,883	21.0
合計 B		267	100.0	28,039	100.0
系統資金の割合 A/B		49.1	-	21.0	-

資料：県水産振興課

(イ) 第2次・第3次産業（中小企業金融）

中小企業向け主要制度資金等の貸付残高は、県全体と同様、奄美群島においても増加しており、中小企業の持続的発展を図るためには、今後とも、奄美群島における中小企業の資金調達の円滑化を図ることが重要である。

このような状況の中、奄美群島における奄美基金の令和3年度末の貸付残高のシェアは12.9%となっており、同基金は

中小企業の資金調達の円滑化に一定の役割を果たしている。

1 事業所当たりの中小企業向け貸付残高（令和3年度末）は、2,916万円で本県平均に対して42.8%と小さくなっている。

このため、中小企業者の経営努力と併せて、引き続き奄美基金や公的融資制度の充実等により資金調達の円滑化を図るとともに、経営の合理化及び経営の安定強化を促進する必要がある。

中小企業向け主要制度資金等の貸付状況

単位：億円，%

区分 地域 資金別	H28年度末貸付残高				R3年度末貸付残高			
	奄美群島		本 県		奄美群島		本 県	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
県単独の制度資金	22	11.3	405	11.8	89	30.7	2,095	36.7
政府系金融機関		(100)		(100)		(100)		(100)
奄美群島振興開発基金	172	88.7	3,025	88.2	201	69.3	3,621	63.3
その他	37	(21.5)	37	(1.2)	26	(12.9)	26	(0.7)
計	135	(78.5)	2,988	(98.8)	175	(87.1)	3,595	(99.3)
計	194	100.0	3,430	100.0	290	100.0	5,716	100.0

資料：県中小企業支援課，奄美群島振興開発基金「奄美基金の概要」

1 事業所当たり中小企業向け貸付残高（令和3年度末）

単位：千円，%

項目 地域	1事業所当たり 貸付残高	対比
		本県=100
奄美群島	29,155	42.8
本県	68,173	100.0

（注）1事業所当たり貸付残高 = 総貸付残高 / 事業所数

事業所数：令和3年経済センサス（総務省）

総貸出残高：日銀鹿児島支店「預金・貸出金等の推移（鹿児島）」

(イ) 独立行政法人奄美群島復興開発基金

a 沿革及び概要

(a) 沿革

昭和30. 9. 10 奄美群島復興信用保証協会（設立）

昭和34. 3. 30 奄美群島復興信用基金（融資業務追加）（改称・改組）

昭和39. 4. 1 奄美群島復興信用基金（改称）

昭和49. 4. 1 奄美群島復興開発基金（改称）

平成元. 4. 1 出資業務追加

平成16. 10. 1 独立行政法人奄美群島復興開発基金（設立）（特殊法人等整理合理化計画に基づく）

平成18. 3. 31 出資業務廃止（特殊法人等整理合理化計画に基づく）

（注）日本復帰当時の疲弊した状況から復興を図るため、群島産業の自立発展に必要な金融の円滑化を目的として、国からの承継債権（米国軍政下に供給されたガリオア物資（※）に係る債権等で、米国から日本政府に譲渡されたもの）を原資として、昭和30年9月奄美群島復興信用保証協会が設立され、保証業務が開始された。

※ガリオア物資：第2次世界大戦後、アメリカ軍占領地の疫病や飢餓による社会不安を防止し、占領地行政の円滑化を図るため、アメリカ政府の援助の下、輸入された生活物資。

(b) 県・市町村の支援

地域に密着した奄美基金の業務の円滑化と経営基盤の強化を図るため、本県においては昭和35年度から、群島内市町村においては、昭和39年度から奄美基金へ

の出資を行っている。

令和3年度末の出資金の累計は、177億7,377万円で、うち国が110億127万円（構成比61.9%）、県が46億2,600万円（同26.0%）、市町村が21億4,650万円（同12.1%）となっている。（※）

また、本県においては、奄美基金の行う融資業務に対して、昭和43年度以降、出資金、貸付回収金等で不足する財源を補うため、財政投融资資金を原資とする特別転貸債を発行して同基金に貸付を行った。さらに、昭和44年度からは、系統資金及び制度資金の末端金利との均衡を保つため農漁家に対し利子補給金を交付している。保証業務に対しては、県が設けている中小企業向け制度融資の円滑な利用拡大と利用者の負担軽減を図るため、同基金に対し、県においては、信用保証料率の引下げに対する補助と代位弁済の一部についての損失補償を行っている。

そのほか、市町村においては、農家等に対しての利子補助制度や県が設けている中小企業向け制度融資に係る保証料補助など独自の制度を導入している市町村もある。

※平成27年10月15日付けの会計検査院から国土交通省あての意見の中で、「債務保証が縮小しているにもかかわらず政府等から継続して出資を受けており、出資金等から成る保証基金の額が保証債務残高を超えている状況」「保証基金は保証業務の損益の改善に資するという経営基盤の強化を図る目的も有しているが現在の金利状況では運用利回りが低いことから、出資を継続しても繰越欠損金の解消に効果的とは言えない」との指摘を受け、平成28年度から国、県、群島内市町村からの出資の積み増しを行っていない。

出 資 金 の 状 況

単位：千円，%

区 分		令和2年度 まで	令和3年度	令和3年度末 累 計	構成比
保 証 業 務	国	4,351,271	—	4,351,271	53.4
	県	2,494,000	—	2,494,000	30.6
	市町村	1,300,000	—	1,300,000	16.0
	計	8,145,271	—	8,145,271	100.0
融 資 業 務	国	6,650,000	—	6,650,000	69.1
	県	2,132,000	—	2,132,000	22.1
	市町村	846,500	—	846,500	8.8
	計	9,628,500	—	9,628,500	100.0
合 計	国	11,001,271	—	11,001,271	61.9
	県	4,626,000	—	4,626,000	26.0
	市町村	2,146,500	—	2,146,500	12.1
	計	17,773,771	—	17,773,771	100.0

資料：県離島振興課

(c) 独立行政法人改革等に関する基本的な方針

各独立行政法人等の講ずべき措置について、平成25年12月24日に閣議決定がなされ、奄美基金については、次のとおり講ずることとされた。

- ・ 中期目標管理型の法人とする。
- ・ 本法人の財務状況を着実に改善するため、リスク管理債権比率及び繰越欠損金の削減の具体的な計画を策定するとともに、平成26年度から始まる次期

中期計画に反映する。

- ・ 財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るとともに、金融庁検査を導入する。
- ・ 本法人の金融業務における審査体制やコンサルティング機能の強化を図るため、日本政策金融公庫との統合の可能性も視野に入れつつ、人事交流、業務連携等を実施するなど、同公庫等の連携を図る。

(d) 奄美群島振興開発基金の対応状況

奄美基金においては、上記に対し次のとおり対応している。

- ・ 平成27年4月に、中期目標管理型法人に移行済み。
- ・ 財務状況の着実な改善を図るための「経営改善計画」を平成26年3月に策定。同計画の内容は、平成26年度からの第3期中期計画に反映されている。
- ・ 内部統制活動を効果的に行うため、職員全体を集めた会議を実施し、業務実施に関する目標・重点戦略を共有するとともに、同会議の中で、職員個人の目標を明確化している。また、定例

会、役員会において業務等の進捗状況、諸リスクの把握等を実施している。

- ・ 平成27年7月から、日本政策金融公庫の1年間のOJT研修を受講し、また、同公庫の短期の集合研修（審査・債権管理関係）に参加している。

さらに、長期及び短期研修を終了した職員が報告会を実施することにより、審査や債権管理に関する知識を共有し、審査体制の見直しやコンサルティング機能の強化につなげている。

平成28年2月に、日本政策金融公庫と業務連携について合意し、今後の連携内容等について検討を進めている。

(参考) 独立行政法人奄美群島振興開発基金中期計画(第4期)(抄)

第3 予算、収支計画及び資金計画

2. 繰越欠損金の削減

財務状況を確実に改善し繰越欠損金の早期解消を図るため「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等を踏まえて策定した経営改善計画を公表するとともに、着実な実行に努め中期目標期間中に約2.5億円の削減を図る。

(e) 独立行政法人奄美群島振興開発基金中期計画(第4期)

奄美基金においては、平成16年10月1日の独立行政法人化に際し、国が定めた中期目標を達成するための中期計画を作成し、同計画に基づき、定員の削減や一

般管理費の削減など業務の合理化、効率化に取り組んできている。

また、平成31年4月1日から新たな中期目標(第4期)を達成するための中期計画(第4期)を作成し、引き続き、これらの取組を推進しているところである。

(参考) 独立行政法人奄美群島振興開発基金中期計画(第4期)(抄)

1. 業務運営体制の効率化

- ・ 組織体制、人員配置の見直し

2. 一般管理費の削減

- ・ 一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。)について、中期目標期間の最後の事業年度(令和5年度)に、平成30年度比7%以上削減
- ・ 人件費について、平成30年度の水準を維持することを基本としながら、財務状況等を踏まえ可能な範囲で抑制した運用を図る
- ・ 給与水準の適正性の検証と検証結果や適正化への取組状況の公表

b 融資業務

(a) 特徴

奄美基金は、第1次産業はさとうきび、畜産、園芸、漁船購入及び水産養殖、第2次・3次産業は、大島紬、奄美黒糖焼酎、観光、流通・加工及び地域資源活用型産業等の地域の特性を生かした産業に対し、長期低利資金の貸付を重点的に行い、民間金融資金、系統資金及び制度資

金を補完しており、このことが大きな特徴となっている。

また、起業時における資金調達や既存事業者の新分野進出による事業多角化のほか、近年では地域課題に取り組むソーシャルビジネスにおける資金調達において融資制度を利用する例も見られ、今後ともこのような地域産業の振興に資する金融支援が必要である。

地域資源等振興資金の貸付実績

単位：千円，%

区 分	R元年度		R2年度		R3年度	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
実 数	6	158,600	3	53,930	10	180,520
基金総資金額に占める割合 (%)	8.7	18.7	5.0	10.3	14.1	16.4

資料：奄美群島振興開発基金

新分野進出に係る貸付実績

単位：千円，%

区 分	R元年度		R2年度		R3年度	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
実 数	6	112,220	6	52,700	11	91,260
基金総資金額に占める割合 (%)	8.7	13.2	10.0	10.0	15.5	8.3

資料：奄美群島振興開発基金

地域活性化・雇用促進資金の貸付状況

単位：千円，%

区 分	R元年度		R2年度		R3年度	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
実 数	13	207,180	12	70,843	12	220,763
基金総資金額に占める割合 (%)	18.8	24.4	20.0	13.5	16.9	20.1

資料：奄美群島振興開発基金

(b) 貸付の状況

奄美基金の令和3年度末貸付残高は33億3,600万円で、昭和34年度の融資業務開始から令和3年度までの貸付総額は、1,278億4,300万円に達している。産業別

融資残高では、第2次・第3次産業向け資金が77.1%、第1次産業向け資金が22.9%となっており、民間金融機関に比して第1次産業向けの割合が高い。

奄美群島振興開発基金の貸付状況

単位：百万円，%

区分	年度	昭和34～ 平成16上半期		平成16下半期 ～令和2		令和3		合計	
			構成比		構成比		構成比		構成比
貸付額	第1次産業	30,884	29.6	5,277	23.6	102	9.2	36,263	28.4
	第2次産業	42,010	40.3	8,070	36.1	334	30.4	50,414	39.4
	第3次産業	31,466	30.1	9,036	40.3	664	60.4	41,166	32.2
	計	104,360	100.0	22,383	100.0	1,100	100.0	127,843	100.0
期末貸付残高	第1次産業	3,696	31.1	840	24.7	764	22.9	/	
	第2次産業	2,981	25.0	723	21.3	711	21.3		
	第3次産業	5,222	43.9	1,831	54.0	1,861	55.8		
	計	11,899	100.0	3,394	100.0	3,336	100.0		

資料：奄美群島振興開発基金「業務概況」

(c) 運営の状況

融資業務の収支については、昭和57年度から繰越欠損金を計上するようになったが、昭和60年度から一般会計から旧産業投資特別会計（現財政投融资特別会計）へ移行し、国、県、市町村からの出資の上乗せによって長期借入金（県が特別転貸債を利用して奄美基金へ貸し付けたもの）が減少するといった逆ぎやの解消による貸付財源構成の改善及び平成元年度からの組織機構の改革等事務の効率化の実施及び等により、平成2年度以降は単年度利益を出すに至っていた。しかし、独立行政法人化時の民間並みの資産査定導入に伴う引当金の増加等により繰越欠損金が大幅に増加することとなった。財務の健全化を目指すため、平成31年3月に「経営改善計画」を策定し、令和元年

度からの第4期中期計画に反映されている。

今後、群島の特徴を生かして起業及び事業多角化、ソーシャルビジネス等を行う新たな資金需要等にも的確に対応するため、市町村及び関係機関との連携をより一層強化する必要がある。

さらに、今後とも業務の効率化の一層の推進及びリスク管理債権の削減に努めるとともに、審査の充実によるリスク管理債権の新規延滞発生の抑制や特に経営環境が厳しくなっている利用者等に対する経営・再生支援及びコンサルティング業務の実施等を通して事業者支援策を強化することで、資産内容の改善を図り、財務の健全化に繋げていくことが必要である。

奄美群島振興開発基金の融資業務収支状況

(単位：百万円)

区 分	収入	支出	損益
昭和30年度～平成16年度上半期	21,166	21,300	△ 133
独法化に伴う資産評価等修正額	-	-	△ 2,168
平成16年下半期～令和2年度	2,315	2,667	△ 352
令和3年度	72	105	△ 33
累 計	23,553	24,072	△2,686

資料：奄美群島振興開発基金「業務概況」

c 保証業務

(a) 特徴

奄美基金は、群島産業の全業種を対象とした保証機関として信用保証を行うなど他に類のない総合的保証機関としての役割を果たしており、このことが大きな特徴となっている。

群島内の事業者は、総じて経営規模が零細で、収益力及び担保力が不足していることから、金融機関からの融資に際し保証制度を利用している。

(b) 保証の状況

令和3年度末保証残高は13億700万円で、昭和30年度の保証業務開始から令和3年度までの保証承諾額は、2,584億8,100万円に達している。産業別保証残高では、第2次・第3次産業向け保証が大部分を占めている。

奄美群島振興開発基金の保証状況（産業別）

単位：百万円，%

区分	年度	S30年度～ H16年度上半期		H16年度下半期～ R2年度		令和3年度		合 計	
			構成比		構成比		構成比		構成比
保 証 承 諾	第1次産業	4,892	2.0	554	2.8	0	0.0	5,446	2.1
	第2次産業	111,184	46.6	9,320	48.2	234	72.7	120,738	46.7
	第3次産業	122,732	51.4	9,477	49.0	88	27.3	132,297	51.2
	計	238,808	100.0	19,351	100.0	322	100.0	258,481	100.0
保 証 残 高	第1次産業	92	0.6	13	1.0	10	0.8		
	第2次産業	6,023	41.7	392	28.2	399	30.5		
	第3次産業	8,326	57.7	983	70.8	898	68.7		
	計	14,441	100.0	1,388	100.0	1,307	100.0		

資料：奄美群島振興開発基金「業務概況」

(c) 運営の状況

保証業務の収支については、長引く経済の低迷等により代位弁済が増加傾向にあったことから、平成2年度以降単年度損失金計上基調にある。

令和3年度の代位弁済はないが、融資業務と同様に現在のリスク管理債権及び累積欠損金等の財務状況を踏まえ、幹旋機関及び関係金融機関との連携をより強

化し、適切な代位弁済の実施及び求償権の早期回収を図るとともに、事業性評価による適切な審査を行い、求償権の新規発生未然防止や融資業務同様、特に経営環境が厳しくなっている利用者等に対する経営・再生支援及びコンサルティング業務の実施等を通して事業者支援策に取り組むなど、更に業務の健全な運営に努める必要がある。

奄美群島振興開発基金の保証業務収支状況

単位：百万円

区 分	収入	支出	損益
年 度			
S30年度～H16年度上半期	39,703	41,048	△1,346
独法化に伴う資産評価等修正	-	-	△1,343
H16年度下半期～R2年度	3,138	3,906	△767
令和3年	54	115	△60
累 計	42,895	45,069	△3,516

資料：奄美群島振興開発基金「業務概況」

奄美群島振興開発基金の代位弁済額等

単位：百万円

区 分	年度	S30～ H16上半期	H16下半期～ R2	令和3	計
代位弁済額		12,118	3,617	0	15,735
求償権回収額		4,836	2,174	33	7,043
求償権償却額		4,168	3,670	4	7,842
期末求償権残高		3,114	887	850	-

資料：奄美群島振興開発基金「業務概況」

代位弁済率の比較

単位：%

保証機関別	年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3
奄美群島振興開発基金		2.40	3.85	1.40	0.40	0.99	0.00
鹿児島県信用保証協会		1.92	2.35	1.96	1.96	1.72	1.92
全国の信用保証協会		1.62	2.36	2.12	1.85	1.68	1.62

(注) 代位弁済率 = 代位弁済額 / 保証債務平均残高 × 100

資料：奄美群島振興開発基金「業務概況」

鹿児島県信用保証協会「保証月報」

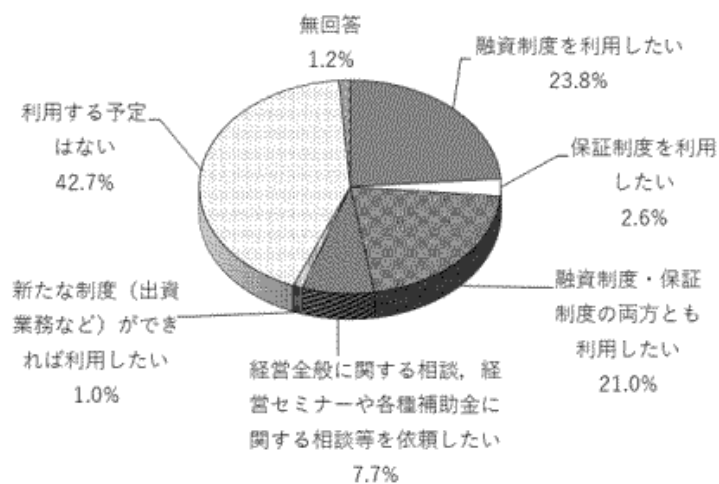
全国信用保証協会連合会「信用保証制度の現状」

d 群島内事業所向けアンケート

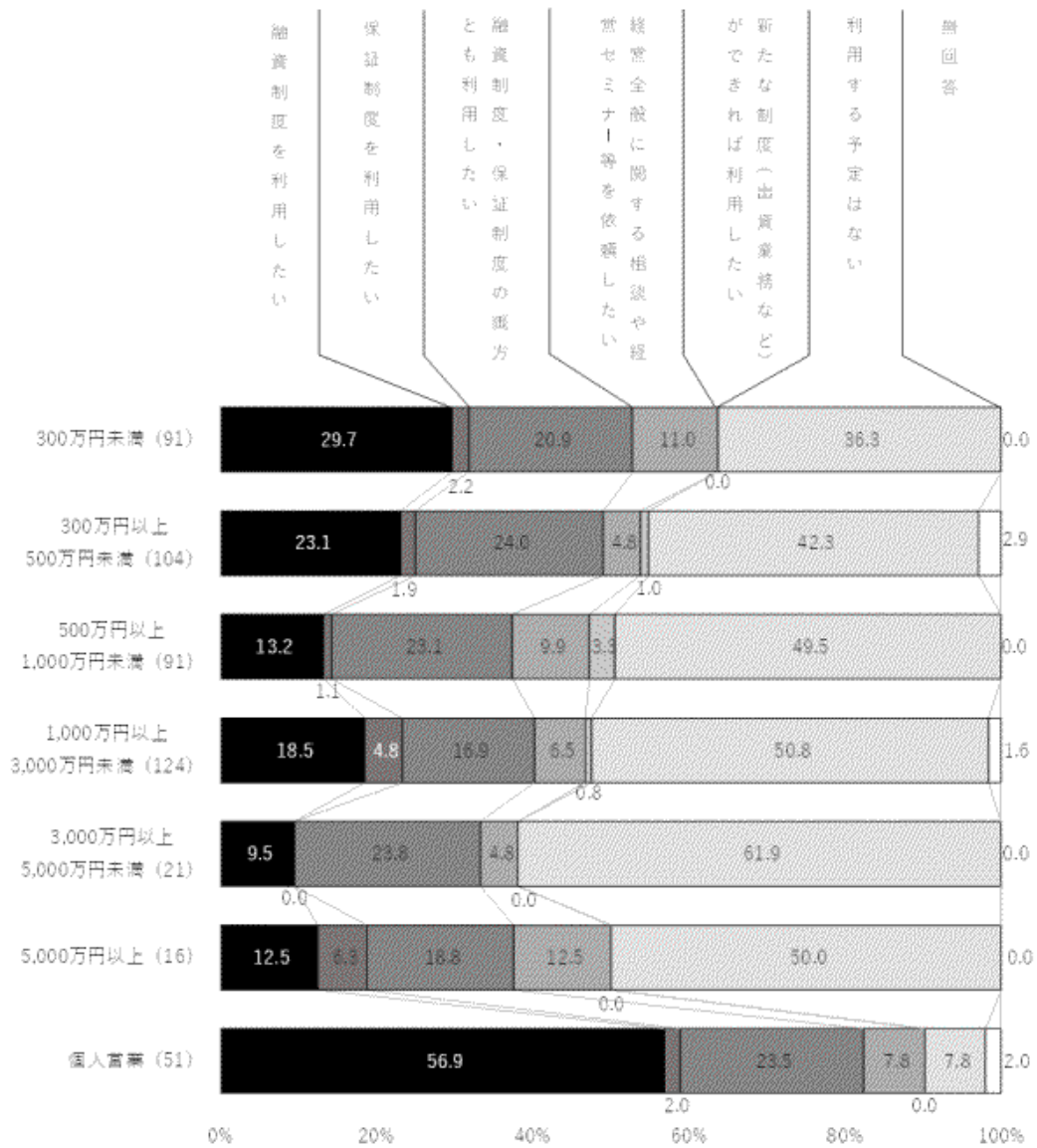
群島内事業所向けアンケート結果によると、今後の奄美基金の利用意向は、約5割を占めており、同基金への期待が大きく、資本金規模別にみると、個人営業

の事業所において、利用意向が強いことがうかがえることから、今後とも利用者のニーズに合った融資・保証制度を実施するとともに、制度利用の拡大を図るための取組を強化する必要がある。

【今後の奄美基金の利用意向 (N=504)】



【資本金規模別にみた今後の奄美基金の利用意向】



2 移住・交流の促進

急速な高齢化と人口減少が同時に進行するなかで、産業振興や地域の活力維持・活性化を図っていくためには、移住や地域間交流を促進し、地域づくりの担い手となる人材を確保・活用することが重要である。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、過密な都市から地方移住への関心が高まってきている。また、デジタル化の進展に伴い、テレワークなど働き方の多様化やワーケーションの動きが広がりつつある。このような中で、奄美群島においても、受入体制の整備をはじめとした移住・交流促進に関する取組が行われている。

移住・交流促進に関する情報発信については、各市町村の取組に加え、平成23年度に設立された奄美群島UIOターン支援協議会により、奄美群島への移住支援ウェブサイト「ねりやかなや」での情報発信や移住交流フェアへの出展、移住体験ツアーに対する支援の実施など奄美群島一体となった取組がなされている。

また、県は、移住サイトの運用や動画

の作成などによる情報発信の強化を図っている。

また、それぞれの市町村においては、相談窓口の設置のほか、定住促進住宅の整備や空き家バンクの設置等、移住者を受け入れるための独自の取組が行われている。

地方回帰の潮流の中、世界自然遺産登録に伴う知名度の向上もあり、奄美群島外からの移住についても関心が高まっているところであるが、居住可能な住居がないことで、移住に結びつかないこともある。

さらに、地域体験プログラムの提供や空き家に関する講座の開催、親子山村留学の受入など地域のNPOや集落の独自の取組が、地域間交流や移住の促進につながるケースも見られている。

移住・交流の促進を図るためには、引き続き、これらの取組を充実させるとともに、奄美群島の更なる知名度の向上、子育てや教育など生活環境の充実、住環境の整備のほか、産業の振興、情報発信の強化等に取り組んでいくことが必要である。

第2節 世界自然遺産登録などを生かした交流拡大のための方策

1 世界自然遺産登録を見据えた取組の推進

(1) 国立公園等保護地域の管理

平成15年5月、環境省と林野庁による世界自然遺産候補地に関する検討会において、奄美群島を含む琉球諸島は世界遺産の登録基準を満たす可能性が高い地域として選定された。

それを受け、林野庁においては、平成25年3月に奄美大島及び徳之島に、奄美群島森林生態系保護地域を設定し、環境省においては、平成29年3月に奄美群島国立公園を指定した。

これにより、世界自然遺産の登録の前提となる保護担保措置が整い、令和3年7月に世界自然遺産に登録された。

国立公園地域については、国において自然環境の保全のため取り組むべき内容等を整理した管理運営計画を令和2年3月に策定したところであり、関係法令やこの計画により保護が図られている。

なお、自然環境の保全に係る財源の確保については、利用者負担を含めた検討も必要である。

(2) 価値の維持

奄美群島は、亜熱帯性・海洋性の温暖な気候に恵まれ、優れた景観、希少な野生生物の生息・生育する森林や美しいサンゴ礁など多彩で豊かな自然環境を有している。

特に、奄美大島と徳之島の一部は、アマミノクロウサギなどの絶滅危惧種を含む動植物の生息・生育地であり、島の成り立ちを反映した独自の生物進化を背景とした、国際的にも希少な固有種に代表される生物多様性が評価され、令和3年7月に世界自然遺産に登録された。

これらの自然環境の優れた多くの地域

は、奄美群島国立公園に指定され、保護されるとともに、鳥獣の保護繁殖を図るために、国設の湯湾岳鳥獣保護区や県設の鳥獣保護区も設定されている。

さらに、アマミヤマシギやコゴメキノエラン等の奄美群島に生息・生育する26種の動植物が種の保存法に基づく国内希少野生動植物種に指定されているほか、アマミノクロウサギやケナガネズミ等は、併せて文化財保護法に基づく天然記念物にも指定されている。

世界自然遺産としての価値を維持するため、奄美群島希少野生生物保護対策協議会においては、アマミノクロウサギ等の希少種のロードキル（交通事故）の状況把握及びその対策の検討や希少野生生物の盗採等への対策の検討を続けていく必要がある。奄美大島及び徳之島の全市町村では「希少野生動植物の保護に関する条例」を制定し、希少な野生動植物の保護を図っている。

また、外来種については、マングースやノヤギの捕獲、ツルヒヨドリ駆除をはじめ、ノイヌ・ノネコ対策等について、環境省や県、市町村、地元の民間団体等が連携しながら取り組んでいる。県では、平成31年に「指定外来動植物による鹿児島島の生態系に係る被害の防止に関する条例」を制定し、指定された外来種の取扱いを規制しているが、県民への適正な防除方法の周知など、総合的な被害防止対策に取り組む必要がある。

サンゴ礁については、重要なサンゴ礁を保全するためオニヒトデ駆除やモニタリング調査、サンゴ再生試験等の取組を行っている。

さらに、世界でも希少なサンゴ礁研究の適地である喜界島では、研究機関によるサンゴ礁を対象とした地球規模の気候変動解析等の研究も行われている。

この他、過去の人間活動や開発によっ

て損なわれてきた自然生態系については、より健全なものに甦らせるための検討を行うとともに、自然公園などの保護地域以外においても、希少種の生息・生育に対する配慮を図ることが求められている。

エコツーリズムについては、原生林の散策やマングローブにおけるカヌー等のエコツアーが行われ、金作原等では利用ルールの設定が行われているが、世界自然遺産としての価値が損なわれることのないよう自然環境の保全に配慮しつつ、自然環境や伝統・文化に係る奄美の「宝」を有効に活用することにより、観光等の地域振興を図ることが期待される。

このため、奄美群島においては、エコツーリズム推進法を踏まえ、自然環境の保全に配慮しつつ、アマミノクロウサギ等の希少種が生息・生育する森林やマングローブをはじめ、島唄や八月踊りなどの伝統・文化や、美しい海岸や里山など地域の身近な自然等を活用したエコツーリズムや環境学習の推進を図る必要がある。

なお、多くの観光客にとって、直接的に自然を見ることに加え、奄美群島の文化を通して奄美群島の自然を感じることはより魅力的な体験となるが、「文化財総合的把握モデル事業」（文化庁）から生ま

れた「奄美遺産」の取組は、従来の文化財の枠組みを超えて、地域が大切にしてきたものを把握・保存・活用しようとするものであり、この取組との連携がより効果を発揮すると考えられる。

また、平成27年度に策定した「奄美群島持続的観光マスタープラン」に基づき、奄美の世界自然遺産登録に伴う観光客数の増加による過剰利用を防止し、自然環境の保全と利用の両立を図る必要があるとともに、質の高いエコツアーを提供するため、「奄美群島エコツーリズム全体構想」に基づき、登録ガイド・認定ガイドの育成、ツアーの受入体制の整備等を進める必要がある。

さらに、群島全体で行われている産業活動の環境配慮を進め、産業振興と自然環境の保全との両立を図る必要がある。

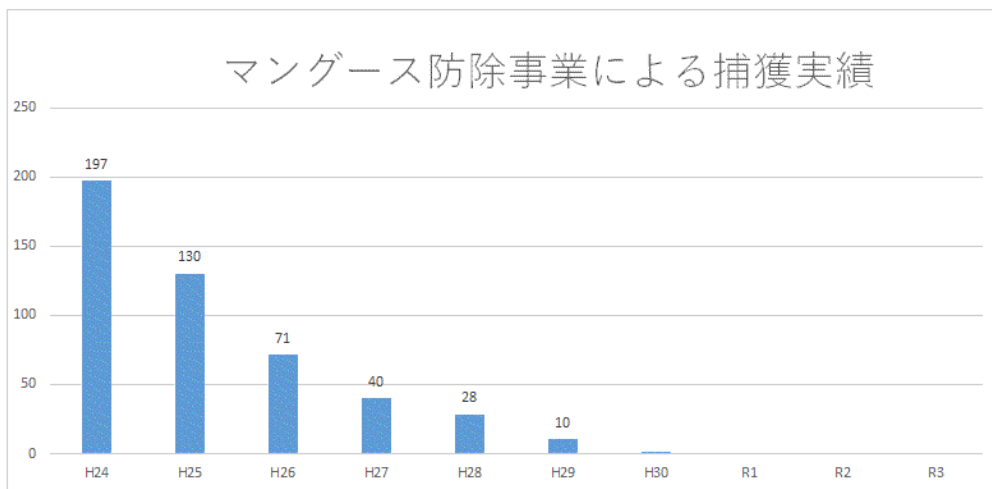
(3) 気運の醸成

令和3年7月に、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」が世界自然遺産に登録されたところであるが、世界自然遺産の価値の維持や登録効果の奄美群島全体への波及を図るため、引き続き、地域住民の理解と協力を得て、群島が一体となった取組を推進する必要がある。

奄美群島の希少種リスト〔脊椎動物〕
(県レッドデータブックより主要な種を抜粋)

分類群	区分 種名	島別生息確認状況					種の保存法 国内希少種④	文化財保護法 天然記念物③	環境省レッドリスト 絶滅のおそれのカテゴリー①②
		奄美大島	喜界島	徳之島	沖永良部島	与論島			
哺乳類	アマミクロウサギ	○		○			○	◎	絶滅危惧ⅠB類
	アマミトゲネズミ	○					○	○	〃
	トクノシマトゲネズミ			○			○	○	〃
	ケナガネズミ	○		○			○	○	〃
	オリイジネズミ	○		○					〃
	リュウキュウウヰナガコウモリ	○		○	○				〃
	オリイコキガシラコウモリ	○		○	○				〃
鳥類	オオトラツグミ	○					○	○	絶滅危惧Ⅱ類
	アマミヤマシギ	○	○	○	○		○		〃
	オーストンオオアカゲラ	○					○	○	〃
	アマミコゲラ	○		○					—
	オオアジサシ	○		○					絶滅危惧Ⅱ類
	コアジサシ	○		○		○			〃
	アカヒゲ	○		○	○		○	○	〃
ルリカケス	○						○	—	
爬虫類	オビトカゲモドキ			○			○	○	絶滅危惧ⅠB類
	アカウミガメ								〃
	バーバートカゲ	○		○					絶滅危惧Ⅱ類
	アオウミガメ								〃
両生類	アマミシカワガエル	○					○	○	絶滅危惧ⅠB類
	オットンガエル	○					○	○	〃
	イボイモリ	○		○			○	○	絶滅危惧Ⅱ類
	アマミハナサキガエル	○		○				○	〃
陸・淡水魚類	リュウキュウアユ	○							絶滅危惧ⅠA類
	タイワンキンギョ				○				〃
	アゴヒゲハゼ	○							〃
	ヨロイボウズハゼ	○							〃
	ツバサハゼ	○							〃
	タチモハゼ	○		○					絶滅危惧ⅠB類
	タナゴモドキ	○							〃
	エソハゼ	○							〃
	キバラヨシノボリ	○		○	○				〃
	ルリボウズハゼ	○							絶滅危惧Ⅱ類
	ヤエヤマノコギリハゼ	○							絶滅危惧ⅠA類
	ジャノメハゼ	○							絶滅危惧ⅠB類
	ミナミアシシロハゼ	○							絶滅危惧Ⅱ類

- 注 1 「国内希少種」 : 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(種の保存法)により、絶滅のおそれのあるものとして指定されている種
- 2 「天然記念物」 : 「文化財保護法、県文化財保護条例」等により指定されているもの。◎は特別天然記念物
- 3 レッドリストカテゴリー : 絶滅のおそれの度合いにより、絶滅危惧ⅠA類、絶滅危惧ⅠB類、絶滅危惧Ⅱ類等に分類
- 4 ウミガメ類 : アカウミガメ及びアオウミガメは、海洋性動物であるため、島別生息状況確認欄には記載せず



資料：環境省



資料：環境省

2 共生ネットワークの形成

奄美群島の多様な自然と人との共生を目指した地域づくりの指針である、「奄美群島自然共生プラン（平成15年9月策定）」を効果的に推進し、豊かな自然や希少な動植物、個性的な伝統・文化等の資源を奄美の「宝」として再認識、再発見し、この奄美の「宝」を具体的な施策へと結び付けていくためには、保全や活用に関する具体的な課題に対して、地域の関係者が協力・連携して対応する能力を高めていく必要がある。また、この基礎として、広く地域住民の間で保全や活用に関する情報や意識を共有するとともに、来島者等に対して情報の提供や発信を総合的に行っていくことが重要である。

これらを効果的に進めるため、具体的な課題に応じて、関係者のネットワーク、地域住民等のネットワーク及び様々な資源・施設等のネットワークの形成を図る必要がある。

関係者のネットワークとしては、広域的な協力・連携の下に解決を図るもので、オニヒトデ等の駆除によるサンゴ礁の保全を目的とする奄美群島サンゴ礁保全対策協議会や、希少な野生生物の保全を目的とする奄美群島希少野生生物保護対策協議会、エコツーリズムの推進に係る連絡調整を行う奄美群島エコツーリズム推進協議会等がある。今後とも課題に応じて情報の収集に努め、その情報を共有しながら合意形成を図り、連携・協力して施策を実施することが求められる。

また、奄美の「宝」の保全や活用に当たっては、広く地域住民等の間でネットワークを形成して、保全意識を共有することが大切である。保全や活動を担う主体を育成するには、環境教育・環境学習を推進するとともに、集落の自治組織等の活動やNPO等との連携を促進する必要がある。

さらに、自然環境や歴史文化など研究対象としての奄美の魅力の発信や研究者が奄美に集まる取組が必要である。

3 群島内外との交流の促進

国民の価値観やライフスタイルが多様化している中で、地域づくりに当たっても、多様な価値・魅力を持った、特色ある地域が形成されることが必要である。

また、多様な地域づくりを推進するためには、各地域の自助努力とともに、複数の地域間で人物・情報等を相互に補完する取組が不可欠である。

このため、今後の地域づくりに当たっては、地域間の交流・連携を促進し、地域の維持・活性化に向けた広域的な取組につなげていく必要がある。

奄美群島においては、豊かな自然や独自の文化など、奄美の恵まれた地域特性を生かした群島内外との交流・連携を促進するとともに、奄美らしい暮らし方・働き方を積極的に発信し、奄美群島の魅力向上を図っていくことで、人・物・情報等が活発に行き交うことになり、地域が活性化することが期待される。

ア 群島内外との交流促進

奄美をはじめとした本県離島の出身者や離島に関心をもつ人々を「しまのサポーター」として登録し、これらサポーターに電子メールを介して奄美群島の情報を総合的に発信するとともに、インターネットや体験交流イベント等を通じて情報発信することにより、交流人口の拡大や特産品の販路拡大等を行っている。

今後は、デジタル技術を活用したマーケティング結果に基づき、戦略的かつ効果的なプロモーションを行うとともに、郷友会などの島外在住者等を奄美の地域づくりにおける人材として協力を得ながら、交流人口の拡大や特産品の販路拡大

等を行う必要がある。

今回実施した奄美群島振興開発アンケート調査の結果分析によると島の振興にあたり有効な交流・連携先として、群島住民の約5割が「群島全体」と回答している。さらに、有効な交流・連携先として選んだ地域との交流・連携を強化するために必要なこととして「航空・航路運賃の軽減」が最も多くなっている。

イ 沖縄県との交流

奄美と地理的・歴史的・文化的につながりの深い沖縄との間では、これまで農業、観光、教育・文化及び人材育成等の分野において、交流・連携がなされてきており、また、平成27年度からは、「奄美群島振興交付金」を活用し、鹿児島・沖縄両県が連携の上、奄美群島と沖縄間を結ぶ航路・航空路の運賃軽減や、旅行商品の開発、世界自然遺産周知のための共同プロモーションを行い、地域外からの誘客及び両地域間の交流促進を展開して

いる。

今後、世界自然遺産登録を契機として、沖縄との交流を更に促進する必要がある。

ウ 国際交流

奄美における国際交流については、行政による姉妹盟約等を基盤とした青少年交流や、民間団体による取組が行われているところであるが、地域の活性化のためには、観光振興や産業振興に資する交流の促進及び奄美群島の豊かな自然や個性的な文化など、奄美の持つ多彩な魅力の海外への積極的な情報発信が必要である。

特に、奄美は成長著しい東アジアに隣接しており、これらの地域を含めた海外との交流を積極的に行う必要がある。

また、将来の奄美の発展のため、グローバル化社会の進展に対応した人材育成等の取組が必要である。

第3節 滞在型・着地型観光を促進するための方策

1 地域資源を生かした観光施策の展開

(1) 観光資源の活用

奄美群島は、奄美群島国立公園に指定された多くの景勝地をはじめ、エメラルドグリーンの海や白い砂浜、多種多様なサンゴ礁に彩られており、年間平均気温が22℃前後という亜熱帯性・海洋性の気候風土の中で、年間を通じて絶えることのない花々や、ソテツ、ガジュマル等の豊かな亜熱帯性植物が繁茂し、特別天然記念物のアマミノクロウサギなど国際的にも注目されている固有種や希少種等の多くの野生生物が生息・生育するなど自然資源の宝庫である。

奄美大島と徳之島の一部は、アマミノクロウサギなどの絶滅危惧種を含む動植物の生息・生育地であり、島の成り立ちを反映した独自の生物進化を背景とした、国際的にも希少な固有種に代表される生物多様性が評価され、令和3年7月に世界自然遺産に登録された。

また、島唄、八月踊り、六調、闘牛等の奄美独自の伝統・文化をはじめ、大島紬や黒糖、奄美黒糖焼酎等の特産品、ハンダマ等の伝統野菜、鶏飯や豚骨・山羊料理等の郷土料理など多彩な観光資源を有しており、奄美の自然や文化に対する理解を深めるとともに、島唄を観光素材とした誘客を図るため、奄美大島5市町村と連携し、奄美市等において「ほこらしゃ奄美音楽祭」を実施することとしている。

さらに、近年、奄美の自然を描き集大成させた孤高の日本画家「田中一村」や作家「島尾敏雄」など芸術や文学的な資源、縄文時代の貝塚や中世の頃の城（グスク）跡等の歴史的資源が注目を集めている。

群島内の各島々においては、亜熱帯性

・海洋性を生かした、マラソン、トライアスロン、シーカヤック、ウインドサーフィン、サーフィン大会等のスポーツイベントをはじめ、闘牛や郷土芸能など多彩なイベントが毎年開催されており、ダイナミックな釣りやダイビング体験も高い人気を博している。

また、群島内の島ごとに、それぞれの地域資源を生かしながら、地域の様々な関係者が主体となって多彩な体験プログラムを企画・提供する「あまみシマ博覧会」が開催されてきている。

さらに、首都圏や関西地区を主な発着地として、マリンスポーツや自然観察、大島紬の泥染めなどの体験学習等による教育旅行の受入れを行うとともに、農林漁業体験を提供できる民宿も増加している。

さらには、奄美群島固有の文化的資源の中から、従来の定義・分類で「指定文化財」として認識されないものの、守り、伝え、残したい有形・無形の文化的資源をまず「集落遺産」、「市町村遺産」として抽出し、それらに「歴史」「生活」「集落」のテーマごとにストーリーを付加した「関連遺産群」を「奄美遺産」として表現していくといった取組も行われている。

また、本県において特別国民体育大会が開催される令和5年は、奄美群島日本復帰70周年という記念すべき年に当たることから、奄美群島内で開催される各競技大会名に「奄美群島日本復帰70周年記念」の冠称を付して、奄美群島内で初めての国体競技会が実施されることとなった。今後、市町村等は国体競技会開催の実績や経験を生かし、今後のスポーツを生かした地域づくりにつなげる必要がある。

今後とも、これらの豊かな地域資源を有効に活用し、個性豊かなイベントの開

催や国内外からの各種スポーツ合宿，教育旅行の誘致，この地域ならではの体験・滞在型観光プログラムづくりを促進し，魅力と個性あふれる観光地づくりを，（一社）奄美群島観光物産協会が中心となって，自治体や関係機関が連携して進める必要がある。

（2）観光施設等の受入体制の整備

奄美群島では魅力ある観光地づくりを進めるため，これまで群島全体の情報発信や観光の拠点となる奄美パーク・田中一村記念美術館をはじめ，奄美大島世界遺産センターや奄美自然観察の森，タラソ奄美の竜宮・タラソおきのえらぶなどタラソテラピーが体験できる施設，沖永良部で満居した西郷隆盛の遺訓などの史料を展示する「西郷南洲記念館」や与論島固有の自然，歴史・食文化等を体験できる「ゆんぬ体験館」など，群島内の各島々に特色ある観光施設等が整備されてきた。

このほか，奄美群島内各地の主要観光ルート沿線や拠点地区に公衆トイレ，休憩所，展望所，駐車場等の整備が進められてきたが，更に観光客等の利便性の向上を図るため，世界自然遺産登録による観光客の増加も視野に入れながら，奄美の自然や景観に配慮した施設等の改善・整備を進めていく必要がある。

また，奄美群島の8つの有人島をつなぐ長距離の自然歩道「世界自然遺産奄美トレイル」の開通など，群島各地の観光施設等と連携した観光ルートづくりが進められているが，今後とも，世界自然遺産登録による効果の波及を図るため，群島各地の観光地間のルート整備や観光施設相互の連携強化等を図る必要がある。

このほか，スポーツ合宿等で活用されるスポーツ施設等については，改修・新設等により受入体制の整備が行われてき

たが，今後とも，質の高い環境を提供するための整備・充実が必要である。

さらに，宿泊施設については，一部で新築等が見られるが，一般的には老朽化が進んでおり，個人旅行や体験・滞在型観光へのニーズにも対応した整備や改修等を促進するとともに，奄美の豊かな人情を生かし，観光客を温かく親切に迎え，心のこもったおもてなしで接することが可能な民泊施設の拡充など奄美を訪れた観光客が「再び訪れたい」と思えるような受入体制の充実を図る必要がある。

一方，観光客が地域の自然，歴史，文化とのふれあいを求め，ヘルスツーリズム，グリーン・ツーリズム，ブルー・ツーリズム，エコツーリズムといった本物志向・体験志向の観光へ転換しており，観光ニーズが今後ますます多様化していく。島唄，八月踊り，六調，闘牛等の奄美ならではの伝統・文化を観光資源として活用する拠点施設の整備や人材育成といった受入体制の整備，観光資源を活用した誘客対策が進められつつある。

しかし，各島の玄関口となっている空港，港等における観光案内は，外国人観光客への対応も含め，群島全体に関する総合的な案内機能が十分でないとともに，地域を案内する観光ガイド等の人材不足など，観光客の多様なニーズに十分対応できていない。

今後とも，（一社）奄美群島観光物産協会が中心となって，市町村，関係機関・団体等が連携を図りながら，群島全体の観光案内機能の充実，島コーディネーターの活用，地域の自然や歴史，文化等の奄美ならではの地域資源を観光客に紹介する観光ガイド，インストラクター，外国人観光客に対応するための地域通訳案内士※等の人材の育成・確保等の受入体制づくりを促進する必要がある。

※特例通訳案内士が法令改正で改称

(3) 観光交通体系の整備

航空路線については、鹿児島空港と結ぶ路線のほか、東京、大阪、沖縄等と結ぶ県外路線も開設されており、これまで県管理空港の着陸料軽減や運航費補助などにより路線の維持を図っている。また、平成26年度からは「奄美群島振興交付金」を活用して、LCCが就航した奄美～成田・関西路線、奄美～羽田・伊丹路線、那覇～奄美路線・与論路線等の運賃軽減を図ってきたところだが、奄美・羽田間などは、沖縄・羽田間と比較した場合、航空機燃料税の軽減措置に差があること、また利用者数、使用機材の大きさ、宿泊施設数に大きな差があることなどから、未だ一部の割引運賃を除き、各種料金等が割高となっている。

このようなことから、旅客動向等を踏まえながら、引き続き、路線の維持・確保を図るとともに、更なる交流人口の拡大に向けた施策を検討する必要がある。

また、国内チャーター便は令和3年度には、奄美空港に11回運航実績があるが、世界自然遺産登録による観光客増が見込まれることから、鹿児島空港を経由したプライベートジェットや国際チャーター便の群島内空港への就航促進に向けた取組を検討する必要がある。

航路については、名瀬港に観光船バースが整備されるなど、各島の主要港湾の整備が進み、クルーズ船が寄港するとともに、本土及び沖縄とを結ぶ定期航路が就航しているものの、これまでの港湾整備や航路体系は住民生活や物流に主眼を置いたものとなっている。このため、鹿児島と奄美群島各島間を結ぶ航路では、「奄美群島振興交付金」を活用し、観光客等に対する航路運賃の軽減を実施することで、奄美群島における交流人口拡大

を図ってきたところであり、引き続き、定期航路の維持・確保を図るとともに、更なる交流人口の拡大に向けた施策を検討する必要がある。

交流人口の拡大に向け、平成26年度からは、航空路線では東京～奄美路線、那覇～奄美・与論路線等の運賃軽減や成田、関西と奄美を結ぶLCCの運賃軽減、航路では鹿児島～奄美群島各島間、那覇・本部～奄美群島各島間の運賃軽減を図ってきたところであり、その結果、令和元年度の入込客は過去最高の約89万1千人となったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、大きく減少したところである。

また、平成30年には、航空路線において那覇～沖永良部～徳之島路線の開設、航路において鹿児島～奄美～沖縄航路の一部で屋久島寄港が開始された。今後も旅客動向等を踏まえながら、引き続き、更なる交流人口の拡大に向けた施策を検討する必要がある。

さらには、今後、世界自然遺産登録などの動きとともに、アジアを中心に寄港増加が期待される国内外からのクルーズ船等の受入や、多様化する観光ニーズに対応した既存港湾施設の有効活用も含めた受入環境の整備とともに、航空路など他の交通機関との接続性の改善による利便性の確保等が望まれる。

道路については、バイパス等の整備により、利便性は高まっているが、狭あい区間、急カーブ、急勾配区間がまだ残っているため、更に整備を進めることにより、時間距離の短縮、快適性の向上を図る必要がある。

また、バス、タクシー、レンタカーなど、島内の交通手段について、個人旅行等に対応し、観光地間を周遊する路線の充実など利便性の向上を図る必要がある。

(4) 魅力ある観光情報の発信

観光情報の提供は、観光客の誘致のために極めて重要なものであり、現在、奄美パーク・田中一村記念美術館において、奄美の自然や島唄、民俗芸能等の伝統・文化、大島紬等の伝統産業、鶏飯、奄美黒糖焼酎等の食など、群島全体の魅力を総合的に情報発信してきている。

また、(一社)奄美群島観光物産協会が運営するホームページ等により、奄美の「宝」やイベント、観光等に関する情報を群島内外に発信してきているが、今後は、デジタル技術を活用したマーケティング結果に基づき、戦略的かつ効果的なプロモーションを行うことにより、交流人口の拡大や特産品の販路拡大等を行う必要がある。

また、首都圏や関西、九州北部などを主な発着地として、奄美群島内の島々をはじめ、群島外の屋久島や沖縄等を広域的に巡る旅行商品の造成が図られてきている。

引き続き、(一社)奄美群島観光物産協会を中心に群島全体の緊密な連携の下、観光キャンペーンの展開をはじめ、首都圏等の旅行会社等を対象としたセールスや群島各地への招請、沖縄等と奄美を結ぶ旅行商品の造成などを通じて、世界自然遺産登録等を契機として、国内はもとより、諸外国からの誘客を促進する必要がある。

(5) 地域産業との連携

奄美群島においては、さとうきびを中心に亜熱帯性の温暖な気候等を生かして、マンゴー、たんかんなどの果樹、本土に先駆けて収穫できるばれいしょ等の野菜など、特徴ある農業が展開されており、一部の市町村では、たんかん、マンゴー等のオーナー制度や収穫体験等の取組が

みられる。

さらに、水産業では、地元産の養殖クロマグロをホテルや飲食店と提携して観光客に提供するなど、クロマグロを観光資源としているほか、奄美群島ならではのカツオ、クロマグロ、真珠等の水産資源を生かした漁業体験等の取組もみられる。

このほか、大島紬や黒糖等の特産品等を活用した体験プログラムづくりも進められている。

観光客の旅行先における自然・食等の生活・文化等に関する関心が高まり、本物・体験志向が強くなっていることから、より一層、観光と農林水産業や商工業等との連携強化を図り、奄美ならではの「食」や体験プログラムの提供など、観光資源としての農林水産物や伝統的工芸品、特産品を活用し、奄美のブランド化を図るとともに質の高い観光地づくりや魅力の発信に努める必要がある。

(6) アジアをはじめとする海外を視野に入れた観光政策の推進

アジアでは急激な経済発展とともに急速な国際交流が進展しつつあり、こうした時代の大きな流れに連動して、競争力ある地域を築いていくためには、経済・文化などの分野における交流を維持・拡大していくことが重要である。

また、交流人口の拡大が地域活力の強化にとって欠かせないことから、東アジア諸国に近接している本県の地理的優位性を生かし、成長を続けるアジアを中心に外国人観光客の来訪を促進するための誘致や、文化・慣習などの違いに配慮しながら、ニーズに対応したきめ細かな受入体制の整備を官民一体となって一層強化していくことが重要である。

2 愛着を育む地域文化の継承、創造

奄美群島には、島口（方言）、島唄、八月踊り、六調等の豊かな伝統・文化や奄美固有の伝統行事等があり、公民館講座や各種教室等で活発な自主活動が行われるなど、それぞれ各島々で大切に継承されてきている。

しかし、奄美固有の伝統・文化の担い手が高齢化しており、後継者等の育成が急務となっている。

これまで、島口については、大島地区文化協会連絡協議会が2月18日を方言の日に設定するなど、島口への理解を深める取組がなされている。また、島唄についても、若手の唄者が全国的に話題になっていることや、平成25年度に作製した島唄を保存・伝承するための歌詞集・CD・DVD「歌い継ぐ奄美の島唄」の活用により、伝承・普及、後継者育成等の取組がなされており、令和4年度は、世界自然遺産に登録された奄美独自の文化である島唄の魅力を発信することにより、奄美の自然や文化に対する理解を深めるとともに、島唄を観光素材とした誘客を図るため、奄美大島5市町村と連携し、奄美市等においてほこらしや奄美音楽祭等を実施することとしている。

さらに、学校では島唄・島口等の伝統・文化の継承を目的とした「島唄・島口、美ら島運動」に取り組んでいる。

青少年育成県民運動の取組の一つである「かごしま地域塾」においては、郷土の先輩等から島唄・島口・三線等を学ぶなどの奄美の伝統・文化を継承する活動に取り組んでいる。

また、県では学校における継承活動の取組の紹介や、民俗芸能の伝承活動に取り組んでいる児童・生徒の表彰等により、保存と継承への意識の向上、将来の担い手の確保に取り組んでいる。

奄美群島の固有の伝統・文化を保存・

伝承していくためには、伝統・文化の直接的な後継者の育成のみならず、地域の人々がそれらの伝統・文化をよりよく理解し、伝承すべき伝統・文化として誇りを持って自立的に守り、育て、次世代に継承していく意識を育むことが必要である。このため、奄美の歴史や文化を伝承する人材（語り部等）を育成し、地域に残る伝統や文化について更に理解を深める取組を行うとともに、奄美を訪れた人々にそれらを伝え、又は、体験してもらうための人材の育成や仕組みづくりを促進し、奄美文化の魅力をもっと高めていくことが必要である。

また、奄美群島固有の自然と文化の魅力を活かした「世界自然遺産奄美トレイル」や奄美群島国立公園の利用を促し、奄美群島全体の持続的な利用促進を図ってきた。

奄美群島には、奄美市の奄美文化センター等の文化施設があり、優れた文化事業の開催や芸術鑑賞、地域住民による創作活動の場として活用され、奄美群島における文化振興の拠点としての役割を果たしてきている。

今後、各市町村においては、優れた芸術文化や奄美固有の伝統・文化にじかにふれる機会を創出するとともに、奄美パークや各種文化施設の積極的活用を図る必要がある。また、学校教育や社会教育の場での伝統・文化の保存・伝承の促進や、島口大会や島唄大会等のイベントの充実を図るとともに、個性ある魅力的な地域づくりを図るため、地域固有の文化の再発見を促進する必要がある。

また、奄美群島は、その地理的環境から極めて特色ある民俗文化財（諸鈍芝居（シバヤ）、与論の十五夜踊り等）や史跡（宇宿貝塚、徳之島カムイヤキ陶器窯跡、住吉貝塚等）、天然記念物（アマミノクロウサギ、ルリカケス等）等にみられるよ

うに多くの貴重な文化遺産が生まれ、伝承されてきている。

この地域の文化遺産や天然記念物等の文化財の保存・活用を図るために、奄美市の奄美博物館等の資料館や史跡保存館（宇宿貝塚）が整備され、地域住民をはじめ多くの者に保存や保護、活用等の啓

発を目的として展開をしている。

今後とも、貴重な生態系のなかで生息する天然記念物をはじめ文化財等の減少や散逸を防ぎ、これらの保存や活用を図るため、愛護思想の一層の啓発を促進する必要がある。

第4節 奄美群島が抱える条件不利性の改善

1 運賃、輸送コストの軽減

群島住民の交通運賃については、平成26年度から奄美群島振興交付金を活用した奄美群島航空・航路運賃軽減事業が実施され、住民負担の軽減が図られているところである。

一方、運賃軽減の拡充について要望等もなされており、今後、国や事業者等と連携の上、検討する必要がある。

また、農林水産物の島外移出に係る海上輸送費等についても、同交付金を活用した奄美群島農林水産物等輸送コスト支援事業により輸送コストの軽減を図っている。本事業を活用している地元出荷団体においては、自らが策定する生産振興計画に基づき、生産資材等購入等の生産基盤の強化や市場開拓等の流通の効率化に向けた様々な取組を進めているところであり、農林水産物等の生産額や所得の向上を図っている。

なお、同事業は、令和4年度からは加工品の原材料等が対象となるなど、漸次、制度拡充されており、事業の利用促進のため、本事業を活用していない出荷団体等に対して、引き続き、事業の活用方法等の周知を行う必要がある。

一方、本事業では、野菜等の区分は設けられていても対象品目が限定的であること、畜産物は対象外であること、原材料等の移入については、補助対象品目が1市町村3品目以内に限定されていることなど、未だ奄美群島の生産者は本土の生産者と比較して不利性を有している。

また、沖縄との一体的な発展の観点から、奄美群島から沖縄本島への農産物等の輸送コストについても同事業の対象にできないか、台風等の気象条件等により出荷できなくなる農産物等の代替輸送手段等への支援を行えないかといった要望

等もなされている。

これらの点について、今後、他制度との均衡、流通や取引の現状、運用上の課題等を踏まえながら、制度拡充について検討する必要がある。

2 生活又は事業活動に必要な物資の費用負担

(1) 物価の軽減

奄美群島においては、生活関連物資の多くを本土からの移入に依存せざるを得ず、海上運賃や荷役料等の輸送費の負担がかかることに加え、市場規模や個々の小売店の経営規模が概して小さいことから流通販売経費が割高になるなどのコスト上昇要因を抱えており、物価水準は品目別にバラツキはあるものの本土に比べて高い水準にある。

このため、生活関連物資の価格調査・監視、流通実態調査等を行い、特に本土との価格差の大きい生活関連物資については、関係業界に対して価格差縮小に向けての協力要請を行ってきている。

さらに、消費者と事業者が意見交換を行う離島物価問題懇談会の開催や物価情報の提供を行うなど、生活関連物資の価格の安定や円滑な供給等に努めてきた。

しかし、奄美地域の主な生活関連物資18品目について鹿児島地域との比較で見ると、令和4年7月現在、豚肉の価格は本土の1.59倍、納豆が1.40倍、キャベツが1.36倍等となっている。また、令和3年度地域差指数は鹿児島地域を100とした場合、奄美地域は総合で109.3となっており、品目ごとでは特に加工食品、飲料が高くなっている。

また、ガソリン価格は、令和4年7月現在で1L当たり10円から35円の補助があるものの、鹿児島地域184円/Lに対し1.07倍の197円/Lと、本土に比べて高く、群島民の生活の負担となっていることから、

揮発油税等の軽減等による価格引き下げを図る必要がある。

このように、奄美地域全体の物価は、本土地域と比べ依然として高い水準が続いており、今後とも本土との格差の縮小に努める必要がある。

なお、こうした格差は次に掲げるような要因が絡み合って発生しているものと考えられる。

ア 本土からの移入物資への依存

生活関連物資の多くを本土からの移入に依存しているため、輸送に伴う海上運賃や荷役料等の負担がかかること。

イ 流通形態による経費の割高

限られた商圈の中で小規模の店舗による多品目少量販売が中心であるため、仕入れ規模が小さく、仕入価格が割高となっていること。

ウ 海上輸送の途絶に伴う一時的な物価上昇

台風等により海上輸送が途絶することがあり、生鮮食品を中心に品不足から一時的に価格の上昇がみられる場合があること。

物価情報（令和4年7月）

単位：円

区分	鹿児島地域 (A)	奄美地域 (B)	(B)/(A)
家庭用プロパンガス	8,209	9,715	1.18
灯油	2,185	2,701	1.24
レギュラーガソリン	184	197	1.07
軽油	163	181	1.11
トイレットペーパー	529	467	0.88
乾電池	680	403	0.59
うるち米	2,022	2,274	1.12
即席めん	175	194	1.11
牛乳	225	280	1.24
牛肉	818	943	1.15
豚肉	294	468	1.59
鶏肉	119	134	1.13
鶏卵	214	215	1.00
まぐろ	524	476	0.91
キャベツ	182	248	1.36
きゅうり	700	548	0.78
納豆	81	113	1.40
ミネラルウォーター	109	146	1.34

資料：県消費者行政推進室（物価安定対策事業及び離島物価対策事業による調査結果）

（注）鹿児島地域：鹿児島市，日置市，いちき串木野市，鹿児島郡
奄美地域：奄美市，大島郡

離島地域別地域差指数（令和3年度）

鹿児島地域 = 100

区分	総合	石油製品	日用品	穀類	生鮮食品	加工食品	飲料
奄美地域	109.3	108.8	84.1	107.3	113.2	125.1	117.5
熊毛地域	106.9	111.2	85.1	111.8	105.2	125.4	114.8
本土地域	98.7	100.6	85.1	98.2	100.5	104.9	97.4

資料：県消費者行政推進室（物価安定対策事業及び離島物価対策事業による調査結果）

(2) 島外車検に伴う車両航送費の負担の軽減

加計呂麻島、請島、与路島については、島内に自動車整備工場がなく、車両を島

外に輸送しなければ車検を受けられない状況になっており、住民にとって島外への車両航送費が大きな負担となっている。

島外車検に伴う車両航送費の負担状況

島内で車検を実施できない離島	車検の実施場所	年間車検台数 (単位:台)		車両航送費 (往復, 単位:円)	
		乗用車等	軽自動車	乗用車等	軽自動車
加計呂麻島	奄美大島(奄美市外)	-	267	8,970	5,950
請島	奄美大島(奄美市外)	-	16	18,144	12,960
与路島	奄美大島(奄美市外)	-	19	20,736	15,552

注1 年間車検台数は、平成31年4月1日現在の車両数(出典「離島統計年報2020」)に基づき、2年に1回の頻度として試算

注2 車両航送費は、乗用車等は4m以上5m未満、軽自動車は3m以上4m未満の料金を適用

注3 乗用車等の車両数は、上記離島ごとに集計されていないため、年間車検台数は不明となっている

資料：県離島振興課

3 交通基盤の整備

(1) 航空交通

ア 空港の整備

奄美群島の空港は、昭和39年から昭和51年にかけて、各島にYS-11型機が就航する空港として相次いで開設された。隔絶性の高い同地域の地理的条件から、航空交通への依存度は高く、また、奄美空港を中心とした群島内の地域航空ネットワークも確立され、群島民の重要な交通手段となっている。

奄美群島内で最初にジェット化を実現したのは徳之島空港であり、昭和55年6月に供用開始され、次いで、群島の中核的役割を果たしている奄美空港が昭和63年7月にジェット化された。また、沖永良部空港及び与論空港については、YS

-11型機の後継機であるDHC-8-400（ダッシュエイト400）型機の対策として、滑走路舗装強化及びエプロン等の整備が平成17年度までに完成した。

今後は、航空機の安全運航の確保及び航空輸送需要に対応した滑走路などの空港施設の更新・改良等や滑走路端安全区域の拡張（RESA）を計画的に進める必要がある。

奄美空港の旅客ターミナルビルについては、平成30年にリニューアルを終えたところであるが、喜界・徳之島・沖永良部・与論空港の旅客ターミナルビルについては、施設の老朽化が見られることから、旅客ターミナルビルを所有する民間事業者の意向を踏まえ、その対策に努める必要がある。

空港の現況(令和4年11月現在)

単位:m

空港名	供用開始年月日 ※)	滑走路	エプロン
奄美空港	S63.7.10	2,000×45	7バース(中型ジェット機用-1,小型ジェット機用-2,プロペラ機用-3,大型ヘリ用-1)
喜界空港	S43.5.1	1,200×30	1バース(プロペラ機用)
徳之島空港	S55.6.1	2,000×45	4バース(小型ジェット機用-2,プロペラ機用-2)
沖永良部空港	H17.5.12	1,350×45	3バース(プロペラ機用)
与論空港	S51.5.1	1,200×30	2バース(プロペラ機用)

※)現滑走路長に対する供用開始年月日

資料:県港湾空港課

イ 航空路線の整備

奄美群島と本土を結ぶ路線については、昭和39年7月の奄美～鹿児島線の開設以来、奄美空港と、鹿児島や東京（羽田）、大阪（伊丹）、福岡、成田、関西の各空港とを結ぶ路線が開設され、本土との交流や観光客の誘致、貨物物資の輸送に大きな役割を果たしている。

奄美空港には、ジェット機であるA320-200（180人乗り）、B737-800（165人乗り）及びE-170（76人乗り）が、徳之島空港には、ジェット機であるE-170が就航しているほか、各空港には、ターボプロップ機であるATR72-600（70人乗り）やATR42-600（48人乗り）が就航している。

今後とも需要の動向を勘案しながら、県管理空港の着陸料軽減等により、鹿児島、東京、大阪等の各空港との路線の維持・充実を図り、地域経済の発展を図っていく必要がある。

群島間を結ぶ路線については、現在、奄美空港と喜界、徳之島、与論の各空港間及び徳之島空港と沖永良部空港の間においてATR42-600等が運航されており、各島間の人及び物資を運搬する生活路線並びに観光客等の利用する交通手段として、重要な役割を果たしていることから、今後とも県管理空港の着陸料軽減や運航費補助等により維持・充実を図っていく必要がある。

なお、奄美・与論・那覇空港間においては、ATR42-600による三角運航が行われており、与論空港と那覇空港の間には、DHC-8-400CC（50人乗り）が就航している。また、平成30年7月から「奄美群島アイランドホッピングルート」として、奄美～徳之島～沖永良部～那覇を結ぶ路線が開設され、ATR42-600が就航している。

航空運賃については、東京や大阪と奄

美の間は、他の路線との比較において、普通運賃は必ずしも割高な設定とはなっていない。しかし、沖縄と比較した場合、航空機燃料税の軽減措置に差があること、また、利用者数、使用機材の大きさ、宿泊施設数に大きな差があることなどから、一部の割引運賃を除き、ツアー料金等において、奄美路線が割高となっている。

このため、航空会社においては、平成8年の県管理空港における着陸料の軽減措置拡充を受け、離島住民を対象にした割引運賃制度を設けたほか、本県離島の住民生活や産業振興等に配慮した運賃の設定を行った。また、平成26年度からは「奄美群島振興交付金」を活用した航空運賃の軽減が実施され、住民負担の軽減等が図られているところであり、引き続き群島住民の条件不利性解消の観点から、運賃軽減を継続するとともに、運賃軽減の拡充について検討する。

離島航空路線は、離島住民の生活や産業活動にとって極めて重要な交通手段となっているが、一般的に運航距離が短く、需要が少ないため、採算性の面等で大きな課題を抱えている。

このようなことから、離島航空路線に対しては、国と協調して、離島航空路線に係る運航費補助や機体購入費補助等を行うとともに、県管理空港における着陸料の軽減措置等の支援策を講じてきており、引き続き、離島航空路線の維持・充実を図っていく必要がある。

また、国に対しても、運航費や機体購入費に係る財政支援措置の拡充や航空機燃料税をはじめとした公租公課の減免措置の継続拡充など、離島航空路線の安定的な運航を確保するための支援策や本県離島の振興に配慮した制度の維持・充実を図るよう、引き続き、働きかけていく必要がある。

航空路線の運航状況（令和4年3月現在）

区分	1日便数	距離（km）	時間（分）	会社名	備考
鹿児島－奄美	18	467	80	J-AIR, 日本エアコミューター スカイマーク	B737-800, エンブラエル170 ATR72-600, ATR42-600
〃－喜界	4	467	80	日本エアコミューター	ATR42-600
〃－徳之島	8	560	65	J-AIR, 日本エアコミューター	エンブラエル170, ATR72-600, ATR42-600
〃－沖永良部	8	579	90	日本エアコミューター	ATR42-600
〃－与論	2	627	95	〃	ATR72-600
奄美－東京	2	1,436	130	日本航空	ボーイング737-800
〃－成田	2	1,542	140	ピーチ・アビエーション	エアバスA320
〃－大阪	2	989	95	日本航空	ボーイング737-800
〃－関西	2	946	105	ピーチ・アビエーション	エアバスA320
〃－福岡	2	672	80	J-AIR	エンブラエル170
〃－喜界	4	81	20	日本エアコミューター	ATR42-600
〃－徳之島	4	181	35	〃	ATR42-600
〃－与論	1	256	45	〃	〃
奄美－沖縄	1	390	65	日本エアコミューター	〃
与論－沖縄	3	231	40	〃	ATR42-600, DHC8-Q400

- (注) 1 便数は片道を1便とした。
 2 上り下りで所要時間の異なる路線については、所要時間の長い方の時間を記載した。
 また、複数の機材が運航されている路線については、主たる機材による所要時間を記載した。
 3 季節により変動がある。

資料：県交通政策課

航空乗降客数の推移

単位：千人，%

区分	乗降客数				伸び率		
	H18年度	H23年度	H28年度	R3年度	R3/H18	R3/H23	R3/H28
奄美	598	541	704	610	102.0	112.8	86.6
喜界	78	70	82	57	73.1	81.4	69.5
徳之島	161	150	170	144	89.4	96.0	84.7
沖永良部	90	81	99	80	88.9	98.8	80.8
与論	65	59	86	57	87.7	96.6	66.3
計	992	901	1,141	948	95.6	105.2	83.1

資料：空港管理状況調書（国土交通省航空局）

航空路貨物取扱量の推移

単位：t，%

区分	貨物取扱量				伸び率		
	H18年度	H23年度	H28年度	R3年度	R3/H18	R3/H23	R3/H28
奄美	1,666	1,472	1,002	685	41.1	46.5	68.4
喜界	218	234	179	125	57.3	53.4	69.8
徳之島	155	219	191	173	111.6	79.0	90.6
沖永良部	91	146	125	93	102.2	63.7	74.4
与論	50	61	49	50	100.0	82.0	102.0
計	2,180	2,132	1,546	1,126	51.7	52.8	72.8

資料：空港管理状況調書（国土交通省航空局）

各航空路線の利用状況（R3年度）

単位：人，%

区分	利用人員	利用率
鹿児島－奄美	245,350	44.3
〃－喜界	25,338	41.0
〃－徳之島	97,222	51.6
〃－沖永良部	48,780	50.9
〃－与論	23,856	48.8
奄美－羽田	64,425	54.0
〃－成田	54,093	66.3
〃－伊丹	53,999	48.5
〃－関西	54,077	56.7
〃－福岡	31,795	57.9
〃－喜界	30,895	35.4
〃－徳之島	31,862	47.7
〃－与論	7,851	23.6
徳之島－沖永良部	14,010	41.1
沖永良部－与論	15,446	45.6
奄美－沖縄	6,792	44.1
与論－沖縄	24,048	65.6

資料：航空輸送統計年報（国土交通省総合政策局編）

(2) 海上交通

奄美群島には、重要港湾1港、地方港湾30港、避難港1港の計32の港湾のほか、第4種漁港5港、第1種漁港30港の計35の漁港があり、このうち漁港においては、第4種漁港3港が本土や群島を結ぶ定期船や物資の輸送及び水産業の基地等として利用されている。

日本復帰後、名瀬港や亀徳港等において、定期船の接岸と大型化への対応に重点を置いて整備を進め、昭和55年度与論港（供利地区）の岸壁完成によって、全ての島に5千トン級の定期船の接岸が可能となり、群島の生活、産業、経済の全般にわたり極めて重要な役割を果たしてきている。

併せて地形的に港湾の適地に恵まれていない奄美大島以外の各島の定期船対策として、季節風に対応するために主要港と補完港を配置し、各々の港湾に岸壁や泊地等を整備して就航率の向上を図ってきた。

しかし、主要な海上輸送を大型定期船やR o R o船（※）が担うようになり、荷役効率化のためにコンテナが多用されているが、季節風への対応等による主要港から補完港への寄港変更に伴い、その度に利用者や荷役機械等の移動にコスト等がかかっている。

このため、各島の主要港において、港内静穏度の向上による安定的な運航を図るため、防波堤等の整備が必要である。また、建設から相当年数を経過し、老朽化が進む港湾施設について、適切な維持管理が求められている。

また、近年、クルーズ船の寄港が増加しており、奄美群島においてもより多くのクルーズ船を受け入れられるように既存施設の有効活用も含めた受入環境の整備が必要である。

※R o R o船：Roll on Roll off 船の略。コンテナ、機械等の貨物をトレーラーやフォークリフトで荷役する船を指す。

港湾一覧表(令和4年3月現在)

島名	港格	港数	港名
奄美大島 (加計呂麻島, 請島, 与路島 を含む)	重要港湾	1	【県管理】 名瀬
	避難港	1	【県管理】 古仁屋
	地方港湾	18	【市町村管理】知名瀬, 大和港, 湯湾, 名柄, 加計呂麻, 請島, 与路, 篠川, 管鈍, 山間, 戸口, 龍郷, 円, 芦徳, 赤木名, 大笠利, 屋仁, 和野
喜界島	地方港湾	2	【県管理】 湾 【町管理】 喜界島
徳之島	地方港湾	5	【県管理】 亀徳, 平土野 【町管理】 母間, 鹿浦, 面縄
沖永良部島	地方港湾	3	【県管理】 和泊 【町管理】 伊延, 住吉
与論島	地方港湾	2	【県管理】 与論 【町管理】 百合ヶ浜
合 計	重要港湾	1	【県管理】 1港
	避難港	1	【県管理】 1港
	地方港湾	30	【県管理】 5港 【市町村管理】 25港
	計	32	【県管理】 7港 【市町村管理】 25港

資料: 県港湾空港課

定期船就航の漁港一覧表(令和4年3月現在)

区分	港格	港数	港名
奄美大島	第4種	1	【県管理】 古仁屋
喜界島	第4種	1	【県管理】 早町
沖永良部島	第4種	1	【県管理】 知名
合 計		3	

資料: 県漁港漁場課

イ 航路の整備

現在、鹿児島～奄美群島～沖縄を結ぶ基幹航路をはじめ、鹿児島～喜界～沖永良部等を結ぶ航路、加計呂麻島、請島、与路島と古仁屋とを結ぶ島間航路等があり、本土及び各島間との交流、日常生活物資及び産業資材の搬入、島内の生産品の搬出等のための大動脈となっている。

鹿児島～奄美群島～沖縄を結ぶ基幹航路については、昭和47年7月以降2社による日発体制が確立し、船舶の高速化とともに車両航送が可能となり、平成20年度以降は、バリアフリーに対応した新船が就航するなど、輸送能力及び利便性、快適性が順次改善されてきている。

また、国庫補助航路である鹿児島～喜界～沖永良部等を結ぶ航路については、国及び県の補助制度を活用して、バリアフリーに対応した旅客船が就航しているほか、運営費補助等が実施されている。

両航路では、「奄美群島振興交付金」を活用した航路運賃の軽減が実施され、平

成26年度から住民負担の軽減が、また平成27年度から交流人口の拡大が図られているところである。引き続き群島住民の条件不利性解消の観点から、運賃軽減の拡充を検討する必要がある。

そのほか、加計呂麻島、請島、与路島と古仁屋とを結ぶ航路については、国及び県又は県単独の補助を受けて、運営費補助等が行われているほか、バリアフリーに対応した町営フェリーや民営の小型定期船が運航されており、通院や買物など日常の住民生活を支える交通手段として重要な役割を果たしているほか、観光客にも利用されている。

航路は、奄美群島の生活や産業活動にとって極めて重要な交通手段となっていることから、引き続き、不採算航路に対する補助を行うなど、国や航路事業者と連携しながら、その維持・充実を図り、運賃軽減を継続するとともに、運賃軽減の拡充を検討する。

船舶乗降人員の推移

単位:千人

区分	S50	S55	S60	H1	H5	H10	H15	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
大島本島	710	418	559	489	557	562	590	567	524	527	490	465	388	388	397	407	350	344	334	223
喜界島	45	55	53	56	51	44	34	40	39	37	36	32	33	28	29	33	35	31	29	19
徳之島	144	153	139	136	130	117	121	114	111	106	100	107	104	95	99	100	94	86	75	44
沖永良部島	97	96	98	107	88	91	90	75	76	76	71	72	79	71	74	73	77	67	63	33
与論島	132	167	138	99	78	77	66	52	55	51	49	47	47	47	52	62	61	54	58	27
計	1128	889	987	887	904	891	901	848	805	797	746	723	651	629	651	675	618	582	558	346

資料:港湾統計(国土交通省総合政策局)

港湾貨物量の推移

単位:万トン

区分	S50	S55	S60	H1	H5	H10	H15	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
群島全体	110	174	285	250	402	502	444	347	477	333	330	305	292	280	278	294	263	271	276	264

資料:港湾統計(国土交通省総合政策局)

本土との連絡航路（令和4年10月）

航路		鹿児島～奄美群島～那覇	鹿児島～喜界～知名	鹿児島～十島～名瀬
項目	事業者	民間2社	民間1社	十島村
使 用 船	船種	フェリー	フェリー	フェリー
	船舶数	4隻	2隻	1隻
	大きさ	5,910 ～ 8,083ト	2,551 ～ 2,942	1,953
	航海速力	21～22ノット	19.7～20.5	19
	旅客定員	678～800人	196～243	297
	車両	乗用車44～76 トラック 26～50	乗用車11～24 トラック 18	乗用車15 トラック 3
運 航 状 況	運航回数	週7便	週5便	週2便
	区間	鹿児島～名瀬	鹿児島～喜界	鹿児島～名瀬
	所要時間	11:00	11:00	16:30
奄美群島の寄港地	名瀬・亀徳 和泊・与論	喜界・名瀬・古仁屋 平土野・知名	名瀬	
備考		国・県補助	国・県補助	

資料：県交通政策課

瀬戸内町内航路の運航状況（令和4年10月）

航路		古仁屋～加計呂麻島		古仁屋 ～請島 ～与路島
区分	事業者	民間(1事業者)	瀬戸内町	瀬戸内町
航路数		1	1	1
使 用 船	船舶数及び船種	客船	フェリー	客船
	大きさ	5t未満	197t	87t
	旅客定員	18名	140名	60名
	車両積載量	—	乗用車4台×2	—
就航回数		週3便	1日7便	1日1便
備考		県単補助	国・県補助	国・県補助

資料：県交通政策課

(3) 陸上交通

ア 道路の整備

(7) 国道・県道の整備

奄美群島の道路網は、鹿児島市を起点とし、種子島、大島本島を経て沖縄に至る国道58号を骨格として、各島内を縦貫・循環する主要地方道7路線、一般県道21路線からなっている。国県道改良率は82.7%であり、本県水準79.8%、全国水準77.5%に比べ上回っている状況にある。

しかし、大島本島の地形は急峻で海岸線が入り組み、隔絶された狭い平野ごとに小集落が点在し、各集落を結ぶ道路は生命線となっており、これまで、緊急性の高い箇所の道路整備を進めてきたが、法面崩壊等による交通途絶が度々発生しており、今後とも道路改良や防災対策を計画的に進める必要がある。

また、橋梁・トンネルなどの道路施設の老朽化と安全性が課題とされており、点検・修繕等を行い、安全で快適な道路空間の確保が必要である。

国道58号については、奄美大島の骨格道路として、奄美空港や名瀬港、奄美市名瀬及び瀬戸内町古仁屋等とのアクセス改善を更に図るため、今後も引き続き、奄美市名瀬周辺の交通混雑の緩和や、残されたあい路区間の解消を図る整備を鋭意進める必要がある。

主要地方道については、群島全体で7路線あり、令和3年4月現在での改良率は89.9%で、県平均85.9%、全国水準79.7%を上回っている。

しかし、奄美群島内における主要地方道は、各集落間や空港・港湾等とを結ぶ幹線道路の役割を担っており、更なる整備が必要である。特に、大島本島南部地域においては、地形が急峻であることな

どから、瀬戸内町と宇検村の令和3年4月現在での改良率は76.7%で、本県平均と比べると低く、現在、名瀬瀬戸内線の篠川工区等において整備を進めているが、今後も引き続き整備を進める必要がある。また、県道名瀬瀬戸内線においては、令和3年度に宮古崎トンネルの供用を開始し、現在は眞久慈トンネル等の道路整備を進めている。同路線では、近年の集中豪雨により通行規制が発生していることから国道58号の代替道路としての機能強化を図るため、今後もトンネルを含む道路整備を進める必要がある。

さらに、徳之島や沖永良部島においては、伊仙亀津徳之島空港線の東伊仙工区等の整備を進めているが、各集落間や空港・港湾等へのアクセス改善を更に図るため、今後も引き続き、あい路区間の整備を進める必要がある。

一般県道については、各島のバス路線としての機能確保を図るとともに、域内の生活道路としてあい路区間の解消を図るため、鋭意拡幅等の整備を進めている。

主要地方道及び一般県道については、今後とも島内を循環する道路や、空港・港湾など交通結節点へのアクセス改善により、各島間や本土との近接性の確保に努める。

また、活力ある地域づくり及び国道58号の代替道路の整備や災害時の集落孤立化を防止する道路の整備など、災害に強い道づくりに向けて整備を進める。

これらのことから、地域住民の利便性・安全性・快適性の向上を図るため、自然環境とも調和を図りながら、国道・県道の整備及び老朽化対策を計画的に進める必要がある。

(イ) 市町村道の整備

市町村道は、日常生活を支える上で重要な生活路線であり、地域におけるコミュニティ相互を結びつけるものとなっており、これまでも、幹線市町村道を中心に公共公益施設等を結ぶ路線として整備を進めてきた。

この結果、令和3年4月現在、奄美群島の市町村道は、改良率64.5%、舗装率74.8%となっており、県平均の改良率69.8%、舗装率90.5%と比較すると、

依然として整備は遅れており、集落間の連絡にも支障をきたしている。

また、橋梁などの道路施設の老朽化が進んでいることから、点検・修繕等を行い、安全で快適な道路空間の確保が必要である。

このため、引き続きあい路区間の解消や、住民の日常生活に不可欠な生活道路等の整備、防災を意識した幹線道路どうしを接続するための道路整備並びに老朽化対策を進める必要がある。

道路の整備状況

単位:%

区 分	奄美群島	本 県	沖 縄 県	全 国	
改 良 率	国 道	99.0	97.3	98.9	93.0
	主要地方道	89.9	85.9	92.5	79.7
	一般県道	71.6	63.6	88.9	63.7
	県 道 計	80.5	73.5	90.3	70.8
	国県道計	82.7	79.8	93.0	77.5
	市町村道	64.5	69.8	65.2	59.7
	合 計	69.3	72.9	71.0	63.6
舗 装 率	国 道	100.0	99.9	99.7	99.4
	主要地方道	100.0	100.0	98.6	98.2
	一般県道	100.0	100.0	99.9	95.7
	県 道 計	100.0	100.0	99.4	96.8
	国県道計	100.0	99.9	99.5	97.6
	市町村道	74.8	90.5	85.2	79.7
	合 計	78.9	92.2	88.0	82.4

- (注) 1 沖縄県及び全国は道路統計年報2021(令和2年4月1日現在)の数値である。
 2 奄美群島及び本県は道路現況調書(令和3年4月1日現在)の数値である。
 3 国道とは高速自動車道を除く指定区間及び指定区間外の合計で算出。
 4 改良率は県道以上は車道幅員5.5m以上で算出。
 5 舗装率は簡易舗装を含む。

資料: 県道路維持課

イ 路線バス

奄美地域における路線バスは、島民とりわけ学生や高齢者等のいわゆる交通弱者にとって、必要不可欠な交通手段となっており、現在7事業者（うち民間6事業者）によって、請島、与路島を除く各島のほぼ全域にわたって運行されている。

しかし、近年、バス事業者各社は、過疎化の進行やモータリゼーションの進展等による利用者の減少などにより、極め

て厳しい経営状況に置かれている。

今後、地元市町村と連携して、バス事業者の生産性向上の取組等を促進するとともに、地域公共交通確保維持改善事業等の活用により、地域間幹線系統や廃止路線代替バスの路線維持を図る必要がある。また、コミュニティバスやデマンド型交通など、各地域の実情に合わせた多様な運行形態への転換を促進する必要がある。

バス路線の概況

平成28年3月31日現在

島名	事業者名	系統数
奄美大島	(株)しまバス	49
	(資)瀬戸内タクシー	7
加計呂麻島	加計呂麻バス(有)	8
喜界島	(株)奄美航空	3
徳之島	徳之島総合陸運(株)	4
沖永良部島	沖永良部バス企業団	5
	(有)えらぶ観光タクシー※	2
与論島	南陸運(株)	島内一周線

※(有)えらぶ観光タクシーは、乗合タクシーとして運行
資料:九州運輸局鹿児島運輸支局

4 防災及び国土保全

(1) 消防防災の充実

ア 消防

奄美群島は急峻な地形等により集落が点在しているが、市街地では人家が密集していることなどから、火災による被害が大きくなっている。

平成29年から令和3年までの過去5年間の火災による被害は、死者8人、り災世帯165世帯、被害額約4億7,432万円となっている。

消防体制については、全市町村で常備化されているが、奄美大島から離れた加計呂麻島、請島、与路島では常備消防による活動が困難であることや、平成22年の奄美豪雨災害時には集落の孤立化が発

生したことなどから、消防団活動の活性化や県消防・防災ヘリコプターと関係機関との相互応援など、消防体制の充実強化を促進する必要がある。

消防施設等については、引き続き消防ポンプ自動車等の消防資機材や消防水利施設等の整備を進めるとともに、災害時における集落の孤立化に備えるため、救助資機材等の一層の整備促進が必要である。

また、救急業務については、大島地域救急業務高度化協議会を設置し、救命率の向上と救急救命士の養成等に努めているが、今後更に医療機関等と連携して救急救命士の資質向上及び処置範囲の拡大に努める必要がある。

過去5年間の火災による被害状況(平成29年～令和3年)

区 分		奄美群島(A)	本土(B)	(A)/(B)	
件 数		303 件	2,705 件	11.20	
被害状況	死 者	8 人	96 人	8.33	
	負 傷 者	20 人	363 人	5.51	
	り災世帯	全 損	93 世帯	378 世帯	24.60
		半 損	9 世帯	30 世帯	30.00
		小 損	63 世帯	660 世帯	9.55
		計	165 世帯	1,068 世帯	15.45
	損見積額	建 物 火 災	450,185 千円	4,320,088 千円	10.42
林 野 そ の 他		24,127 千円	277,699 千円	8.69	
計		474,312 千円	4,597,787 千円	10.32	
人 口 (令和2年国調)	104,281 人	1,457,988 人	7.15		
人口1万人当たり損害見積額(年間)	9,096,806 円	6,307,030 円	144.23		
人口1万人当たり火災発生率(年間)	5.81	3.71	156.60		

資料:県消防保安課

消防組合の構成市町村

消防組合名	発足年月	構成市町村
大島地区消防組合	平成元年4月	奄美市, 大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 龍郷町, 喜界町
徳之島地区消防組合	昭和59年4月	徳之島町, 天城町, 伊仙町
沖永良部与論地区広域事務組合	昭和58年4月	和泊町, 知名町, 与論町

資料:県消防保安課

イ 防災

奄美群島は台風の常襲地帯に位置し、毎年のように襲来する台風は、住宅や公共土木施設、農作物等に大きな影響を与えている。

また、奄美大島近海においては地震活動が活発で、県が行った地震被害予測調査においても、明治44年に同海域で発生したマグニチュード8クラスの地震が起きた場合、甚大な人的・物的被害が出る事が予想されている。

平成28年から令和2年までの5年間の自然災害による被害額は、約61億円で、人口1人当たりの被害額は、県平均の約0.8倍に当たる5.8万円となっている。

このような自然災害等に備えるため、県防災行政情報ネットワークシステム、震度情報ネットワークシステム及びヘリコプターテレビ電送システム等の防災情報システムを整備し、災害等の迅速な情報収集・伝達に努めているほか、平成22年10月の奄美豪雨災害での課題を踏まえ、引き続き、災害に強い情報通信体制の整備や防災関連施設の機能を強化する必要がある。

市町村の防災行政無線については、令和4年3月末現在、12市町村中11市町村で整備され、10町村で全世帯に戸別受信機が設置されている。

今後は、既設市町村の更新整備を含めた無線システムの高度化やデジタル化を進めるとともに、緊急時における災害情報の収集・連絡に携帯電話が有効であることから、民間の携帯無線基地局の設置による不感地帯の解消を進める必要がある。

また、奄美群島住民の生命・安全確保と避難時の良好な生活環境の確保を図るため、避難施設の機能強化や市町村防災行政無線等の通信設備の拡充等に加え、地震津波の観測・研究体制の強化、自主防災組織の育成等に努めるなど、ハード・ソフト両面から防災対策を充実・強化していく必要がある。

なお、奄美豪雨災害の際に情報収集・伝達において果たした役割が大きかったコミュニティ放送について、一部市町村において活用を開始しており、残る町村においても、引き続き活用を検討する。

台風接近回数 (300km以内)

期 間	奄美地域 (A)	九州南部 (B)	A/B
S26年～H18年	229	217	1.06
H19年～H23年	15	12	1.25
H24年～H28年	27	20	1.35
H29年～R3年	19	23	0.83
合 計	290	272	1.07

資料：気象庁ホームページ(気象統計情報>台風の統計>台風の接近数)

過去5年間の台風・大雨等被害状況（平成28年～令和2年）

単位：千円，人，%

区 分		奄美群島 (A)	本県 (B)	A/B
人的被害	死者	0	10	0.0
	負傷者	18	85	21.2
被害総額	農林水産施設	864,377	13,512,765	6.4
	公共土木施設	1,062,664	57,446,503	1.8
	農作物	3,739,121	24,303,908	15.4
	その他	457,848	26,644,845	1.7
	計	6,124,010	121,908,021	5.0
	農林水産施設	8	9	88.9
	公共土木施設	10	36	27.8
	農作物	36	15	240.0
	その他	4	17	23.5
	計	58	77	75.3
令和2年国勢調査人口		104,281	1,588,256	6.6

資料：災害の記録，奄美群島の概況

(2) 治山対策の推進

ア 山地治山

奄美群島は、台風の常襲に加え、梅雨時期の集中豪雨、冬季の季節風など厳しい自然条件下にあり、自然災害の発生しやすい状況に置かれている。

このため、これまでも復旧治山事業や予防治山事業等の山地治山事業を積極的に推進し、荒廃山地の早期復旧と山地災害の未然防止に努めてきた。

しかし、山地災害危険地区411箇所のうち着手済は195箇所、着手率47.4%と県平均59.7%を大きく下回っている。

今後は、自然環境及び生態系等にも配慮しながら、未着手箇所の整備や既存施設の老朽化対策を推進する必要がある。

また、治山施設の整備等に加え、危険地区の地元住民への周知など、ハード・ソフトが連係した防災対策を推進する必要がある。

イ 海岸防災林の造成

奄美群島は、毎年、海岸地帯の人家をはじめ農地や公共施設等が台風の襲来、冬季の季節風に伴う高潮や潮風等により多大の被害を受けていることから、海岸防災林のもつ役割がますます重要となっている。一方、一部の海岸防災林では、

林帯幅が狭小であることや台風等による植栽木の枯損などから、その効果を十分に発揮できない箇所も見受けられる。

これまで、地元住民の要望を踏まえ、年次的に海岸防災林の造成等に努めてきたが、今後も、自然環境及び生態系等に配慮しつつ、計画的かつ効果的な海岸防災林造成事業を推進するとともに、既存施設の老朽化対策を推進する必要がある。

ウ 保安林の整備

保安林は、自然災害を防止するとともに、飲料水や農業用水等の水資源を確保するなど、地元住民の生活に極めて重要な役割を果たしている。

このため、これらの役割が期待される森林を積極的に保安林に指定し、その保全と適切な森林施業を推進する必要がある。

また、度重なる台風の襲来や冬季の季節風など厳しい自然条件の下で、保安林機能の低下した森林があることから、荒廃の著しい保安林について保安林改良事業や保育事業を重点的に実施することにより、その機能強化に努めてきている。

今後とも、自然環境及び生態系等にも配慮して、計画的かつ効果的な保安林の整備を推進する必要がある。

山地災害危険地区状況(令和3年度末現在)

単位:箇所

区分	大島本島	喜界島	徳之島	沖永良部島	与論島	計
着手済	165	8	19	3	0	195
未着手	180	13	9	10	4	216
計	345	21	28	13	4	411

単位:箇所, %

区分	箇所数	着手数	着手率	着手率 (本県)
山腹崩壊	187	100	53.5	60.4
地すべり	1	0	0.0	22.2
土砂流出	223	95	42.6	58.0
計	411	195	47.4	59.7

資料: 県森づくり推進課

民有林の保安林現況(令和3年度末現在)

単位:ha, %

区分	総数	水源かん養	潮害防備	飛砂防備	防風	その他	保安林率
奄美群島	10,243	9,255	215	85	99	589	14.3
本県	62,934	48,641	680	595	634	12,384	14.3

注) 四捨五入の関係で総数と内訳は一致しない場合もある。

資料: 県森づくり推進課

(3) 治水対策の推進

あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」を推進し、気候変動等による将来の水災害リスクに適応したハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策を進める必要がある。

ア 河川

奄美群島の二級河川は、51河川、総延長142kmで、そのほとんどが流路延長の短い急流河川となっており、平成22、23年度の豪雨により奄美大島全域で浸水被害が発生したことなどから、人的被害や甚大な家屋浸水被害が発生した河川について、計画的に整備を推進する必要がある。

準用河川についても、引き続き整備を

促進する必要がある。

また、河川流域には、リュウキュウアユ等の絶滅危惧種など、南西諸島特有の動植物が多く生息していることから、河川の改修や維持管理に当たっては、奄美の美しい自然環境及び生態系等に配慮した多自然川づくりを推進する必要がある。

今後、建設から相当年数を経過し、老朽化が進む既存防災施設等の適確な維持管理や、河川の氾濫を未然に防止するための寄洲除去を行う必要がある。

あわせて、市町村の防災活動や住民避難が円滑に行われるよう、引き続き河川情報の提供や、水害リスク情報の空白域における洪水浸水想定区域図の作成などのソフト対策を行う必要がある。

河川整備状況（令和4年3月31日現在）

単位：km，%

区分	水系名	河川数	延長	要改修延長A	改修済		備考	
					延長B	率B/A		
奄美群島	大島本島	26	33	89.8	78.4	43.0	54.8%	県管理河川（2級）
	徳之島	14	15	43.7	26.0	15.0	57.7%	
	沖永良部島	3	3	8.7	7.9	5.9	74.7%	
	計	43	51	142.2	112.3	63.9	56.9%	
本 県		160	310	1,780.4	1,336.7	621.3	46.5%	

（注）改修済とは、一定計画に基づき施設の完備しているものである。

資料：県河川課

イ 土石流対策（砂防）

大島本島及び徳之島の地形は、山地が非常に急峻な上、河川は急流で、かつ、流路延長が短く、深い溪流となっており、谷の出口の狭あいな土地に集落が形成されている。

地質は、主として中・古生代に属する砂岩、頁岩、粘板岩等からなっており、いずれも深層風化が著しいため小降雨によっても土石流の発生の恐れのある溪流が多く、毎年のように来襲する台風に加え近海の活発な地震活動ともあいまって、狭あい地の集落は、常に土砂災害の危険にさらされている。

また、土砂災害による犠牲者に占める高齢者等の割合も非常に高いことから、氾濫予想区域内に要配慮者利用施設（※）を含む土石流危険溪流を、重点的かつ短期に整備することが重要である。

しかし、奄美群島の土石流危険溪流312溪流のうち、現在106溪流が概成している

にすぎず、整備率は34.0%と低くなっている。

特に、平成22年、23年の奄美豪雨災害をはじめとした近年の豪雨災害に見られるように、土砂災害においては、人命や財産が多大な被害を被っていることから、今後とも土砂災害防止を図るため、未整備箇所について、奄美独特の美しい自然環境や生態系等にも配慮しながら砂防事業を推進する必要がある。また、土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進する必要がある。

さらに、今後、建設から相当年数を経過し、老朽化が進む既存防災施設等について、砂防関係施設の長寿命化計画に基づき、適確な維持管理に向けた取組を行う必要がある。

※要配慮者利用施設：社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

砂防指定地及び土石流危険溪流整備状況（令和4年3月末現在）

区分	砂防指定地	土石流危険溪流（A）	整備済溪流数（B）	整備率（%）（B）/（A）
奄美群島	大島本島	193	292	32.2
	徳之島	47	20	60.0
	計	240	312	34.0
本 県	2,431	2,160	751	34.8

資料：県砂防課

ウ 地すべり対策

奄美群島の地すべり地帯は、中・古生代に属する砂岩、頁岩、チャートなど堆積岩で構成されており、地山の亀裂及び斜面の滑落段差等の地すべり現象がみられ、ひとたび大規模な地すべりが発生すれば、人家、公共施設、耕地等の被災や、また、多量の土砂が河川に流出した場合は、下流集落において甚大な被害を及ぼすことが懸念される。しかし、奄美の地形、地質上の特性から、対策工事の調査・検討に相当の時間を要するため、地すべり危険箇所18箇所のうち現在6箇所が概成しているにすぎず、整備率は33.3%と低くなっている。

特に、平成22、23年の奄美豪雨災害を

はじめとした近年の豪雨災害に見られるように、地すべり災害においては、人命や財産が多大な被害を被っていることから、今後とも未整備区域については、土砂災害防止を図るため、地すべり対策事業を推進するとともに、自然環境や生態系等にも配慮した整備を行っていく必要がある。また、土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進する必要がある。

さらに、今後、建設から相当年数を経過し、老朽化が進む既存防災施設等について、砂防関係施設の長寿命化計画に基づき、適確な維持管理に向けた取組を行う必要がある。

地すべり防止区域及び地すべり危険箇所整備状況（令和4年3月末現在）

区 分		地すべり防止区域	地すべり危険箇所 (A)	整備済箇所数 (B)	整備率 (%) (B) / (A)
奄美群島	大島本島	7	18	4	25.0
	徳之島	3	2	2	100.0
	計	10	18	6	33.3
本 県		46	85	26	30.6

資料：県砂防課

エ 急傾斜地崩壊対策

奄美群島の地質は、主として中・古生層からなる急峻な山稜性の地形を有し、気候は、亜熱帯海洋性に属し降雨量が多く、台風常襲地帯でもある。

群島住民の生活拠点は、山裾に集中しており、これらの地形、地質、気象条件から土砂災害が起りやすく、その生活は土砂災害の危険にさらされていることから、がけ崩れ対策は緊急の課題となっているが、急傾斜地崩壊危険箇所要施工288箇所のうち122箇所が概成しているにすぎず、整備率は42.4%と低くなっている。

特に、平成22、23年の奄美豪雨災害をはじめとした近年の豪雨災害に見られる

ように、がけ崩れ災害においては、人命や財産が多大な被害を被っていることから、今後とも、土砂災害防止を図るため自然環境や生態系等にも配慮しながら、要配慮者利用施設や避難関連施設を保全するための施設整備に重点を置いた急傾斜地崩壊対策事業を推進する必要がある。また、土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進する必要がある。

さらに、今後、建設から相当年数を経過し、老朽化が進む既存防災施設等について、砂防関係施設の長寿命化計画に基づき、適確な維持管理に向けた取組を行う必要がある。

急傾斜地崩壊危険区域及び急傾斜地崩壊危険箇所整備状況（令和4年3月末現在）

区 分		急傾斜地崩壊 危険区域	要施工箇所 (A)	整備済箇所数 (B)	整備率 (%) (B) / (A)
奄美群島	大島本島	125	238	97	40.8
	徳之島	22	44	24	54.5
	喜界島	0	2	0	0.0
	沖永良部島	0	4	1	25.0
	計	147	288	122	42.4
本 県		1,205	2,707	1,026	37.9

資料：県砂防課

(4) 海岸保全の推進

奄美群島は、台風常襲地帯であり、地形上も急峻な山地が多く、ほとんどの集落が海岸線背後に密集しているため、これまで多くの越波・浸水等による被害が発生している。また、地震活動も活発であり、平成13年及び平成18年には奄美大島近海で大規模地震が発生するなど、大変厳しい条件下にある。

海岸線は、総延長が約870kmに及び、このうち、台風や冬季の季節風等の影響を受けやすい約160kmについては、国土交通省の水管理・国土保全局及び港湾局、農林水産省の農村振興局、水産庁の海岸保

全区域に指定されている。

これまで波浪等による被害の著しい海岸を重点に護岸等の海岸保全施設の整備を進めてきたが、海岸整備率としては61%と低い。

一方、近年、利用者の利便性や地域社会の生活環境に配慮した「親しまれる海岸の整備」と、それぞれの海岸が有する自然特性に応じた「自然豊かな海岸の整備」に対する施設整備が求められていることから、自然環境や生態系等にも配慮して、保全施設の整備及び既存防災施設の老朽化対策を推進する必要がある。

奄美群島の海岸整備状況(令和3年度末現在)

単位:箇所, m, %

区 分 (所管別)	海岸線延長	海岸保全区域指定		海岸要保全 区域	海岸保全施設 整備済	整備状況 (B)/(A)×100
		箇所数	延 長	延長(A)	延長(B)	
港 湾 局	144,926	61	61,769	65,749	36,420	55.4
水 産 庁	86,866	28	37,819	37,819	17,477	46.2
農村振興局	21,909	33	21,909	21,909	17,300	79.0
水管理・国土保全局	616,616	53	39,421	39,421	29,850	75.7
奄美群島計	870,317	175	160,918	164,898	101,047	61.3
県 計	2,643,000	607	617,376	638,700	395,571	61.9
全 国	35,293,064	10,671	14,282,904	14,625,109	9,783,851	66.9

資料：県港湾空港課，県漁港漁場課，県農地保全課，県河川課，令和3年度版海岸統計(県計，全国)

※箇所数は地区海岸数

(5) 港湾整備の推進

奄美群島では、地震活動が活発であり、平成13年及び平成18年には奄美大島近海においてマグニチュード6規模の大規模地震（過去最大は明治44年のマグニチュード8）が発生している。

このような大規模地震発生後の海上交

通ルートによる避難・救助・復旧活動等に対応するため、重要港湾の名瀬港において、耐震強化岸壁や防災拠点となる緑地等の整備、ふ頭再編に伴う老朽化した旅客ターミナルビルの建替が必要である。また、奄美群島全体において港湾施設の老朽化対策が必要である。

第5節 奄美群島の生活基盤の確保・充実

1 保健医療福祉

(1) 保健医療

ア 健康づくりの推進

(ア) 健康増進

奄美群島は、温暖で豊かな自然環境、ゆったりとした生活スタイル、独特の食習慣や島唄・八月踊りなど、健康寿命を延ばすのにふさわしい資源や環境に恵まれ、長寿の島として全国的に注目されているが、奄美地域の全死亡数に対する65歳未満の死亡割合は、女性は4.6%で、本県の5.1%、全国の6.4%より低い状況であるのに対し、男性は17.3%で、本県の11.9%、全国の11.7%を大きく上回っており、「男性の早世」が課題となっている。また、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合についても、県内の他

の圏域に比べて高い。

特に脳卒中については、平成28年度から令和3年度まで、脳卒中対策推進事業において、奄美地域を重点取組地域として取り組んだところであるが、奄美群島における平成28年から令和2年までの脳血管疾患の標準化死亡比（SMR）は、男性が133.4、女性が133.9となっており、県内の他の圏域に比べて高い。

また、急性心筋梗塞についても、奄美群島における平成28年から令和2年までの標準化死亡比（SMR）は、男性が137.8、女性が150.1となっており、全国に比べて高い。

さらに、自殺についても、奄美群島における平成28年から令和2年までの標準化死亡比（SMR）は、男性が174.0となっており、県内の他の圏域に比べて高い。

全死亡数に対する65歳未満の死亡割合の状況(令和2年)

区 分	男 性			女 性		
	奄美群島	本県	全国	奄美群島	本県	全国
65歳未満の死亡割合(%)	17.3	11.9	11.7	4.6	5.1	6.4

資料：令和2年人口動態統計

特定健康診査（市町村国保）での

メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合（令和2年度）

単位：%

区 分	該当者	予備群
奄美群島	24.4	14.4
本 県	21.8	12.3

資料：令和3年度版「鹿児島県国保医療費の現状」

(イ) 保健活動の推進

a 母子保健

奄美群島においては、一部の離島で産科医がいないこと、また、保険適用による生殖補助医療を行う医療機関がないなどの状況があるため、妊婦健診、生殖補助医療の受診に要する交通・宿泊費用に対する助成など、妊娠・出産に係る経済的負担の軽減を図る必要がある。

また、低出生体重児の出生割合が全国より高い水準にあることから、妊娠・出産から新生児に至る高度専門的な医療を効率的に提供する総合的な周産期医療や、子どもの症状に応じた適切な対応が可能な小児医療の提供体制を確保するなど、安心して子どもを産み育てることが出来る環境づくりを推進する必要がある。

母子保健の主な指標

区 分	乳児死亡率(出生千対)				周産期死亡率(出産千対)			
	奄美群島	本 県	沖縄県	全 国	奄美群島	本 県	沖縄県	全 国
平成23年	1.9	2.4	2.4	2.3	2.8	4.5	4.3	4.1
平成24年	4.1	1.9	2.7	2.2	5.1	3.4	4.3	4.0
平成25年	8.8	2.5	1.7	2.1	4.9	3.3	4.5	3.7
平成26年	6.1	2.7	2.9	2.1	4.1	3.3	4.0	3.7
平成27年	2.1	2.6	2.0	1.9	4.2	4.1	3.2	3.7
平成28年	4.4	2.3	1.9	2.0	4.4	3.1	3.8	3.6
平成29年	2.3	2.6	2.5	1.9	3.5	3.5	3.8	3.5
平成30年	1.2	2.5	1.5	1.9	2.5	2.8	3.4	3.3
令和元年	0	2.0	1.3	1.9	4.0	2.9	2.4	3.4
令和2年	2.7	2.1	2.6	1.8	6.6	2.9	3.5	3.4

資料：厚生労働省人口動態統計

b 成人保健

疾病の早期発見・早期治療のために、医療保険者による「特定健康診査・特定保健指導」や市町村実施の各種がん検診、骨粗しょう症検診等が実施されている。

また、地域住民に対して、生活習慣病予防のための健康教室や健康相談が行われているが、生涯を通じた健康づくりを効果的・効率的に実施するために、地域

・職域・学域保健の連携を図るとともに、住民の主体的な健康づくりを支援するため、地域における健康づくりのリーダー養成や、社会環境の整備に取り組む必要がある。

なお、こころの健康づくりや自殺予防、高齢化への対応として、うつ予防対策や高齢者の生きがい対策、介護予防対策の拡充の必要性が高まっている。

三大生活習慣病死亡率

単位：人（人口1万人当たり）

区 分	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年
奄美群島	59.9	61.4	66.3	70.3	77.1	73.8
本 県	54.8	56.0	60.7	64.6	65.0	65.3
沖 縄 県	29.0	31.8	33.7	37.0	39.0	40.9
全 国	44.2	45.8	50.1	52.7	54.1	54.5

資料：1 令和2年人口動態統計，令和2年国勢調査

2 全国，本県，沖縄県の人口は，令和2年国勢調査日本人按分人口使用

c 歯科口腔保健

歯科口腔保健については、80歳で自分の歯を20本以上保持するといういわゆる「8020」達成者の増加や県歯科口腔保健計画の目標である「口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小」のため、各年代ごとに健康診査や健康教育等の取組を行っている。この結果、奄美地域の

歯科保健指標については、小児を中心に改善されてきているものの、本県や全国との格差が依然としてあり、また、高齢化率の高い奄美地域においては、高齢期のQOL（生活の質）の向上や寝たきり予防のため、成人期からの歯周病対策も課題である。

3 歳児むし歯有病者率

単位：%

区 分	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
奄美群島	26.9	27.7	22.3	22.4	21.2
本 県	20.4	19.5	18.8	18.2	16.6
沖 縄 県	28.2	24.8	22.1	20.1	19.7
全 国	15.8	14.4	13.2	11.9	11.8

資料：県健康増進課

健康増進法に基づく歯周病検診結果

単位：%

区 分	R1年度			R2年度		
	受診率	進行した歯周炎のある者	20歳以上自分の歯を有する者	受診率	進行した歯周炎のある者	20歳以上自分の歯を有する者
奄美群島	10.6	62.9	81.5	11.7	61.6	81.8
本 県	8.7	55.6	87.5	9.1	55.7	88.2

資料：県健康増進課

d 結核

結核については、県における新規登録者の70歳以上の割合が高いことから、高齢化率の高い奄美地域においては、特に高齢者に対する対策が必要である。

このため、健康診断及び予防接種の徹底や患者の管理・指導の充実強化を図るとともに、感染症発生動向調査による情報の収集・提供と適正な医療の確保を図る必要がある。

結核り患率等

単位：人（人口10万人当たり）

区 分	年	り患率	有病率
奄美群島	R2年	18.3	7.7
	H27年	21.8	16.3
本 県	R2年	10.4	6.7
	H27年	15.6	10.4
沖 縄 県	R2年	12.7	7.8
	H27年	15.0	10.4
全 国	R2年	10.1	6.8
	H27年	14.4	9.9

資料：県健康増進課

結核健康診断受診率（令和2年度）

単位：％

区 分	定期健康診断	精密健康診断
名瀬保健所	27.6	83.2
徳之島保健所	34.2	67.6
本 県	37.8	75.5

資料：県健康増進課

イ 保健医療体制の総合的整備

(7) 保健所等の機能充実

奄美群島には名瀬保健所及び徳之島保健所が設置されており、地域住民を取り巻く様々な健康問題や生活環境問題等に対応しているが、特に、奄美群島においては、産科医・小児科医不足への対応や、新たな感染症の発生やまん延時対策、早世の多い青壮年層の生活習慣病への対応、ハブ対策やヤスデ等の不快害虫への対応など、地域特有の課題も少なくないことから、本土以上に、地域保健の広域的・専門的・技術的拠点としての機能の充実に図る必要がある。

市町村においては、7市町に保健活動や対人サービスを総合的に推進する拠点である市町村保健センターを、残りの5町村は、保健指導室や機能訓練室等を備えた保健センターと同レベルの保健福祉施設が整備され、群島内の全12市町村に住民の健康相談や健康教室等の保健活動を推進する体制が整ってきている。

県としては、住民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、地域リーダーとなる人材育成を行うなど、市町村と協働で地域の健康づくり体制を促進していく必要がある。

奄美地域における市町村保健センター及び類似施設の整備状況（R4.4月現在）

市町村名	保 健 センター	類 似 施 設				
		計	高齢者 センター	健康増進 センター	地域福祉 センター	健康セン ター
奄美市	1					
大和村		1	1			
字検村		1			1	
瀬戸内町		1				1
龍郷町	1					
喜界町		1	1			
徳之島町	1					
天城町	1					
伊仙町		1		1		
和泊町	1					
知名町	1	1	1			
与論町	1					
施設数	(7市町) 7	(8市町村) 6	3	1	1	1

資料：県保健医療福祉課

(イ) 医療体制の整備

奄美群島の医療については、人口10万人当たりの医師数並びに歯科医師数は県並びに全国平均と比較すると大幅に下回るなど、群島内の全体的な医療水準は依然として低い状況にある。特に眼科、耳鼻咽喉科、産婦人科の受診に対して不自由を感じている住民が多い。

奄美群島全体では、令和3年10月1日現在で、中核的な医療機関である県立大島病院ほか病院が14施設、診療所が92施設あるが、無医地区等調査及び無歯科医地区等調査（令和元年度）によると、無医地区（1町3地区）や無歯科医地区（1町7地区）があり、依然として医療機関の利用が困難な地域がある。

このため、へき地医療拠点病院（※）の指定を受けている県立大島病院から、へき地診療所等に代診医を派遣している。

今後、へき地診療所等とへき地を支援する病院間における診療支援の体制強化、へき地診療所等に対する代診医派遣等により、へき地医療拠点病院を核とした群島内の医療連携を進め、へき地診療機能の充実を図る必要がある。

※へき地医療拠点病院：へき地における診療を支援するため、へき地診療所等への代診医等の派遣、へき地医療従事者に対する研修及び遠隔診療支援等各種事業を総括的に実施する病院

奄美群島の無医地区等（令和元年度）

単位：箇所、人、%

区分	地区数	地区人口	奄美群島人口に占める割合	備考
無医地区	3	622	0.59	無医地区は加計呂麻島のみ存在、無歯科医地区は加計呂麻島、請島、与路島に存在
無歯科医地区	7	1,220	1.16	

資料：県保健医療福祉課

また、今後の人口減少・高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化や労働力人口の減少を見据え、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するためには、医療機関の機能分化・連携を進めていく必要がある。

県立大島病院においては、奄美群島における中核的医療機関として、地域の医療機関との適切な役割分担と連携を図りながら、高度・専門医療の提供のほか、公的医療機関として、救急医療、小児・周産期医療、災害医療、感染症対策などの不採算部門や、地域に不足する医療機能の充実・強化を図る必要がある。

救急医療については、初期救急医療と

して在宅当番医が、第二次救急医療として大島本島においては基本的に県立大島病院が、対応している。また、救急告示医療機関においても対応している。

県立大島病院においては、平成26年6月に地域救命救急センターを開設し、初期から第三次救急医療まで担う医療体制を整備するとともに、平成28年12月から奄美ドクターヘリを運航し、傷病者の救命率の向上や後遺症の軽減を図っているが、引き続き救急搬送を維持できるよう、搭乗医療スタッフを継続的に確保し、安定運航を図る必要がある。

その他の地域においては、救急告示医療機関が、自施設で対応可能な範囲で診

療を行い、対応困難な救急患者について、奄美ドクターヘリ等により、県立大島病院のほか鹿児島市及び沖縄県等の医療機関へ緊急搬送している。

なお、群島内においては、産科・小児科の医師がいない島があり、安心して妊娠・出産ができる環境を整備する観点から、県立大島病院は、地域周産期母子医療センターとして、ハイリスク分娩に対応するとともに、同病院で対応困難な超未熟児や重症児については、奄美ドクターヘリ等により、鹿児島市立病院等へ搬

送している。

また、県消防・防災ヘリコプターの更新により、救急医療体制の充実を図っている。

新型コロナウイルス感染症については、発熱患者等の診療又は検査を行う医療機関の指定や、県保健・医療提供体制確保計画に基づく病床及び宿泊療養施設の確保を行うとともに、島内医療機関での治療が困難な場合は、県消防・防災ヘリコプター等により、島外医療機関へ搬送している。

奄美群島におけるヘリコプター等による搬送状況(令和3年度)

単位：件

搬送先	鹿屋海自	沖縄陸自	海保	奄美ドクヘリ	消防・防災ヘリ	計
奄美市	0	14	1	161	1	177
うち県立大島病院	0	11	1	160	1	173
鹿児島市	14	0	18	40	9	81
沖縄県	0	27	3	10	0	40
その他	0	0	0	6	0	6
計	14	41	22	217	10	304

資料：県消防保安課

(ウ) 医療従事者の確保

a 医師・歯科医師・薬剤師

奄美群島の医師・歯科医師・薬剤師数は、人口10万人当たり、医師が180.3人、歯科医師が52.0人、薬剤師が140.6人となっており、本県平均や全国平均より低く、かつ奄美市に集中しているため、無歯科医地区及び無薬局町村が存在する。

このため、自治医科大学卒業医師及び鹿児島大学医学部地域卒卒医師を活用するとともに、鹿児島大学や県医師会・歯科医師会・薬剤師会等の関係機関の協力を得てその確保に努めているが、全国的な医師・薬剤師不足や地域偏在等もあり、医師・歯科医師・薬剤師の不足の解消には至っていない。

b 看護職員

奄美群島の看護職員については、令和2年12月末現在における就業者数が、人口10万人当たり保健師93.0人、助産師59.5人、看護師1,395.3人、准看護師505.4人となっており、それぞれ全国平均より高い。しかしながら、県内においては、就業の場が医療機関のみならず福祉施設や介護施設など地域社会の中で広がるなど看護職員の需要は高まっているものの、看護師及び准看護師は県平均を下回っている。

また、医療技術の進展や安心・安全な分娩の確保、住民の複雑化する健康ニーズに対応できる知識や技術を有する看護職員の確保及び資質向上を図る必要がある。

人口10万人当たりの医療従事者数（令和2年12月31日）

	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師
奄美群島	180.3	52.0	140.6	93.0	59.5	1,395.3	505.4
本 県	293.0	85.1	205.6	64.7	38.9	1,476.0	523.1
沖 縄 県	264.9	60.3	165.7	55.8	36.5	1,149.0	240.1
全 国	269.2	85.2	255.2	44.1	30.1	1,015.4	225.6

資料：「令和2年医師・歯科医師・薬剤師統計」,「令和2年衛生行政報告例」

c 管理栄養士及び栄養士

管理栄養士及び栄養士には、市町村においては、健康づくりや食生活改善の指導を通じて地域住民の健康増進を図り、医療保険者が実施する特定健診・特定保健指導においては、保健指導の対象者に対し、生活習慣を改善するための行動計

画を策定するとともに、具体的な食生活指導を行う役割が求められている。

令和3年6月1日現在、管理栄養士又は栄養士は奄美群島の全市町村に29人配置されており、今後も継続した配置を促進するとともに、管理栄養士等の資質向上を図る必要がある。

市町村管理栄養士・栄養士配置状況（嘱託，非常勤職員含む）

単位：市町村，人，%

区 分		H29年	R3年
奄美群島	配置市町村数 (a)	8	12
	管理栄養士，栄養士人数	15	29
	配置率 (a)/市町村	66.7	100
県の配置率		81.0	90.5

資料：県健康増進課

(2) ハブ対策

ハブは、奄美群島の奄美大島，加計呂麻島，請島，与路島及び徳之島だけに生息しており，その毒性・攻撃性から地元住民の生活に多大の不安と脅威を与え，住民福祉と産業・観光の振興，特に農林業の振興にとって障害となっている。

また，ハブの咬傷者数は，平成10年以降，大幅に減少しているが，依然として年間50人前後で推移している。ハブ咬傷治療については，交通網の発達や治療技術の進歩等により，早期に適切な治療を受けることで，生命は救われるものの，咬傷部位の筋壊死により後遺症が残り，日常生活に支障のある人も多くみられる。

県は，ハブ個体数を低下させ咬傷者を減らすためのハブ捕獲奨励買上事業を市町村と協力して実施しており，毎年約2万匹（令和3年度までの5年平均）の生きハブを買い上げている。ハブの買上数は最多となった平成23年度以降減少しており，また，咬傷者数も減少傾向にあるが，ハブ咬傷の機会を減らすためにも，引き続き，当該事業を実施することが必要である。

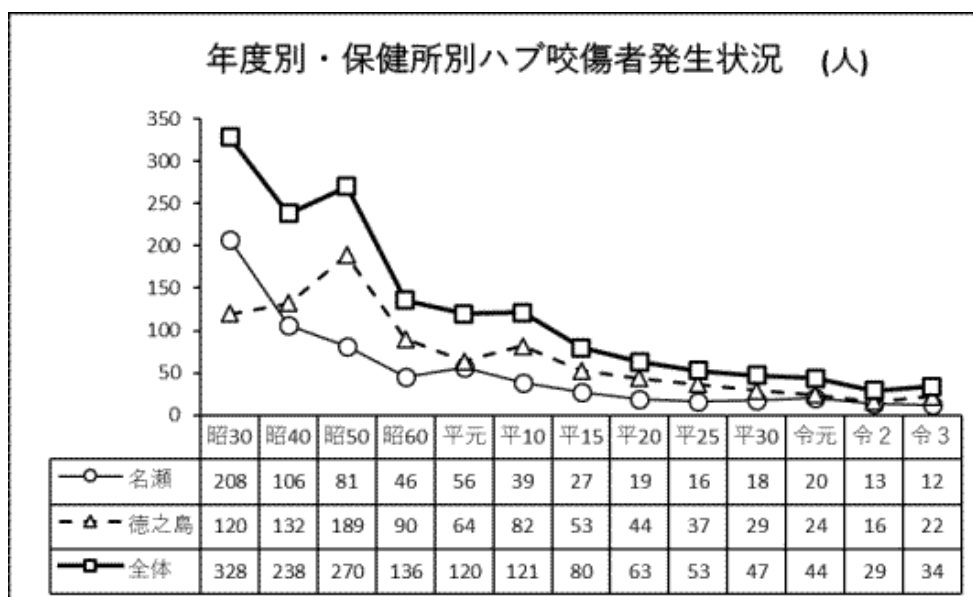
また，買上ハブについては，有効活用を図る必要がある。

さらに，ハブ咬傷緊急治療体制の一層の充実を図るため，島内の医療機関等（33か所）に「はぶ抗毒素」を配備する

とともに、地区住民にはハブ咬傷予防のためのハブ安全教室等を開催する一方、医療関係者を対象にハブ咬傷治療法に関する講習会を実施している。

なお、世界自然遺産登録を契機として、観光客のハブ咬傷予防、安全確保に向けてエコツアーガイド等を対象としたハブ咬傷予防講習会を開催している。

ハブ咬傷の危害を防止し、住民が安心して生活できるよう、ハブ駆除対策と咬傷対策の両面から、各種調査研究等を更に進めているところであり、今後、人とハブの棲み分け及び治療薬の改善を目的とした研究等の積極的な推進が必要である。



(3) 社会福祉

ア 高齢者福祉対策の充実

奄美群島では、人口10万人当たりの100歳以上長寿者数が、令和4年9月時点で189.44人と、県全体の125.25人、全国の72.13人に比べて格段に多く、長寿の島となっている。

一方、過疎化・高齢化及び核家族化の進行や扶養意識の変化等により、家族の介護機能や地域社会の共助機能の低下が懸念されているなかで、介護問題が大きな不安要因となっている。特に奄美群島においては、高齢単身世帯の割合が全国平均の1.7倍程度と高くなっている。

介護保険については、奄美群島は高齢化率、高齢者1人当たりの給付月額が県平均よりも高く、高齢化の進行に伴い今後も同様の状況が継続するものと見込ま

れる。また、地域によってサービス基盤にばらつきがあることや、小規模離島等においてはサービス提供基盤自体が脆弱な状況にあることから、このような状況に対応するため、地域の実情に応じたサービス提供基盤の確保やサービスの質の向上に努めながら、介護保険制度の安定的な運営を図る必要がある。

また、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳を持って安心してくらするよう、できるだけ要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合でも心身機能や生活機能の維持・向上を積極的に図るため、介護予防の取組を促進する必要がある。

高齢者のケア体制については、市町村と連携しながら地域包括ケアシステムの深化・推進に努めるとともに、認知症高

齢者やその家族に対する支援を充実するため、奄美群島の特性である「結いの精神」を踏まえつつ、集落や住民による見守りなど地域福祉活動等との連携を図る必要がある。

また、高齢者が長年培った知識や経験・技能を生かして積極的に社会参加し、

生きがいのある生活を送れるよう、地域づくり、健康づくりなどへの主体的参加を促進する県民総ぐるみの「すこやか長寿社会運動」を推進するとともに、高齢者が地域づくりの担い手として、意欲と能力のある限り活躍し続けることができるような環境を整備する必要がある。

65歳以上人口

単位：人，%

区 分	総 人 口	65歳以上人口	
		65歳以上人口	割 合
奄美群島	104,281	36,574	35.1
本 県	1,588,256	516,756	32.5
沖 縄 県	1,467,480	331,404	22.6
全 国	126,146,099	36,026,632	28.6

資料：R2年国勢調査

100歳以上長寿者数

単位：人

区 分	100歳以上長寿者数	総人口	人口10万人当たり 100歳以上長寿者数
奄美群島	195	102,933	189.44
本 県	1,974	1,576,000	125.25
沖 縄 県	1,334	1,468,000	90.87
全 国	90,526	125,502,000	72.13

(注) 1 100歳以上長寿者とは、令和4年9月15日現在で100歳以上の者をいい、100歳以上長寿者数は令和4年9月1日時点の数である。

2 人口10万人当たりの100歳以上長寿者数 = (100歳以上長寿者数 / 総人口) × 100,000

資料：総務省統計局人口推計，鹿児島県年齢別推計人口調査

高齢者1人当たりの給付月額（令和3年10月末現在）

単位：円

区 分	奄美圏域	本県	全国
高齢者1人当たり給付月額	25,544	25,138	23,450

資料：厚生労働省介護保険事業状況報告（令和3年10月・12月月報）

高齢者世帯数（令和2年国勢調査） 単位：人，%

区 分	一般世帯数	高齢世帯					
		世帯数	率	高齢夫婦世帯		高齢単身世帯	
				世帯数	率	世帯数	率
奄美群島	48,772	16,872	34.6	6,913	14.2	9,959	20.4
本 県	725,855	227,462	31.3	108,442	14.9	119,020	16.4
沖 縄 県	613,294	119,179	19.4	50,578	8.2	68,601	11.2
全 国	55,704,949	13,250,701	23.8	6,533,895	11.7	6,716,806	12.1

(注) 1 高齢単身世帯とは、65歳以上の者1人のみの一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。

2 高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上かつ妻80歳以上の夫婦1組の一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。なお、高齢単身世帯と高齢夫婦世帯を合わせたものを高齢世帯という。

資料：R2年国勢調査

イ 障害者福祉対策の充実

我が国の障害者福祉施策としては、平成18年に施行された「障害者自立支援法」において、障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域移行の推進、就労支援の強化など、障害福祉サービス全般の見直しが行われ、その後、「制度の谷間のない支援」や「個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備」等による障害福祉サービスの充実など障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的とした「障害者総合支援法」が、平成25年4月から施行されている。

令和4年3月末日現在における奄美地域の身体障害者手帳の所持者は7,942名、療育手帳の所持者は1,035名、精神保健福祉手帳の所持者は1,109名で、人口千人当たりの手帳所持者数は身体障害者手帳及び精神保健福祉手帳は県平均を上回っている。

このような状況下で、障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域移行の推進、就労支援の強化を進めていくには、障害者が地域で安心してくらすための相談支援体制整備やその体制を支える人材の確保が課題となっている。

手帳所持者数(令和4年3月末日現在)

単位：人

区 分	奄美群島	本 県
身体障害者手帳 (人口千人当たり)	7,942 (76.16)	91,083 (57.35)
療 育 手 帳 (人口千人当たり)	1,035 (9.93)	21,876 (13.77)
精神障害者保健福祉手帳 (人口千人当たり)	1,109 (10.63)	15,426 (9.71)
合計	10,338 (99.14)	129,419 (81.44)

資料：令和2年国勢調査に基づく人口、福祉行政報告例

ウ 児童福祉対策の充実

全国的に少子化が急速に進行し、望ましい子育て環境が議論されている中で、全国の市町村別合計特殊出生率で奄美群島の4町が10位以内に入っており、奄美群島は子宝の島であるとともに、その子育て環境が大きな注目を集めている。

奄美群島の合計特殊出生率が高い背景として、「結いの精神」に基づく地域ぐるみで子育てをする気風・文化や、子は宝という価値観等が挙げられている。

しかし、奄美群島においても、全国的な傾向と同様に少子化が進みつつあることから、奄美群島の優れた子育て機能を維持・強化する必要がある。

今後も、奄美地域が次世代にわたって子宝の島としてあり続けるためにも、子宝の要因を生かしながら、子どもを産みたい人が安心して産み育てることができる環境づくりを進めていく必要がある。

認可保育所等（認定こども園・地域型保育事業を含む）については、平成28年度の48施設（定員2,990人）から令和3年度には54施設（定員3,758人）と6施設増加し、保育の受け皿づくりが進められてきた。

なお、奄美群島には、認可保育所等のほかにへき地保育所が令和3年4月1日

現在18施設（定員530人）設置・運営されており、平成28年度の25施設に比べ7施設減少しているが、市町村が認可する小規模保育等の地域型保育事業も取り組まれてきている。

今後とも、地域の実情を考慮しながら、老朽施設の改築など保育環境等の整備を促進し、児童の福祉向上を図る必要がある。

なお、奄美群島においては、保育士の養成施設が奄美福祉専門学校に限定され、また、卒業生の多くは群島外の施設に就職する傾向にあるため、群島内の施設への就職を促すことにより、保育人材の確保を図る必要がある。

また、特性のある子どもを受け入れるため、保育の質の確保に向けた研修など、人材育成のための取組が必要である。

平成27年度から本格施行された子ども・子育て支援新制度の動向や、保育所等の特性、地域の実情を踏まえながら、本地域における幼児期の保育等のあり方について検討するとともに、引き続き地域の実態に応じた工夫を図りつつ、保護者のニーズに応える多様な保育サービスの実施や放課後児童対策の充実など子育て支援に対する市町村の主体的な取組を促進する必要がある。

認可保育所等の設置状況（各年度4月1日）

単位：人，%

区 分	H28年度		R3年度	
	施設数	定 員	施設数	定 員
奄美群島	48	2,990	54	3,758
本 県	581	39,518	659	41,874
沖縄県	514	43,301	616	57,954
全 国	30,859	2,634,510	38,666	3,016,918

（注）令和3年度の施設数、定員は、認可保育所の他、認定こども園（保育所機能部分）、特定地域型保育事業を含む数値である。

資料：県子育て支援課

児童福祉施設の整備状況（令和3年4月1日）

種 別	施設数	定員(人)	施設所在市町村
認可保育所等	54	3,758	奄美市19, 大和村1, 宇検村1, 瀬戸内町3, 龍郷町5, 喜界町2, 徳之島町4, 天城町4, 伊仙町5, 和泊町4, 知名町3, 与論町3
へき地保育所	18	530	奄美市5, 大和村3, 宇検村1, 瀬戸内町4, 龍郷町2, 徳之島町2, 天城町1
母子生活支援施設	1	17世帯	奄美市1
児童養護施設	1	55	奄美市1
児 童 館	4	-	奄美市2, 伊仙町1, 与論町1
自立援助ホーム	2	15	奄美市2

資料：県子育て支援課（認可保育所等及びへき地保育所）

その他については、保健・福祉施設一覧

エ 母子・寡婦・父子家庭の福祉対策の充実

令和2年10月1日における奄美群島の総世帯は約4万9千世帯で、同地域における母子・父子世帯の総世帯に対する割合は、母子世帯については2.4%、父子世帯については0.4%である。

今後とも、寡婦（※）を含めた経済的自立を促進するための対策を主に、社会的、経済的安定が図られるようひとり親家庭自立支援給付金事業による給付金の支給や就業支援講習会の開催、母子父子寡婦福祉資金の貸付事業や母子・寡婦・父子世帯の家事支援のための支援員派遣、母子・父子家庭等の健康保持と生活安定のためのひとり親家庭医療費助成事業など諸施策を推進する必要がある。

※寡婦：配偶者のいない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある者

オ 地域福祉の推進

地域福祉活動については、その中核となる市町村社会福祉協議会等による自主的な取組が行われているほか、訪問介護

（ホームヘルプサービス）や通所介護（デイサービス）等の在宅福祉サービスも積極的に行われている。

また、高齢者や障害者など援護を必要とする者が、できる限り住み慣れた家庭や地域で安心して住み続けることができるよう、地域住民が主体となった支え合いマップづくり等を通じて、これらの者へ地域ぐるみで声かけや安否確認に取り組んでいる。

今後、少子高齢化や人口減少が進む中、地域課題の複合化、複雑化に伴い、制度の狭間で社会的孤立や社会的排除等の課題が発生しており、地域福祉力の低下により、地域で十分な支援ができないことが想定される。

このような地域における様々な福祉ニーズや課題を把握し、解決していくためには、奄美地域の特性である共助の精神を踏まえ、行政はもとより、地域住民を始め、市町村社会福祉協議会や自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO等の地域の多様な主体が、地域課題を主体的に把握し、解決を試みることができる体制づくりを構築していく必要がある。

カ 生活困窮者対策等の実施

生活保護世帯及び生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前段階での自立促進を図るため、平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行された。奄美群島においても、同法に基づき、福祉事務所を設置している奄美市と県が、生活困窮者への相談対応や就労支援等を行っているところである。

生活保護については、高齢化の急速な進行等により生活保護を受給する高齢者世帯が増えていることから、全国的には被保護世帯数は増加しているが、奄美群

島においては、被保護世帯数及び被保護人員ともに、近年は減少している。

しかしながら、令和3年度における奄美群島の生活保護率は44.4パーミルと、本県の18.7パーミルの約2.4倍、全国の16.2パーミルの約2.7倍と、依然として高い状況にある。

この主な要因としては、県の中でも進行の速い高齢化や、就労の場が少なく、また、製造業の割合も県平均より低いことなどにより、郡民所得が国民所得・県民所得に比べ、低位にあることなどが考えられる。

年度別生活保護の状況

単位：人，%

年 度	奄美被保護人員	奄美群島	本 県	沖縄県	全 国
平成28年度	5,264	48.4	19.4	25.0	16.9
平成29年度	5,091	47.5	19.2	25.5	16.8
平成30年度	4,921	46.6	18.9	26.0	16.5
令和元年度	4,846	45.7	18.8	26.3	16.4
令和2年度	4,678	45.2	18.7	26.5	16.3
令和3年度	4,565	44.4	18.7	26.6	16.2

(注) 1 1か月平均の被保護人員，保護率で停止中人員を含む。

資料：社会福祉行政業務報告（厚生労働省）等

生活保護の状況（令和4年3月現在）

単位：人，%

区 分	管内人口	被保護世帯	被保護人員	保 護 率
大島本島	57,960	2,587	3,289	56.7
喜界島	6,470	115	133	20.6
徳之島	21,417	620	776	36.2
沖永良部島	11,771	178	219	18.6
与論島	5,033	72	87	17.3
合 計	102,651	3,572	4,504	43.8

資料：県社会福祉課（停止世帯を含む）

生活困窮者自立支援事業の委託状況（令和4年度）

地区名	所管する区域	委託先団体
北大島	大和村，宇検村， 瀬戸内町，龍郷町	奄美市を加えた1市2町 2村社協の共同体
喜界	喜界町	喜界町社協
徳之島	徳之島町，伊仙町， 天城町	社会福祉法人南恵会
沖永良部	和泊町，知名町	2町社協の共同体
与論	与論町	与論町社協

(注) 県は、生活困窮者自立支援事業の実施を委託している。

2 教育及び人材育成

(1) 教育

ア 学校教育の充実

奄美には、子どもを「地域の宝」として地域ぐるみで子育てをするよさが現在も引き継がれており、子どもを産み、育てやすい環境にあると言われている。

(ア) 幼稚園・認定こども園教育

令和4年5月1日現在、幼稚園は、公立24園（休園9を含む。）、私立5園の合計29園、幼保連携型認定こども園は、公立2園、私立4園の合計6園が設置されている。

各幼児教育施設では、平成30年度から施行された新幼稚園教育要領等の趣旨に沿った教育・保育に取り組んでいる。

なお、令和3年度の就園率は、幼稚園が46.1%、幼保連携型認定こども園が10.7%となっている。

子どもの育ちと子育てを社会全体で支える「子ども・子育て支援新制度」も施行から8年目を迎え、今後は、認定こども園への移行状況、小規模保育等の多様な教育・保育の実施状況、就園対象年齢数の減少などの地域の実情を踏まえ、幼児教育等の在り方について検討していく必要がある。

幼稚園・幼保連携型認定こども園数及び就園率の推移(各年度5月1日現在)

単位: 園, %

区分	奄美群島				奄美群島	本県	沖縄	全国	
	H14年	H19年	H24年	H29	R4 ※就園率: R3学校基本調査 参照				
幼稚園	園数	49	49	38	30	29	138	166	9,121
	就園率	68.0	63.7	63.6	49.2	46.1	25.3	36.9	38.7
幼保連携型認定こども園	園数	-	-	-	3	6	243	141	6,655
	就園率	-	-	-	2.6	10.7	37.2	26.0	18.6

(注) 1 就園率は、各年3月幼稚園または幼保連携型認定こども園修了者数/各年4月小学校及び義務教育学校第1学年児童数×100

2 幼保連携型認定こども園は、平成27年度から調査実施

資料: 学校基本調査報告書

(イ) 義務教育

小・中学校の児童生徒数は、令和4年5月1日現在、9,165人で、平成29年5月1日現在の9,553人から約380人減少しており、学校数も4校減少している。

小規模校が多く、複式学級を有する学校は小学校で67.5%、中学校で26.1%となっている。

こうした学校では、児童生徒が集団の中で多様な考え方に触れる機会や社会性を育む機会などが少ない現状にある一方、少人数のよさを生かした個別最適な学びも行われている。

また、山村留学制度を実施し全国各地から留学生を受け入れたり、豊かな自然

や地域の伝統・文化（三線や島唄等）を生かした体験活動等を積極的に行っている。

このように、へき地・小規模校のよさを生かした特色ある教育活動が展開され、学校、地域が活性化されている。

今後も、児童生徒の自主性の育成、規範意識をはじめとする心の教育の充実、伝統・文化の充実等の振興が望まれており、引き続き教育内容の充実を図る必要がある。

不登校児童生徒への支援を図るため、学校が関係機関等と連携しながら、居場所づくりや教育相談体制の充実を図る必

要がある。

99.0%となっている。

なお、令和3年度の高等学校進学率は、

奄美群島における小・中学校、学級、児童生徒数の推移(各年度5月1日現在)

単位:校,人,学級

区 分	H2年	H7年	H14年	H19年	H24年	H29年	R3年	R4年 [※]
小学校	学校数	104	103	103	100	93	89	86
	学級数	682	622	557	537	473	483	513
	児童数	14,303	12,108	9,075	8,055	7,095	6,400	6,232
	1学校当たりの児童数	137.5	117.6	88.1	80.6	76.29032	71.9	72.5
	1学級当たりの児童数	20.9	19.5	16.3	15	15.0	13.3	12.1
	1学校当たりの学級数	6.5	6	5.4	5.4	5.086022	5.4	6.0
	中学校	学校数	61	59	59	59	53	50
学級数		272	277	239	218	197	191	196
生徒数		6,812	6,657	4,969	4,242	3,587	3,153	3,043
1学校当たりの生徒数		111.7	112.8	84.2	71.9	67.67925	63.1	62.1
1学級当たりの生徒数		25	24.0	20.8	19.5	18.20812	16.5	15.5
1学校当たりの学級数		4.5	4.7	4.1	3.7	3.716981	3.8	4.0
児童生徒数		21,115	18,765	14,044	12,297	10,682	9,553	9,275
学校数	165	162	162	159	146	139	135	
学級数	954	899	796	755	670	674	709	

資料:学校基本調査報告書

公立学校の学級規模別校数(R4年5月1日現在)

単位:校,%

区 分	大島本島	喜界島	徳之島	沖永良部島	与論島	奄美	本島
小学校	0～5学級	35	0	13	3	0	223
	6～11	7	1	8	6	3	168
	12以上	5	1	1	0	0	130
	計	47	2	22	9	3	521
	複式学級を持つ学校	37	0	15	4	0	230
	割合	78.7	0.0	68.2	44.4	0.0	44.1
中学校	0～5学級	22	0	11	2	0	115
	6～11	5	1	1	2	1	64
	12以上	1	0	0	0	0	49
	計	28	1	12	4	1	228
	複式学級を持つ学校	9	0	3	0	0	31
	割合	32.1	0.0	25.0	0.0	0.0	13.6
義務教育学校	0～5学級	0	0	0	0	0	0
	6～11	0	0	0	0	0	2
	12以上	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	2
	複式学級を持つ学校	0	0	0	0	0	1
	割合	-	-	-	-	-	50.0

資料:5月1日現在学級編制報告(教職員課)

奄美群島における山村留学実施状況(R4年4月6日現在)

単位:人

区分	学校名	R4年度留学者数	山村留学名称
宇検村	阿室小学校(併)	2	親子山村留学
	名柄小学校(併)	1	
	阿室中学校(併)	1	
	名柄中学校(併)	1	
瀬戸内町	薩川小学校	1	いほんの里・加計呂麻留学
	西阿室小学校	3	
	伊子茂小学校	3	
	諸鈍小学校(併)	3	
	与路小学校(併)	4	
	池地小学校	1	
	嘉鉄小学校	9	
	諸鈍中学校(併)	1	
	伊子茂中学校	8	
徳之島町	手々中学校(併)	2	ふるさと留学制度
天城町	西阿木名小学校	3	山海留学
	西阿木名小三京分校	5	
	岡前小学校与名間分校	5	
	西阿木名中学校	3	
知名町	上城小学校	3	えらぶゆりの島留学
与論町	与論中学校	1	ふるさと留学制度

(併)は小中併設校

資料: 県教育庁義務教育課

高等学校進学率

単位: %

区分	H12年度	H18年度	H23年度	H28年度	R3年度
奄美群島	96.2	97.5	97.6	98.5	99.0
本 県	97.1	98.2	98.8	98.8	99.0
沖 縄 県	92.7	94.8	95.5	96.5	97.6
全 国	96.9	97.7	98.3	98.7	98.9

資料: 学校基本調査報告

小・中学校においては、GIGAスクール構想により校内の通信環境と児童生徒1人1台端末の整備が令和3年度中に完了し、各学校においては、ICTを活用した授業等により、児童生徒の情報活用能力の向上を図るとともに、小規模校同士で遠隔教育システムを活用した遠隔合同授業を実施したり、県内外の学校や企業等と連携した取組を行ったりしている。

今後は、1人1台端末の整備により重要性が高まった大型提示装置や学習者用デジタル教科書の導入を進めるとともに、GIGAスクール構想によって整った通信環境と1人1台端末を効果的に活用した授業づくりの推進を図っていく必要がある。

特に、離島や小規模校等においては、遠隔教育システムを推進・充実させることで、「地理的特性による学習内容や方法の制約がある」「多様な価値観に触れる機会が少ない」など、これまでの課題を解消するとともに、小規模校同士でのICTを活用して可能となる学習スタイルの

構築、奄美群島の地域の自然や文化的特性を活かした学習活動の推進などが期待される。

また、AIやIoTなど、急速に発展する社会の情報化に対応するため、学校におけるICTを効果的に活用した「個別最適な学び」や「協働的な学び」の推進やプログラミング教育、情報モラル教育等の取組の充実を通して、次世代に求められる情報活用能力を身に付けた人材を育成する必要がある。

これらのICTを効果的に活用した授業等の充実には、教員のICT活用指導力の向上が欠かせないことから、引き続き、外部人材やWEB等も活用しながら、研修や情報共有等、教員の指導力向上への取組の充実を図る必要がある。

児童生徒の体力については、県児童生徒体力・運動能力調査の結果において、多くの種目で県平均を上回る傾向にある。

引き続き、学校体育の充実を図るなどバランスのとれた体力の向上と運動習慣の育成に取り組んでいく必要がある。

「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態(R4年3月1日現在)
R3年度学校における教育の情報化の実態調査(速報値)結果(文部科学省)

市区町村別 (小学校)	教育用PC1台当たりの児童生徒数 人/台	普通教室の大画面表示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	インターネット接続率(光ファイバー回線) %	インターネット接続率(30Mbps以上回線) %	教員の校務用コンピュータ整備率 %	校務支援システム整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	指導者用デジタル教科書の整備率 %	学習者用デジタル教科書の整備率 %	遠隔教育実施率 %
奄美市	0.8	75.9	100.0	100.0	100.0	125.6	100.0	100.0	***	***	19.0
大和村	0.7	66.7	100.0	100.0	100.0	131.8	***	***	100.0	100.0	100.0
宇検村	0.7	66.7	100.0	100.0	100.0	125.0	***	***	100.0	100.0	100.0
瀬戸内町	0.7	74.5	100.0	54.5	83.3	113.0	100.0	100.0	100.0	9.1	100.0
龍郷町	0.8	97.6	100.0	100.0	100.0	124.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
喜界町	0.9	95.5	100.0	100.0	100.0	135.3	100.0	100.0	100.0	***	100.0
徳之島町	0.7	77.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	87.5
天城町	0.8	51.4	91.4	100.0	100.0	120.0	100.0	100.0	100.0	66.7	100.0
伊仙町	0.7	95.3	100.0	100.0	100.0	113.2	100.0	***	100.0	***	37.5
和泊町	0.7	100.0	100.0	100.0	100.0	119.1	100.0	100.0	100.0	***	100.0
知名町	0.9	59.4	100.0	100.0	100.0	132.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
与論町	0.8	48.1	96.3	100.0	100.0	122.5	***	***	100.0	***	100.0
合計	0.9	86.7	99.5	94.1	97.9	107.7	96.1	70.9	88.1	36.3	53.9

市区町村別 (中学校)	教育用PC1台当たりの児童生徒数 人/台	普通教室の大画面表示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	インターネット接続率(光ファイバー回線) %	インターネット接続率(30Mbps以上回線) %	教員の校務用コンピュータ整備率 %	校務支援システム整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	指導者用デジタル教科書の整備率 %	学習者用デジタル教科書の整備率 %	遠隔教育実施率 %
奄美市	0.7	82.1	100.0	100.0	100.0	121.3	100.0	100.0	***	***	25.0
大和村	0.7	100.0	100.0	100.0	100.0	110.0	***	***	100.0	100.0	100.0
宇検村	0.6	91.7	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	100.0
瀬戸内町	0.6	59.4	100.0	62.5	100.0	119.2	100.0	100.0	100.0	12.5	100.0
龍郷町	0.8	92.9	100.0	100.0	100.0	109.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
喜界町	0.7	88.9	100.0	100.0	100.0	138.9	100.0	100.0	100.0	***	100.0
徳之島町	0.6	42.9	92.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	50.0
天城町	0.6	80.0	80.0	100.0	100.0	121.2	100.0	100.0	100.0	33.3	100.0
伊仙町	0.7	78.6	71.4	100.0	100.0	125.0	100.0	***	100.0	***	66.7
和泊町	0.6	100.0	100.0	100.0	100.0	133.3	100.0	100.0	100.0	***	100.0
知名町	0.9	40.0	50.0	100.0	100.0	158.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
与論町	0.7	85.7	100.0	100.0	100.0	105.6	***	***	100.0	***	100.0
合計	0.8	80.6	97.4	93.7	97.0	114.1	94.6	72.7	83.9	41.0	46.3

注1) 「教育用PC1台当たりの児童生徒数」とは、令和3年5月1日現在の児童生徒数を「教育用PC総台数」で除したものである。
注2) 「普通教室のLAN整備率」は、全普通教室数のうち、LANに接続している教室数の割合としている。
注3) 「教員の校務用PC整備率」は、「教員の校務用PC台数」を教員数で除したものである。

《参考》 遠隔教育システムを効果的に活用した取組



学校の通信環境が整ってきたことで、徳之島町が行った取組(人口減少社会におけるICTの活用による教育の質の維持向上に係る実証事業)をベースとし、遠隔教育システムを効果的に活用して、小規模校同士や複式学級同士をつないだ合同学習を行う学校も増えてきました。

児童生徒同士の意見の交換や共同作業等が可能になったことで、多様な意見が出にくく、考えを広げさせたり深めさせたりするのが難しいといった小規模校や複式学級における課題の解決につながると期待されています。

(写真) 徳之島町立母間小学校



龍郷町立龍郷小学校では総合的な学習の時間において、鹿児島市の業者と遠隔教育システムでつながり、鹿児島県を地元とするサッカーチームのユニフォームを考案するという学習です。

このように、学校同士だけでなく、企業や様々な団体とオンラインで学習するという、これまでなかなかやりたくても難しかった新たな学びも生まれています。

(写真) 龍郷町立龍郷小学校

小・中学校児童生徒の体力の現状【令和4年度】

区 分	区 分	男 子			女 子		
	学 年	奄美群島	本 県	全 国	奄美群島	本 県	全 国
握 力 (kg)	小 6	19.21	18.60	19.43	19.80	18.79	19.23
	中 2	30.01	28.70	30.03	24.52	23.16	24.24
上体起こし (回)	小 6	22.10	20.48	22.66	20.47	18.75	20.84
	中 2	27.51	26.00	27.84	23.22	22.30	24.43
長座体前屈 (cm)	小 6	33.81	33.16	35.72	38.77	37.25	41.02
	中 2	43.84	42.26	45.48	44.12	44.11	46.78
反復横跳び (回)	小 6	44.31	43.32	46.27	42.05	41.47	44.19
	中 2	53.96	50.95	53.86	46.92	46.31	48.96
20mシャトルラン (回)	小 6	54.14	56.48	63.42	44.77	47.03	51.56
	中 2	85.40	82.43	88.28	55.20	57.05	62.32
50m走 (秒)	小 6	9.13	9.07	8.87	9.33	9.27	9.15
	中 2	7.79	8.11	7.80	9.00	8.91	8.62
立ち幅跳び (cm)	小 6	163.69	162.30	164.07	158.19	155.50	156.01
	中 2	204.28	196.82	201.67	175.90	169.38	175.19
ボール投げ (m)	小 6	28.25	25.20	26.65	17.98	15.99	16.38
	中 2	22.61	21.42	21.38	14.68	12.99	13.79

(注) 奄美群島は小学校16校, 中学校10校の抽出による。

(県は小学校100校, 中学校60校の抽出)

(注) 奄美群島, 県はR3年度, 全国はR元年度の調査結果

(注) ボール投げは, 小6:ソフトボール投げ, 中2:ハンドボール投げ

資料: 県教育庁保健体育課

離島に住む中学生が鹿児島市などで開催される県大会に参加する場合には、交通費や宿泊費等の経済負担を要することから、その軽減を図るため、交通費の一部を助成しており、離島の生徒が大会に参加しやすい環境づくりに努めている。

小・中学校の校舎及び屋内運動場の多くは、昭和40年から50年代に整備され、その後も教育環境の変化に合わせて整備されてきたが、築後25年以上経過した建物は、全体の6割を超えるなど、老朽化が進行している状況である。

このように、経年劣化による老朽化のほか、著しい塩害等もみられることから、改築や大規模改修などの老朽化対策を促

進するとともに、教育内容・教育方法等への変化やバリアフリー化など教育環境の向上を図る必要がある。

一方、学校施設は、児童・生徒等の学習・生活の場であるとともに、非常災害時には、地域住民の避難所等としての役割を果たすことから、非構造部材の耐震対策を含む安全性の確保と防災機能の充実に努めることも求められている。

給食施設については、単独調理場、共同調理場ともに非木造で整備されているが、経年による老朽化や塩害等に加えて、保健衛生上改善を要する施設も多いことから、引き続き、改築、改修等の整備を進めていく必要がある。

小・中学校施設の建築年度別保有面積

単位:㎡

建築年度	S51以前	S52～56	S57～61	S62～H3	H4～8	H9～13	H14～18	H19～23	H24～28	H29～R3	計
床面積計	70,139	19,001	17,797	39,100	54,418	45,358	34,340	20,552	15,977	10,128	326,810
割合	21.5%	5.8%	5.4%	12.0%	16.7%	13.9%	10.5%	6.3%	4.9%	3.1%	100.0%

← 築25年以上経過: **61.3%**

資料:県教育庁学校施設課(施設台帳)

学校給食施設の状況

単位:箇所

区分	H28年5月1日現在				R3年5月1日現在				
	木造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	計	木造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	計	
単独校調理場	奄美群島	0	2	10	12	0	0	6	6
	本県	0	13	109	122	0	13	89	102
共同調理場	奄美群島	0	0	22	22	0	4	8	12
	本県	0	31	40	71	0	36	35	71

資料:県教育庁学校施設課(学校給食施設の整備状況調査)

へき地教員住宅については、年々整備されてきているものの、一部には不足している地域もあり、また、狭あい・老朽化など居住性に乏しい住宅もある。

小・中学校教職員の住宅種類別入居状況では、へき地教員住宅に入居している

教職員の割合が「その他離島」に比べて低く、民間住宅の入居率が高いことから、今後も引き続き不足戸数の解消を図るとともに、教職員が地域内に居住できる環境整備を図る必要がある。

奄美群島における小中学校のへき地教員住宅の整備状況

単位:戸

区分	H28年度末までの保有戸数	R元年度		R2年度		R3年度		R3年5月1日現在保有戸数
		建築戸数	処分戸数	建築戸数	処分戸数	建築戸数	処分戸数	
戸数	683	7	10	5	4	6	3	676

資料:県教育庁学校施設課(施設台帳)

小・中学校教職員の住宅種類別入居状況(R3年5月1日現在)

単位:人 %

区分	へき地教員住宅		共済住宅・公舎		公営住宅	
	入居率	入居率	入居率	入居率	入居率	入居率
奄美群島	455	34.3	12	0.9	18	1.4
その他離島	335	49.6	5	0.7	48	7.1
計	790	39.5	17	0.9	66	3.3
本土	41	0.4	637	6.8	52	0.6
合計	831	7.4	654	5.8	118	1.0

区分	民間住宅		自宅		その他		合計人数
	入居率	入居率	入居率	入居率	入居率	入居率	
奄美群島	697	52.6	118	8.9	25	1.9	1,325
その他離島	253	37.4	25	3.7	10	1.5	676
計	950	47.5	143	7.1	35	1.7	2,001
本土	3,971	42.8	4,556	49.1	29	0.3	9,286
合計	4,921	43.6	4,699	41.6	64	0.6	11,287

(注) 1 調査対象は全教職員である。(海外派遣教員等非常勤職員は除く。)

2 入居率は全教職員数に対する割合

資料:県教育庁学校施設課(教職員の住宅状況等調査)

(ウ) 高等学校教育

高等学校の生徒数は、令和4年5月1日現在、2,302人で、平成29年5月1日現在の2,741人からと439人減少している。

多くの学校が1学年2,3学級規模となっており、特に生徒数の少ない学校においては、「生徒が互いに切磋琢磨する機会が少ない」、「教員数が少ないため多様な教育課程の編成が難しい」という現状がある。

このような中、奄美地域の各高等学校においては、それぞれの地域性を生かした特色ある学校づくりに取り組んでおり、喜界高校と与論高校は連携型中高一貫校として、地元の中学校との連携した取組を行っている。

今後については、生徒数の更なる減少

の可能性がある中で、地域と連携し地域特性を生かした特色ある学校づくりに取り組むとともに、学校間連携やICTを活用した遠隔教育システムの導入などにより専門性の確保や教育水準の維持・向上を図る必要がある。

また、地域や学校の実態に応じて、体験的な学習の指導を適切に行うことにより、望ましい勤労観、職業観の育成が期待されている。

高校生の体力については、県児童生徒体力・運動能力調査の結果において、多くの種目で県平均を上回る傾向にある。

引き続き、学校体育の充実を図るなどバランスのとれた体力の向上と運動習慣の育成に取り組んでいく必要がある。

高等学校一覧（R4年4月7日現在）

単位：(クラス), 人

区 分	学校名(所在地)	課程別	設 置 学 科	生徒数
大 島 本 島	大 島 (奄美市)	全日制	普通(18)	672
	奄 美 (奄美市)	全日制	機械電気(5) 商業(3) 情報処理(3) 家政(3) 衛生看護(3)	398
		定時制	商業(4)	31
	大 島 北 (奄美市)	全日制	普通(3) 情報処理(3)	121
	古 仁 屋 (瀬戸内町)	全日制	普通(5)	85
喜 界 島	喜 界 (喜界町)	全日制	普通(3) 商業(3)	148
徳 之 島	徳之島(徳之島町)	全日制	普通(7) 総合(3)	251
	樟南第二(天城町)	全日制	普通(3) 商業(7) 工業(3)	242
沖永良部島	沖永良部(知名町)	全日制	普通(6) 商業(3)	244
与 論 島	与 論 (与論町)	全日制	普通(6)	110

(注)徳之島の樟南第二は私立高等学校で、R4年5月1日現在の生徒数等である。

高等学校の生徒の体力の現状【令和4年度】

区分	区分 学年	男子			女子		
		奄美群島	本県	全国	奄美群島	本県	全国
握力 (kg)	高 2	41.00	39.79	39.85	27.75	26.49	26.92
上体起こし (回)	高 2	31.57	29.51	30.99	25.96	23.60	24.31
長座体前屈 (cm)	高 2	54.19	48.63	49.76	52.63	48.60	48.68
反復横跳び (回)	高 2	58.61	57.33	57.62	51.51	49.06	48.80
20mシャトルラン (回)	高 2	95.37	90.75	91.39	60.48	53.84	52.35
50m走 (秒)	高 2	7.36	7.42	7.24	8.80	8.92	8.79
立ち幅跳び (cm)	高 2	228.18	225.55	225.23	184.62	177.50	172.41
ハンドボール投げ (m)	高 2	27.81	25.56	25.40	16.27	14.20	14.51

(注) 奄美群島、県はR3年度、全国はR元年度の調査結果
資料: 県教育庁保健体育課

県立高等学校の校舎や屋内運動場、武道場、弓道場などの体育施設については、年々整備が進んできているが、復帰当時に建設された施設があることや、築後25年以上経過した建物が全体の6割を超えているなど、経年による老朽化が進行している状況である。また、著しい塩害等がみられることから、引き続き、改築や大規模改修等による整備を推進する必要がある。

高校未設置の離島に住む高校生は、島を離れて進学せざるを得ないなど、居住費等の教育に係る経済負担が重くなっている。

離島に住む高校生が鹿児島市などで開催される県大会に参加する場合には、交通費や宿泊費等の経済負担を要することから、その軽減を図るため、交通費の一部を助成しており、離島の生徒が大会に参加しやすい環境づくりに努めている。

公立高等学校の建築年度別保有面積

建築年度	単位:㎡										
	S51以前	S52~56	S57~61	S62~H3	H4~8	H9~13	H14~18	H19~23	H24~28	H29~F3	計
床面積計	24,813	7,644	2,646	92	10,007	1,949	2,208	18,840	280	4,248	72,727
割合	34.1%	10.5%	3.6%	0.1%	13.8%	2.7%	3.0%	25.9%	0.4%	5.8%	100.0%

築25年以上経過: **62.2%**

資料: 県教育庁学校施設課(施設台帳)

(エ) 特別支援教育

近年、小・中学校に設置される特別支援学級は増えており、奄美地域においても同様である。令和4年度現在、小学校

に121学級、中学校に47学級が設置されており、平成29年度と比較して小学校で46学級、中学校で8学級増加している。

特別支援学級の設置状況（R4年5月1日現在）

単位；学級

区 分	小 学 校		中 学 校		備 考
	H29	R4	H29	R4	
知的障害	36	54	21	25	小：18学級増 中：4学級増
自閉症・情緒障害	33	54	13	21	小：21学級増 中：8学級増
肢体不自由	5	9	4	1	小：4学級増 中：3学級減
病弱・身体虚弱	0	2	0	0	小：2学級増 (令和2年度新設)
難 聴	1	2	1	0	小：1学級増 中：1学級減
合 計	75	121	39	47	小：46学級増 中：8学級増

資料：県教育庁義務教育課

また、通級による指導については、小・中学校では、平成6年度から実施されており、令和4年5月1日現在、小学生137人、中学生15人、計152人が、通級指導教室において指導・支援を受けている。

また、令和4年度からは、高等学校においても、通級による指導を開始しており、現在3人が指導・支援を受けている。

※ 通級による指導：通常の学級に在籍し、通常の学習におおむね参加し

つつ、一部について「通級指導教室」において障害に応じた特別な指導を受けるもの。

今後とも、各小・中・高等学校等における特別支援教育を推進し、通常の学級に在籍する発達障害の児童生徒を含めた特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、適切な教育的対応ができるように支援体制の確立を図っていく必要がある。

通級指導教室の設置状況（R4年5月1日現在）

単位：人

区 分	小 学 校		中 学 校		備 考
	H29	R4	H29	R4	
言語障害	77	93	0	0	小：16人増
聴覚障害	5	3	0	0	小：2人減
LD・ADHD	24	41	10	15	小：17人増 中：5人増
合 計	106	137	10	15	小：31人増 中：5人増

資料：県教育庁義務教育課

特別支援学校については、昭和53年に県立大島養護学校を設置しており、令和4年5月1日現在、知的障害児と肢体不自由児115人が就学している。

また、平成22年度から与論高校校舎を活用した訪問教育（高等部）を開始しており、その後、平成25年度から徳之島、沖永良部島、喜界島にも拡充を図っている（現在、名称は「特別支援学校高等部支援教室」としている）。

このほか、同校は大島地域の小・中学

校等の相談・支援に当たるなど、地域の特別支援教育のセンターとしての機能を発揮している。

今後とも、同校に在籍する児童生徒への教育の充実を図るとともに、保護者はもとより地域全体の特別支援教育に関する理解と認識を一層深め、地域の関係機関と連携・協働して、奄美地域の障害のある幼児児童生徒の相談支援機関としてのセンター的機能の向上を図る必要がある。

県立大島養護学校の児童生徒数の推移（各年度5月1日現在）

単位：人（学級数）

区 分	S53	H2	H14	H19	H22	H24	H29	R4
小学部	34(6)	39(10)	36(11)	32(12)	15(7)	20(10)	28(8)	31(8)
中学部	23(3)	16(5)	16(4)	26(8)	37(12)	31(10)	29(8)	25(6)
高等部		15(2)	34(10)	44(10)	50(12)	56(13)	51(10)	59(12)
計	57(9)	70(17)	86(25)	102(30)	102(31)	107(33)	108(26)	115(26)

(注) S53年度開校、H2年度高等部設置、H19年度知肢併置開始、H22年度訪問教育の拡充開始

資料：学校基本調査報告書

(カ) 高等教育機関

外海離島である奄美群島では高等教育の受講機会を得にくい状況にあることから、離島においても受講を可能とする遠隔教育を行うための環境整備を促進する必要がある。

鹿児島大学大学院人文社会科学研究所（博士前期課程）が、高度専門職の養成を行うことにより地域発展に貢献していく人材を育成することを目的として、平成16年度から奄美市にサテライト教室を、平成19年度から同教室徳之島分室を開講しているところである。

しかし、受講者数が伸び悩んでいること等から、受講生確保のための広報活動の強化や受講生の要望を踏まえた科目拡充の検討等を進める必要がある。

奄美群島における専修学校としては、奄美看護福祉専門学校や奄美情報処理専

門学校があり、それぞれ医療福祉分野と情報処理分野において、社会の即戦力として活躍できる人材の育成を行っている。

今後とも、奄美群島内の新卒者や帰島者等に対する専修学校の周知や地域の特色を生かした学校づくりを図る必要がある。

放送大学については、平成28年度から面接授業のインターネット配信が開始されている。また、県立奄美図書館内に鹿児島学習センター奄美再視聴室が開設されており、放送授業の再視聴や面接授業の受講等が行われている。

新たな高等教育機関の設立については、奄美大島総合戦略推進本部において、平成29年度に設置された「奄美大島大学等設立可能性調査有識者会議」による意見具申を踏まえた検討が行われている。

専修学校生徒数の変遷(各年5月1日現在)

単位:人

学校名	学科名(定員)	H30	R1	R2	R3	R4
奄美看護福祉 専門学校	看護学科 (120)	125	122	118	119	115
	こども・かいご福祉学科 (120)	42	46	42	35	40
	調理師養成学科 (40)	10	-	-	-	-
	医療秘書学科 (40)	5	-	-	-	-
	ビジネス情報学科 (40)	7	6	-	-	-
計		189	174	160	154	155
奄美情報処理 専門学校	システム情報処理科 (50)	20	27	29	30	33
	ITビジネス科 (15)	0	0	-	-	-
計		20	27	29	30	33
合計		209	201	189	184	188

※「-」は廃止となった学科

イ 生涯学習の推進

奄美群島の全市町村において、生涯学習関係の学級・講座が開設されている。

特に、公民館では、郷土学習をはじめ高齢化社会やIT関連など、住民のニーズや社会の多様な課題に対応した講座が実施されている。

今後とも、多様な学習機会を提供していくため、かごしま県民大学中央センター、市町村、大学等が連携を図る必要がある。

また、図書館や公民館等生涯学習の拠点となる施設や設備については、情報機器の整備や更新等も含め、適切な維持補修や計画的な老朽化対策を行い、地域住民の学習ニーズに対応していく必要がある。

奄美群島内の拠点図書館として、奄美市内に、生涯学習機能や島尾敏雄記念室

を備えた県立奄美図書館を設置している。年間10万人を超える住民の方に利用されている。

市町村立図書館(室)については、現在、全市町村に設置されている。引き続き、図書の実を充実を図っていく必要がある。

今後とも、県立奄美図書館を中心に地域全体の図書館ネットワークを形成し、多様なサービスを提供できるよう情報発信等の機能の充実を図る必要がある。

生涯スポーツの推進については、地域において気軽に運動に取り組める環境を整えるため、市町村と連携して、総合型スポーツクラブの育成支援等に努める必要がある。

社会体育施設については、維持補修や老朽化対策など引き続き計画的な整備に取り組んでいく必要がある。

社会体育施設の整備状況

単位: %

時点 地域 施設種別	平成27年5月1日現在				令和3年5月1日現在			
	奄美群島		本県		奄美群島		本県	
	施設数	整備率	施設数	整備率	施設数	整備率	施設数	整備率
陸上競技支場	10 (9)	75.0	42 (31)	72.1	9 (8)	66.7	42 (31)	67.4
野球場	8 (7)	58.3	55 (31)	72.1	7 (6)	50.0	55 (31)	69.8
運動広場	7 (5)	41.7	185 (35)	81.4	11 (7)	58.3	185 (35)	86.0
水泳プール	10 (6)	50.0	61 (29)	67.4	8 (7)	58.3	61 (29)	69.8
体育館	15 (12)	100.0	144 (41)	95.3	16 (11)	91.7	144 (41)	93.0
柔・剣道場	4 (4)	33.3	52 (26)	60.5	8 (6)	50.0	52 (26)	67.4
弓道場	8 (6)	50.0	63 (33)	76.7	10 (8)	66.7	63 (33)	79.1
相撲場	14 (11)	91.7	37 (27)	62.8	13 (10)	83.3	37 (27)	58.1
庭球場	13 (11)	91.7	96 (36)	83.7	12 (11)	91.7	96 (36)	86.0
計	89	-	735	-	94	-	735	-

注1: () は、施設を有する市町村数である。

注2: 庭球場については、施設数を表示してある。

注3: 整備率は、(施設を有する市町村数/市町村総数)×100

資料: 県教育庁保健体育課

(2) 人材育成

ア 地域を支える人材の育成・確保

(7) 教育機関等との連携

奄美群島における令和3年3月末の高等学校卒業生の大学などへの進学率は、37.7%と本県（45.1%）及び全国（57.4%）の平均を下回っているものの、専修学校、各種学校等への進学者を加えると、高等学校卒業生の75.4%が上級学校等へ進学しており、県平均（72.9%）を上回っている。

また、令和3年3月末の高等学校卒業生の21.1%が就職しており、そのうち、県外への就職が59.5%と県平均（40.1%）を大きく上回っている。

高等学校卒業生の大部分が進学及び就職で島外に流出する現状において、各分野の後継者やリーダーとなる人材の育成・確保は、奄美群島の地域づくりを進める上で極めて重要な課題となっている。そのため、地元市町村においては、試験

研究機関と連携し、地域の魅力を学ぶための離島留学の実施や島外の高校等との交流等を通じて、定住の促進に資する人材や群島外においても群島に貢献できる人材の育成に取り組んでおり、これらの取組の充実を促進する必要がある。

奄美群島においては、産業、医療、教育等の専門的な高等教育については、そのほとんどを本土の高等教育機関に依存している現状にあるが、奄美看護福祉専門学校において、看護師、介護福祉士、保育士等の人材育成、奄美情報処理専門学校において、プログラマー等の人材育成が行われている。

なお、新たな高等教育機関の設立については、奄美大島総合戦略推進本部において、平成29年度に設置された「奄美大島大学等設立可能性調査有識者会議」による意見具申を踏まえた検討が行われている。

高等学校卒業後の状況（各年3月末の卒業生）

単位：%

区 分		大学等	専修学校・各種学校等	就職	その他
奄美群島	H24年	34.1	40.0	20.3	5.6
	H28年	34.3	37.7	24.1	3.9
	R3年	37.7	37.7	21.1	3.5
本 県	H24年	40.4	29.3	26.7	3.6
	H28年	42.7	27.6	26.9	2.8
	R3年	45.1	27.8	24.6	2.5
沖縄県	H24年	36.2	30.4	13.6	19.8
	H28年	39.2	30.6	16.6	13.6
	R3年	40.8	32.7	14.3	12.2
全 国	H24年	53.5	23.5	16.8	6.2
	H28年	54.7	22.3	17.9	5.1
	R3年	57.4	22.1	15.7	4.8

資料：学校基本調査報告書

高等学校卒業者の就職状況（令和3年3月末の卒業生）

単位：人，%

区 分	県内就職者	県外就職者	就 職 率	県外就職率
奄美群島	70	103	21.1	59.5
本 県	2,051	1,376	24.6	40.1

資料：学校基本調査報告書

(イ) リカレント教育及び生涯学習の推進等

外海離島である奄美群島では、リカレント教育（社会人の再教育）の機会を得にくい状況にあることから、鹿児島大学が平成16年度から奄美市に奄美サテライト教室を、平成19年度から同教室徳之島分室を開講しており、これらのサテライト教室の充実や公開講座の開講等を促進する必要がある。さらに、同大学においては、平成27年度から国際島嶼教育研究センター奄美分室を奄美市に設置し、群島住民等を対象としたシンポジウムや講演会を開催するなど、同センターの研究成果を地域に還元する取組を行っており、これらの取組を促進する必要がある。

県立短期大学でも、平成26年度から奄美群島において奄美サテライト講座を開講しており、受講科目の充実など取組を更に推進する必要がある。

加えて、県立奄美図書館では放送大学と連携した公開講座等を、かごしま県民大学中央センターでは市町村と連携した生涯学習県民大学講座を実施している。今後も、関係機関、市町村、大学等が連携を図りながら、住民のニーズや現代的課題に対応した多様な学習機会を提供していく必要がある。

また、奄美群島では、地域で支えあう良き伝統（結いの精神）が残されているが、人口減少や単身世帯の増加、地域における連帯感の希薄化などにより、単独

の自治会等で地域課題の解決などの取組を行うことが困難になっている状況もみられることから、地域コミュニティ、NPO、企業など多様な主体の連携・協力による地域主体の取組を担う人材の育成を図る必要がある。

イ くらしを支える人材の育成・確保

急速な高齢化に伴う高齢単身世帯等の増大、医師等の不足や偏在、健康に対する意識の高まりなどにより、今後ますます保健・医療・福祉に対するニーズの多様化が予想されることから、様々なかたちで奄美群島の保健・医療・福祉を支える人材の育成・確保を図る必要がある。

また、島唄や島口、祭り・行事などの奄美の特徴的な伝統・文化や文化財の保存・継承の担い手が少子高齢化等のために不足している。伝統・文化や伝統芸能の後継者やリーダーとなる人材の育成・確保に取り組んでいくことは、奄美のアイデンティティを確保し、個性ある地域づくりを進める上で重要な課題となっている。

さらに、学校や地域等での環境保全のための自主的・具体的な実践活動等を担う人材や世界自然遺産登録に伴う観光客の増大による過剰利用を防止するため希少種等について適切な知識を有する人材を育成する必要がある。

ウ 産業を支える人材の確保・育成

人口減少・少子高齢化の進行に伴い、労働力人口が減少するなか、奄美群島の産業の成長や活力を確保するためには、働く人一人ひとりの職業能力の向上、生産・研究開発を支える人材育成、外国人留学生などのグローバル人材、デジタル社会を支える人材等の確保・育成、後継者や担い手の確保・育成等が必要である。

また、地方回帰の流れを踏まえ、リモートワークなど自らの希望する働き方を選べる環境を作り、副業・兼業など多様な働き方を行う人材を確保する必要がある。

さらに、奄美群島の一部の市町村においては、特定地域づくり事業協同組合が設立されており、マルチワークの仕組みを活かして、繁忙期や季節に合わせて、組合員である事業者には人材を派遣する取組が進められているところである。

今後、市町村の意向を踏まえ、設立・運営等を支援するアドバイザーの派遣等により、更なる設立を促進するとともに、同組合の運営状況を踏まえ、関係団体と連携して、派遣人材の確保等を図る必要がある。

農業においては、高齢化の進行等により農業就業人口が減少しており、今後も関係機関・団体等と連携した継続的な経営・技術指導等により、効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者の確保・育成に努める必要がある。

また、地域によっては、新規就農者が減少傾向となっており、UIターン者等への就農相談活動や市町村研修施設での技術研修等により、新規就農者の確保・育成を図る必要がある。

さらに、地域農業を支える農村女性の農業経営、地域づくりへの積極的な参画や、高齢農業者の経験と知恵を生産・加工活動等に生かせる環境づくりを推進する必要がある。

水産業や林業においては、研修制度の活用等を通じて、担い手の確保・育成に努める必要がある。

大島紬においては、平成29年度からはこれまで県工業技術センター奄美市駐在が行ってきた技術指導等を奄美市が引き継ぎ、その後本場奄美大島紬協同組合が実施しているほか、本場奄美大島紬協同組合が運営する専門学院でも後継者育成を図っている。

商工業においては、新技術の創出や地域資源を活用した起業等を積極的に目指す創造性に富んだ人材の育成を図る必要がある。

観光においては、世界自然遺産登録による観光客の増加へ対応し、観光客を温かく親切に迎える観光地づくりを促進するため、地域産業と連携を図りながら、観光事業者等の人材の確保・育成及び更なる資質の向上等に努める必要がある。

さらに、各島の玄関口となっている空港、港等における観光案内は、外国人観光客への案内も含め、観光客の多様なニーズに対応するため、市町村、関係機関・団体等が今後とも連携を図りながら、群島全体の観光案内機能の充実に努めるとともに、地域の自然や歴史、文化等の奄美らしい地域資源を観光客に紹介する観光ガイド、インストラクター、ツアーガイドや外国人観光客に対応するための地域通訳案内士等の育成・確保を促進する必要がある。

3 生活環境

(1) 水道

生活用水の確保については、表流水、地下水の取水が困難な地域が多いことや、降雨量の季節変動が激しいことなどから快適で安全な生活環境を目指して施設整備が進められた。

この結果、昭和35年度には普及率がわずか34.5%でしかなかった水道は、昭和50年度には93.7%となり、令和2年度末には、上水道10箇所、簡易水道12箇所、専用水道7箇所の計29箇所の水道施設が整備され、水道普及率は99.4%となっている。これは、本県及び国の平均を上回っている。

奄美群島においては、水量及び水質改善を図るため、与論町（平成12年度）や

和泊町（平成22年度）、喜界町東部地区（平成15年度）・喜界町南部地区（平成22年度）・喜界町西部地区（平成29年度）に電気透析施設等が整備され、知名町においても、現在、電気透析施設を整備予定である。

電気透析施設等の整備費や維持管理費等、硬度低減化対策に多額の経費が必要で、対象市町村の水道事業経営を圧迫する要因となっている。

今後とも、老朽化した施設の計画的な更新、耐震化及び渇水期に水不足が懸念される地域の水源確保、また、琉球石灰岩に由来する高硬度の低減化施設の計画的更新を促進し、改善に努める必要がある。

水道普及率の推移(令和2年度末現在)

区分	S35年度	S40年度	S45年度	S50年度	S55年度	S60年度	H7年度	H17年度	H27年度	R2年度
奄美群島	34.5	57.4	86.1	93.7	96.1	97.3	97.6	98.2	98.9	99.4
本 県	35.0	56.3	69.2	78.3	86.9	90.2	94.3	96.5	97.6	97.7
全 国	53.4	69.4	80.8	87.6	91.5	93.3	95.8	97.2	97.9	98.1

資料: 水道統計(県生活衛生課)

水道施設整備状況(令和2年度末現在)

区分		大島本島	喜界島	徳之島	沖永良部島	与論島	計
上水道	箇所数	3	1	3	2	1	10
	給水人口	55,159	6,766	22,281	11,986	5,084	101,276
簡易水道	箇所数	12	0	0	0	0	12
	給水人口	4,107	0	0	0	0	4,107
専用水道	箇所数	6	0	0	1	0	7
	給水人口	44	0	0	0	0	44
計	箇所数	21	1	3	3	1	29
	給水人口	59,310	6,766	22,281	11,986	5,084	105,427
行政区域内総人口		59,673	6,766	22,498	11,996	5,090	106,023
普及率		99.4	100.0	99.0	99.9	99.9	99.4

資料: 水道統計(県生活衛生課)

(2) 都市基盤

奄美群島の都市計画区域は、1市7町で面積にして8,765haが指定されている。

これは群島全域の9.1%に当たり、区域内人口は約6万3,000人で行政区域総人口約9万人の69.9%が都市計画区域内に居住している。

群島内人口の減少が見られる中で、群島全域の1割にも満たない面積の地域に、人口の7割近くが集中して住んでおり、今後とも秩序ある市街地の形成と良好・快適な都市環境を確保するため、都市基盤施設の整備を促進する必要がある。

都市計画区域指定状況（令和3年3月31日現在）

単位：ha, 千人, %

区域名	区域内市町名	都市計画区域※1		用途地域※1		行政区域		A/C (%)	B/D (%)	
		法指定年月日 最終決定年月日	範囲	面積(A) (ha)	人口(B) (千人)	面積	面積(C)※2 (ha)			人口(D)※3 (千人)
名瀬	奄美市	S11.1.24	行政区域の一部	3,218	33.4	500	30,833	41.4	10.4%	80.7%
		S63.8.24	(地先公有水面を含む)							
	龍郷町	S63.8.24	行政区域の一部	1,922	4.7	-	8,182	5.8	23.5%	81.0%
瀬戸内	瀬戸内町	S34.1.14	行政区域の一部	439	5.0	98	23,965	8.5	1.3%	58.8%
		S57.7.5	(地先公有水面を含む)							
喜界	喜界町	S51.1.28 H30.1.19	行政区域の一部	398	3.2	-	5,682	6.6	7.0%	48.5%
徳之島	徳之島町	S39.9.30	行政区域の一部	459	6.5	-	10,492	10.1	4.4%	64.4%
		S59.4.13	(地先公有水面を含む)							
天城	天城町	S39.9.30	行政区域の一部	1,651	4.5	-	8,040	5.5	20.5%	81.8%
		S60.1.21	(地先公有水面を含む)							
和泊	和泊町	S51.1.28 H17.3.11	行政区域の一部 (地先公有水面を含む)	358	3.0	45	4,039	6.2	8.3%	48.4%
知名	知名町	S50.9.22	行政区域の一部 (地先公有水面を含む)	320	2.5	83	5,330	5.8	6.0%	43.1%
奄美群島計				8,765	62.8	726	96,563	89.9	9.1%	69.9%
本県計				206,303	1,363	23,465	918,638	1,588.3	22.5%	87.1%

資料：※1 令和3年度都市計画現況調査

※2 国土地理院面積調

※3 令和2年国勢調査

ア 街路

都市の骨格をなす基幹施設である街路の整備に努めてきており、令和2年度末には51路線、約55.0kmが計画決定され、このうち約52.0kmが改良されている。

改良率は94.4%と県平均の改良率79.2%と比べて高くなっているが、街路は都市の骨格をなす基幹施設であるため、引き続き整備を促進する必要がある。

街路の整備状況(令和3年3月31日現在)

単位：本，km，%

都市名	H27年度末				R2年度末			
	都市計画道路		改良率		都市計画道路		改良率	
	路線数	延長	延長	率	路線数	延長	延長	率
奄美市	27	31.19	28.35	90.9	27	31.19	28.59	91.7
龍郷町	-	-	-	-	-	-	-	-
瀬戸内町	8	4.97	4.93	99.2	8	4.97	4.93	99.2
喜界町	2	1.48	1.48	100.0	2	1.48	1.48	100.0
徳之島町	3	3.26	2.45	75.2	3	3.26	2.93	89.9
天城町	6	8.34	8.24	98.8	6	8.34	8.24	98.8
和泊町	3	3.76	3.76	100.0	3	3.76	3.76	100.0
知名町	2	2.03	2.03	100.0	2	2.03	2.03	100.0
奄美群島計	51	55.03	51.24	93.1	51	55.03	51.96	94.4
本県計	677	1,081.18	822.50	76.1	661	1,062.64	841.82	79.2

資料：令和3年度都市計画現況調査

イ 土地区画整理

土地区画整理事業は、道路、公園等の公共施設の整備改善と宅地の利用増進を総合的に図ろうとするものである。奄美群島においては、昭和30年に旧名瀬市、昭和33年に瀬戸内町で大火があり、その復興に端を発し、以後、群島の各地で市街地の面的整備を実施してきている。令和2年度末現在、14地区、約296.9haが計

画決定され、整備済み面積は291.2ha、整備率は98.1%と県平均整備率83.6%より高くなっているが、公共施設の整備改善が必要な市街地が残されており、良好な住環境の確保、防災面等の観点から、住民の合意形成を図りつつ計画決定を進めるなど、引き続き整備の促進を図る必要がある。

土地区画整理事業の実施状況(令和3年3月31日現在)

単位:ha, %

	H27年度末			R2年度末		
	区画整理区域 決定面積 A	整備済		区画整理区域 決定面積 A	整備済	
		面積 B	B/A		面積 B	B/A
奄美市	243.9	233.9	95.8	243.9	238.2	97.6
龍郷町	-	-	-	-	-	-
瀬戸内町	36.9	36.9	100.0	36.9	36.9	100.0
喜界町	-	-	-	-	-	-
徳之島町	-	-	-	-	-	-
天城町	16.1	16.1	100.0	16.1	16.1	100.0
和泊町	-	-	-	-	-	-
知名町	-	-	-	-	-	-
計	296.9	286.9	96.6	296.9	291.2	98.1
本県	4,592.4	3,751.1	81.7	4,592.4	3,837.5	83.6

資料:令和3年度都市計画現況調査

ウ 都市公園

都市公園は、都市における良好な生活環境の確保及び住民のスポーツ・レクリエーションの場として重要な役割を果たしている。奄美群島においては、令和2年度末で63公園、約121.0haが開設されており、1人当たりの都市公園面積は19.5

m²と県平均の13.9m²より高くなっている。

しかし、既設公園における施設の老朽化や都市公園に対する住民のニーズの多様化に対応するため、都市公園の質的向上を目的としたリニューアル等を行う必要がある。

都市公園事業の現況(令和3年3月31日現在)

単位:ha, 千人, m²

都市名	H27年度末				R2年度末			
	開設公園		都市計画 区域人口 B(千人)	1人当り 公園面積 A/B(m ²)	開設公園		都市計画 区域人口 B(千人)	1人当り 公園面積 A/B(m ²)
	箇所数	面積 A(ha)			箇所数	面積 A(ha)		
奄美市	46	54.82	35	15.66	46	54.81	33	16.61
龍郷町	-	-	5	-	-	-	4	-
瀬戸内町	7	12.74	5	25.48	7	12.73	5	25.46
喜界町	-	-	4	-	-	-	3	-
徳之島町	2	34.33	7	49.04	2	34.33	7	49.04
天城町	5	13.05	5	26.10	5	13.05	5	26.10
和泊町	3	6.09	3	20.30	3	6.09	3	20.30
知名町	-	-	3	-	-	-	2	-
計	63	121.03	67	18.06	63	121.01	62	19.52
本県	1268	1882.06	1,384	13.60	1359	1920.05	1,377	13.94

資料:令和2年度末都市公園等整備現況調査

エ 下水道

下水道は、市街地での浸水対策、トイレ水洗化や生活雑排水の処理による安全・快適な生活環境の実現及び公共用水域の水質保全を図るものである。

公共下水道については、昭和51年から旧名瀬市で整備が開始され、令和3年度末現在1市2町4地区において事業を進

めている（供用開始中は1市4町7地区）。令和3年度末の奄美群島全体の下水道普及率は43.6%と県平均43.2%よりもやや高くなっているが、全国平均80.6%と比べると低い状況にあり、今後も引き続き整備促進に努める必要がある。併せて、既存施設を計画的に改築し、機能維持を図る必要がある。

公共下水道普及状況（令和4年3月31日現在）

単位：千人、%

地区	総人口		下水道処理区域人口		下水道普及率	
	H28年度末	R3年度末	H28年度末	R3年度末	H28年度末	R3年度末
奄美市	43.5	41.7	35.1	34.5	80.7	82.8
喜界町	7.3	6.6	3.4	3.2	46.7	47.9
徳之島町	11.0	10.2	2.2	2.5	20.2	25.0
和泊町	6.7	6.2	2.7	3.2	40.9	51.2
知名町	6.1	5.6	2.4	2.3	38.8	41.7
奄美群島	110.9	104.9	45.8	45.8	41.3	43.6
鹿児島市	604.8	598.5	477.8	475.8	79.0	79.5
本 県	1,654.9	1593.7	687.9	688.8	41.6	43.2
全 国	127,540.0	125,540.0	99,824.0	101,181.0	78.3	80.6

資料：令和3年度末汚水処理人口普及率調査

(3) 住環境の整備

奄美群島の住環境については、高温多湿の気候に加え、台風、塩害及びシロアリ等の被害も受けやすいことから、住まいづくりにあたっては気候や自然災害への十分な対応を図るとともに、地域の豊かな自然、美しい景観、伝統・文化を生かした住まいづくり、まちづくりが求められている。

住宅の所有関係別の世帯数割合は、持家は59.9%で、県平均64.6%、全国平均61.4%より低くなっている。また、公的

賃貸住宅は12.6%で、県平均6.0%、全国平均4.8%に比較して極めて高いが、その大半を占める市町村営住宅は、建設後相当の年数が経過し老朽化が進んでおり、建替や改善等が必要な状況にある。

また、奄美市の中心市街地においては、地形的制約等により老朽住宅等が密集し火災によりたびたび大きな被害が発生していることから、土地区画整理事業等により防災性の向上など住環境の整備を促進する必要がある。

住宅の所有関係別世帯数（令和2年10月1日現在）

単位：世帯，%

区分	住宅に住む 一般世帯 A	持ち家		公営・公団・ 公社の借家		民営の借家		その他		
		B	B/A	C	C/A	D	D/A	E	E/A	
奄美群島	大島本島	27,368	14,422	52.7	4,095	15.0	6,677	24.4	2,174	7.9
	喜界島	3,216	2,245	69.8	263	8.2	475	14.8	233	7.2
	徳之島	9,843	6,885	69.9	1,058	10.7	1,472	15.0	428	4.3
	沖永良部島	5,332	3,611	67.7	491	9.2	865	16.2	365	6.8
	与論島	2,132	1,514	71.0	146	6.8	330	15.5	142	6.7
	計	47,891	28,677	59.9	6,053	12.6	9,819	20.5	3,342	7.0
本 県	714,348	461,265	64.6	42,664	6.0	183,741	25.7	26,678	3.7	
沖縄県	607,405	282,084	46.4	29,495	4.9	267,916	44.1	27,910	4.6	
全 国	54,953,523	33,729,416	61.4	2,649,041	4.8	16,331,426	29.7	2,243,640	4.1	

資料：国勢調査

(4) 安全・安心まちづくりの推進 ア 防犯

奄美群島内における犯罪の発生件数は、令和元年に増加したものの、減少傾向で、統計上の「指数治安」は改善されつつあり、犯罪抑止対策に一定の効果が現れているが、凶悪事件に発展するおそれのある子どもへの声かけ・つきまとい事案や、女性が被害者となる性犯罪などが発生するなどしており、依然として「治安の回

復」を実感するには至っていない状況にある。

このため、「自分の安全は自分で守る」という一人ひとりの防犯意識の高揚と、「地域の安全は自分たちで守る」という地域でのボランティア活動を中心に、県民、事業者、地域団体、市町村等が、県、警察と互いに連携・協働した、犯罪のない安全で安心なまちづくりの取組に関する広報・啓発を進める必要がある。

犯罪率(令和3年)

区分	奄美群島		本県
	奄美市	大島郡	
犯罪率	24.7	27.6	29.4

(注) 犯罪率は認知件数を人口1万人あたりに換算した数値

資料：県警察本部生活安全企画課

刑法犯認知件数(令和3年)

区分	奄美群島		本県	
	奄美市	大島郡		
全刑法犯	254	113	141	4,641
凶悪犯	1	1	0	37
粗暴犯	53	22	31	362
窃盗犯	136	57	79	3,201
侵入盗	14	1	13	208
乗り物盗	29	18	11	735
非侵入盗	93	38	55	2,258
知能犯	3	0	3	149
風俗犯	1	1	0	53
その他の刑法犯	60	32	28	839

(注) 凶悪犯とは、殺人、強盗、放火など、粗暴犯とは、暴行、傷害、脅迫など、知能犯とは、詐欺、横領など、風俗犯とは、賭博、強制わいせつなどをいう。

資料: 県警察本部生活安全企画課

刑法犯認知件数推移状況
(平成29年～令和3年)

区分	奄美群島	本県
H29年	365	6,920
H30年	301	6,704
R 1年	345	5,776
R 2年	265	5,113
R 3年	254	4,641

資料: 県警察本部生活安全企画課

イ 交通安全

奄美群島を取り巻く道路交通環境は、幹線道路を中心に道路交通網の整備が進められており、交通事故は減少傾向にあるものの、交通死亡事故が発生していることや、信号機や横断歩道等の交通安全施設の整備が遅れていることなど、依然として厳しい状況にある。

交通安全施設については、道路の整備状況等と関連する傾向があり、道路の改良事業に併せて通学路等の歩道の設置を進めているが、令和2年度末における歩道の設置率は、国道・県道の道路延長の47.1%と、県全体の47.9%に対しやや下

回っている。

また、信号機や横断歩道の整備は、道路100km当たり信号機4基、横断歩道28本と、県全域の信号機11基、横断歩道55本を大きく下回っている。

道路交通網の整備や生活形態の変化に伴い、自動車は島内交通に不可欠な交通手段となっており、依然として交通事故も多発している。

このため、引き続き交通安全思想の啓発に努めるとともに、道路の改良促進に併せて通学路の歩道設置をはじめ、信号機、横断歩道の整備等を進める必要がある。

交通事故と車両台数(令和3年)

単位:件,台

区 分		奄美群島			本 県
		奄美市	大島郡		
交通事故	発生件数	127	51	76	3,532
	死傷者数	136	53	83	4,017
	死者数	6	2	4	47
	傷者数	130	51	79	3,970
車 両	自動車台数	85,491	28,714	56,777	1,335,650
	原付等台数	16,362	6,104	10,258	151,972
	台数計	101,853	34,818	67,035	1,487,622
	人口1人当たり	0.99	0.85	1.08	0.94

(注)人口は、令和3年10月1日現在の推計人口による。

資料: 県警察本部交通企画課

交通事故率(令和3年)

単位:人

区 分	奄美群島			本 県
	奄美市	大島郡		
人口1万人当 たりの死傷者数	13.2	12.9	13.4	25.3
事故発生件数の 増減率 (対平成28年)	△ 29.8	△ 38.6	△ 22.4	△ 52.7

資料: 県警察本部交通企画課

歩道設置率(令和2年度末)

単位:km, %

区 分	国・県道 道路延長	歩道設置済	
		延 長	整備率
奄美群島	557.4	262.4	47.1
本 県	4,836.5	2,318.8	47.9

資料: 県道路維持課

信号機・横断歩道の整備状況

単位:km, 基, 本

区 分		道路延長	信号機	横断歩道	
				100km当たり	100km当たり
奄美群島	奄美市	622.9	65	10	393
	大島郡	2,849.3	62	2	592
	計	3,472.2	127	4	985
本 県		27,331.6	3,029	11	15,134

資料: 県道路維持課, 県警察本部交通規制課

(注)道路延長は令和2年度末, 信号機, 横断歩道は令和3年度末現在

(5) 地域環境の保全

水環境については、水質環境基準の類型指定を行っている「名瀬港海域」及び「奄美大島本島海域」のほか、主要な河川や地下水の水質常時監視調査を行っており、その結果、良好に維持されている。

今後とも、工場・事業場の排水対策、公共下水道や合併処理浄化槽の整備等の生活排水対策、環境と調和した農業の推進など地域特性に合った総合的な水質保全対策を推進する必要がある。

大気環境については、令和4年度から奄美一般大気測定局において、微小粒子状物質（PM2.5）等の常時監視を行っている。

騒音対策については、全市町村において、騒音規制法に基づく規制地域が指定され、さらに奄美市、瀬戸内町、和泊町及び知名町において、環境基本法に基づく環境騒音に係る環境基準の類型指定が行われている。

振動対策については、奄美市、瀬戸内町、和泊町及び知名町において、振動規制法に基づく規制地域の指定が行われている。

悪臭対策については、奄美市、瀬戸内町、龍郷町、徳之島町、和泊町及び知名町において、悪臭防止法に基づく規制地域の指定が行われている。

海岸漂着物等対策については、平成24年3月に策定し、令和4年3月に改定した「県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、関係機関との連携を図りながら、海洋プラスチックごみなどの海岸漂着物等の円滑な処理等を推進する必要がある。

ヤンバルトサカヤスデについては、平成3年に徳之島町で初めて異常発生が確認され、以後、奄美群島全体で確認されている。これまで、まん延防止のための研究成果をリーフレットにまとめ住民等に配布し普及啓発を図ったほか、県の研究機関等による誘引剤・駆除剤の開発・研究、薬剤散布による環境への影響調査等を行っている。また、大学の研究者、県、市町等をメンバーとするヤンバルトサカヤスデ対策検討委員会において、ヤスデのまん延防止と駆除対策等を総合的に推進してきた。

今後とも、これまでの検討結果等を踏まえて、地域の実情に応じた効果的なヤスデの駆除やまん延防止対策、環境整備等を進める必要がある。

このようなことを通じて、市町村や地域住民、事業者等と連携・協力し、奄美の特性に配慮した環境保全施策及び環境美化の取組を総合的に推進する必要がある。

公共用水域に係る環境基準の類型指定

水 域	範 囲	該当類型	達成期間	基準点	指定日
名瀬港海域(1)	名瀬港第1防波堤灯台を基点として、120度の線が陸岸と交わる点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域	B	イ	1点	52.6.17
名瀬港海域(2)	奄美市赤崎先端の地点を基点として、90度の線が陸岸と交わる点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、上記を除く海域	A	イ	2点	52.6.17
奄美大島本島海域	名瀬港海域を除く奄美大島本島地先海域	A	イ	4点	57.2.10

(注) 1 該当類型のA、Bとは、化学的酸素要求量(COD)が2mg/L以下、3mg/L以下のことをいう。

2 達成期間のイとは、類型指定後ただちに達成することをいう。

3 基準点とは、類型指定された水域について、環境基準達成状況の評価を行う地点をいう。

資料：県環境保全課

(6) 循環型社会の形成

ア 一般廃棄物

(ア) ごみ

令和2年度に奄美群島で排出されたごみの総排出量は約4万2,400tで、一人一日当たりの排出量は1,078gとなっている。

また、ごみの資源化量は3,600t（うち直接資源化量が462t、中間処理後再生利用量が2,998t、集団回収が124t）で、リサイクル率は8.4%となっており、本県及び全国平均に比べ低くなっている。

ごみ処理施設については、令和3年度末現在で一般廃棄物処理施設として、焼却施設が5施設、リサイクル関連施設（粗大ごみ処理施設、ストックヤード等）が10施設、最終処分場（管理型）が4施設あるが、地域によっては最終処分場（管理型）等の施設が整備されていないところがある。

今後、循環型社会の形成に向けて、ごみの減量化・リサイクルをより一層進めるとともに、ごみ処理施設の整備促進を図る必要がある。

容器包装リサイクルについては、令和4年4月現在、全市町村が分別収集に取り組んでいるが、ごみ減量化の推進のた

めには、取組品目数の拡大が必要である。

また、家電リサイクルについては、指定引取場所が設置されていないことなどから、本土に比べ収集運搬料金が高くなっており、廃家電の適正処理を進める上からも、指定引取場所の設置や海上運搬経費に対する支援制度の円滑な実施等を促進する必要がある。

自動車のリサイクルについては、的確な情報把握を行うとともに、海上運搬経費に対する支援制度の円滑な実施を促進する必要がある。

なお、不法投棄については、粗大ごみなどが山林や林道等に、また、散乱した空き缶等のごみも道路、河川等の公共の場所に見られるため、今後とも、住民の意識の啓発を図る必要がある。

(イ) し尿

令和2年度の奄美群島でのし尿（浄化槽汚泥を含む）の総排出量は約4万4,900k1で、収集率は100%となっている。

種類別には、し尿が約9,400k1で全体の20.9%を占め、浄化槽汚泥が約3万5,500k1で79.1%を占めている。

し尿処理施設については、令和3年度

未現在、奄美大島地区以外では徳之島町のみが整備しており、し尿処理施設による処理率は73.7%（令和2年度）と県平均及び全国平均に比べ低く、その他の町村においては液肥化施設等で処理した後、農地に還元するなどしている。

し尿と生活雑排水を同時に処理する生活排水処理施設については、奄美市、喜界町、徳之島町、和泊町及び知名町の5市町が公共下水道を整備している。

また、農業集落排水施設は奄美市、瀬戸内町、大和村、宇検村、喜界町、徳之島町、和泊町、知名町及び与論町の9市町村、漁業集落排水施設は宇検村及び大和村の2村、合併処理浄化槽は奄美市、瀬戸内町、龍郷町、宇検村、喜界町、徳

之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町及び与論町の11市町村がそれぞれ整備している。

今後、快適な生活環境の保全を図るため、地理的条件や経済性を踏まえ、集合処理することが適している地域については公共下水道や農業集落排水施設、漁業集落排水施設等を、また、個別処理が適している地域については合併処理浄化槽の整備を促進する必要がある。併せて、下水道施設、農業集落排水施設等を計画的に改築し、機能維持を図るとともに、施設の効率的な運営のために、下水道施設や農業集落排水施設及びし尿処理施設等との共同化を図る必要がある。

奄美群島の一般廃棄物（ごみ）の排出状況（令和2年度）

区 分	奄美群島	本 県	全 国	沖縄県
年間総排出量（千トン）	42	544	41,669	477
一人一日当たり排出量（g）	1,078	921	901	881
リサイクル率（%）	8.4	16.0	20.0	16.6

資料：令和2年度一般廃棄物処理実態調査結果

奄美群島のし尿の収集・処理状況（令和2年度）

区 分	奄美群島	本 県	全 国	沖縄県
し尿総排出量（kl）（A）	44,853	736,426	20,048,036	163,654
し尿収集量（kl）（B）	44,853	736,269	20,012,992	163,648
収集率（%）（B/A）	100	99.9	99.8	99.9
し尿処理施設における処理率（%）	73.7	98.3	91.5	76.2

資料：令和2年度一般廃棄物処理実態調査結果

市町村別一般廃棄物処理施設の整備状況（令和4年4月1日現在）

○市町村単独、●組合、□整備中、△整備計画あり（予定含む）、－なし

区分	焼却施設	粗大ごみ処理施設	最終処分場	し尿処理施設	ストックヤード
奄美市	●	○ (瀬戸内町)	●	●	●
大和村				○	
字検村				－	
瀬戸内町				○	
龍郷町				●	
喜界町	○	－	□	－	○
徳之島町	●	● (2施設)	●	○	●
天城町				－	
伊仙町				－	
和泊町	●	●	●	－	●
知名町				－	
与論町	○	○	○	□	○
施設数	5	5	4	5	5

(注) 喜界町、伊仙町、知名町、和泊町においては、し尿は液肥化施設（農水省補助）で処理している。
 字検村においては、し尿は大和村のし尿処理施設に搬入。
 粗大ごみ処理施設にはリサイクルプラザ、リサイクルセンターを含む。
 スtockヤードには再生利用施設を含む。

資料：県廃棄物・リサイクル対策課

イ 産業廃棄物

令和2年度の奄美群島における産業廃棄物の排出量は、県全体の4.2%に当たる34万3,000tと推計されている。

家畜排せつ物や有機性汚泥については、良質堆肥等として、その利活用を促進する必要がある。

また、建設廃棄物については、発生の大部分を占める公共工事において、従来から発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底に努めている。民間工事についても、建設リサイクル法により原則として再資源化が義務付けられ、リサイクルの推進が図られている。

廃棄物処理施設については、本来、それぞれの地域ごとに整備されることが望ましいが、がれき類の破碎等の中間処理施設の整備は進んでいるものの、安定型最終処分場は奄美群島内に2か所が整備されるにとどまっていることから、今後、市町村や関係者と連携を図りながら、その計画的な整備を促進する必要がある。

また、産業廃棄物の処理に関しては、一部排出事業者等による不適正処理がみられるため、排出事業者等に対する意識啓発など産業廃棄物の適正処理の推進を図る必要がある。

(7) 自然環境配慮型・自然再生型公共事業等の実施

道路や河川、砂防、農業農村整備等の公共事業の実施に当たっては、これまでも自然環境に配慮してきたところである。

道路整備に当たっては、生態系に配慮し、生態系の分断を避けるためのトンネルや橋梁等の採用、動物がはいだせる側溝等の整備に努めてきたところであり、また、河川の改修や維持管理に当たっては、多自然川づくりを推進しており、多様な水辺の保全、水制工の設置、河岸の自然石護岸などにより、リュウキュウア

ユをはじめとした動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出などに努めている。

世界自然遺産登録に当たっては、世界遺産委員会から、「可能な場所では、強固な人工的インフラから、水流回復、植生回復、多様な生息地の形成をもたらすような、自然に基づく技術や再生アプローチの採用に移行するために、包括的な河川再生戦略を策定すること」などが求められた。

そのため、各種事業の実施に当たっては、野生生物の生息・生育環境に配慮し、奄美群島の自然の特性を踏まえて、自然環境配慮型・自然再生型の公共事業を、今後より一層推進する必要がある。

特に、世界自然遺産区域を含む奄美大島及び徳之島については、県が平成29年3月に策定した「公共事業における環境配慮指針」に基づき、国、県及び市町村が、事業の規模や地域の自然環境の重要性等に応じて必要な配慮を検討し、希少種の生息や生育の状況などの環境に配慮した事業の実施に努めることとしている。引き続き、事業実施に向けた支援策の検討、関係者に適切な指導、助言等ができる人材の確保・育成や体制の整備、施工業者等に対する希少種や環境配慮の基本的知識等に関する研修会の実施などに努める必要がある。

また、奄美群島では、各種開発事業等において赤土等流出防止対策に取り組んでいるが、赤土等が流出しやすい自然条件もあり、引き続き河川や沿岸海域への赤土等の流出がみられ、自然環境はもとより、沿岸漁業や観光への影響が懸念されている。

このため、大島支庁赤土等流出防止対策方針に基づき、公共事業における計画・設計・施工の各段階で流出防止対策に努めており、さらに、奄美地域赤土等流出防止対策協議会における赤土等流出防

止対策の推進体制により，沈砂池の設置や切土法面等の早期保護等の対策を講じて，赤土等流出防止に取り組んでいる。

今後とも，公共事業の実施に当たっては，赤土等流出防止対策方針等に基づき

各種対策を講じる必要がある。また，農用地等からの流出防止の必要性等についても，農業者や地域住民等に対する普及啓発に努める必要がある。

4 資源・エネルギー

(1) 水資源

奄美群島内の年間平均降水量は、最も多い奄美市では2,936mm、次いで、大島本島南部の瀬戸内町で2,376mmとなっている。喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島においては約1,800mmから2,000mmの降水量となっており、地域間の格差が大きくなっている。

また、梅雨期と夏から秋にかけての台風時期に降雨が集中することなどから、年毎の変動も大きくなっている。

奄美群島の河川は、県管理の二級河川が51河川あるが、1河川の平均延長は2.8kmと短く、平均流域面積も9.6km²と小規模である。これらの河川水は、生活用水、工業用水、農業用水に利用されているが、流路が短小でかつ急勾配で、流量の季節変動も大きいことから、自然流況下での安定的な利用が困難な状況にある。

また、喜界島、沖永良部島、与論島では、全島に琉球石灰岩が広く分布しているため、地下浸透が大きく、河川も少ないことから表流水は比較的少なくなっている。

水需要は生活水準の向上や産業の発展により、増加するものと見込まれている。

一方、水資源は地域的に偏在しており、一部の地域では水資源の確保が課題となっている。

このため、増加が見込まれる水需要に対応するため、長期的視点に立ち、地域の特性に応じた水資源開発及び調査を行う必要がある。特に、小規模貯留施設等の整備、老朽化したため池等の改修の推進や必要に応じた地域間融通の実施など、水資源の安定確保・供給を図る必要がある。

ア 地表水の開発

地表水開発のためのダムは、大島本島に3基、徳之島に8基、沖永良部島に1基完成し、生活用水、工業用水、農業用水として利用されている。

また、徳之島においては、国営かんがい排水事業による徳之島ダムの建設が完了し、附帯県営事業による畑地かんがい施設の整備が進められている。

このほか、昭和30年代から40年代に築造され、老朽化した、ため池等については、ため池等整備事業による改修等を行っている。

今後とも、既存水源の有効利用を図りながら、引き続き水資源の開発及び調査を行うこととし、特に、小規模貯留施設等の整備を進めるとともに、老朽化した、ため池等の改修を積極的に推進し、貯留機能を維持・増強することにより、水資源の安定確保を図る必要がある。

月別降水量

単位: mm

観測所	区分	月平均降水量												年平均 降水量	観測 期間
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
大島本島	名瀬	184.1	161.6	210.1	213.9	278.1	427.4	214.9	294.4	346.0	261.3	173.6	170.4	2935.7	H3 ~R2年
	古仁屋 (瀬戸内)	123.4	116.4	170.3	192.7	237.7	395.9	180.0	248.2	273.4	194.6	133.1	102.3	2375.2	H3 ~R2年
喜界島	喜界	119.4	105.0	151.1	146.6	215.1	304.3	124.8	150.9	213.9	171.1	126.0	102.7	1892.7	H3 ~R2年
徳之島	伊仙	104.9	99.0	154.8	162.7	208.0	349.1	170.6	174.6	189.7	162.3	113.0	98.8	1987.4	H3 ~R2年
沖永良部島	沖永良部	91.5	93.0	141.7	146.4	196.9	317.7	144.7	175.8	176.9	172.4	107.8	91.9	1856.7	H3 ~R2年
与論島	与論	86.4	98.9	140.9	144.0	208.6	266.3	165.9	142.8	191.1	174.8	124.4	91.6	1798.1	H3 ~R2年
鹿児島島	鹿児島	78.3	112.7	161.0	194.9	205.2	570.0	365.1	224.3	222.9	104.6	102.5	93.2	2434.7	H3 ~R2年
種子島	種子島 (西之表)	96.5	122.5	160.4	198.0	233.3	556.4	261.7	188.7	293.2	194.5	134.8	92.7	2532.5	H3 ~R2年
沖縄本島	那覇	101.6	114.5	142.8	161.0	245.3	284.4	188.1	240.0	275.2	179.2	119.1	110.0	2161.0	H3 ~R2年
宮古島	宮古	138.8	119.8	138.7	148.7	222.3	194.7	151.6	257.4	259.3	157.9	139.8	147.2	2076.0	H3 ~R2年
石垣島	石垣	135.0	124.0	134.4	146.9	190.7	208.2	142.3	249.8	259.7	211.2	138.1	155.2	2095.5	H3 ~R2年

資料: 気象統計情報 (気象庁)

主要河川の状況 (流域面積10km²以上)

単位: km, km²

河川名	市町村名	河川延長	流域面積
新川	奄美市	2.6	10.7
大川	〃	8.7	32.5
浦上川	〃	2.0	15.1
大美川	龍郷町	5.5	28.3
秋名川	龍郷町 (奄美市)	3.6	11.6
大和川	大和村	4.7	10.2
名音川	〃	2.3	11.0
河内川	宇檢村 (奄美市)	5.1	41.7

河川名	市町村名	河川延長	流域面積
川内川	奄美市 大和村	3.3	28.3
阿木名川	瀬戸内町	4.6	12.2
役勝川	奄美市 瀬戸内町	6.1	45.1
住用川	奄美市 大和村	7.7	48.5
真瀬名川	天城町	3.6	12.3
秋利神川	天城町 (徳之島町)	5.1	33.8
万田川	徳之島町 (天城町)	6.1	13.7

(注) 1 市町村の()は、ごく一部の流域に含まれる市町村
 2 河川延長は、二級河川及び準用河川の法定河川延長

資料: 県河川課

ダム一覧表（令和4年3月現在）

単位：m, 千m³

ダム名	所在地	目的	ダム緒元			完成年度
			堤高	堤長	有効貯水量	
轟木ダム	徳之島町	畑地かんがい	17	82	185	S36年
母間ダム	徳之島町	畑地かんがい	18	89	115	S39年
西部ダム	伊仙町	畑地かんがい	17	72	154	S42年
南部ダム	天城町	畑地かんがい, 水道	25	140	339	S44年
東部ダム	伊仙町	畑地かんがい, 水道	19	54	130	S47年
大川ダム	奄美市	水道, 水田補給, 畑地かんがい	49	161	2,180	S54年
神嶺ダム	徳之島町	畑地かんがい, 水道	34	170	678	S59年
伊仙中部ダム	伊仙町	畑地かんがい, 水道	29	224	970	S61年
須野ダム	奄美市	畑地かんがい, 水道	28	142	950	H9年
山田ダム	知名町	畑地かんがい	16.5	225	132	H10年
大和ダム	大和村	洪水調節, 水道, 不特定用水	45	90	721	H19年
徳之島ダム	天城町	畑地かんがい	56.3	265.5	7,300	H26年

資料：県農地整備課, 河川課

島別ため池箇所一覧（令和4年3月現在）

単位：箇所, %, 千m³

区分	市町村名	ため池箇所数		有効貯水量	
		数	構成比	貯水量	構成比
大島本島	奄美市	7	3.8	124	3.9
喜界島	喜界町	19	10.3	301	9.5
徳之島	徳之島町	5	2.7	193	6.1
	伊仙町	7	3.8	161	5.1
	天城町	4	2.2	84	2.6
	計	16	8.7	438	13.8
沖永良部島	和泊町	91	49.5	1,339	42.2
	知名町	27	14.7	401	12.6
	計	118	64.1	1,740	54.9
与論島	与論町	24	13.0	569	17.9
合計		184	100.0	3,171	100.0

(注) 構成比については、端数処理の関係で計が一致しない。

資料：県農地保全課

イ 地下水の開発

喜界島、沖永良部島、与論島は、その大部分が琉球石灰岩に覆われた平坦な地形で、降水が地下に浸透しやすい地質構造となっており、水資源のほとんどは地下水として賦存しているため、生活用水、農業用水は主に地下水に依存している。

これら3島においては、コイン式ポンプ揚水施設等により汲み上げた地下水を農業用水等として利用している。

また、地下水に含まれる硬度等を低減するため、イオン交換膜式電気透析法等による高度浄水施設の整備が促進されている。

その他、喜界島においては、国営かん

がい排水事業による地下ダムをはじめとする基幹的農業水利施設が平成15年度に完成し、現在、畑地かんがい施設の水源として利用されている。

沖永良部島においては、国営かんがい排水事業による地下ダムをはじめとする基幹的農業水利施設が整備され、平成26年度より、畑地かんがい施設の水源として利用されている。

今後とも、水資源開発及び調査、高度浄水施設の整備促進を行うこととし、特に、地下ダムの整備による地下水の開発、地下水や湧水の保全を積極的に図る必要がある。

地下ダムの概要（令和4年3月現在）

単位：m, 千m³

区分	ダム名	所在地	目的	ダム諸元			完成年度
				堤高	延長	有効貯水量	
完成	喜界地下ダム	喜界町	畑地かんがい	35	2,280	1,330	H15年度
建設中	沖永良部地下ダム	知名町	畑地かんがい	48.2	2,414	596	R7年度予定

資料：県農地整備課

浄水場の概要

名称	所在地	処理目的	給水量 (日最大供給量)	方式	完成年度
東部浄水場	喜界町	硬度, 硝酸性窒素, 蒸発残留物の低減	1,022m ³	イオン交換膜式 電気透析法	H15年度
南部浄水場	喜界町	硬度, 硝酸性窒素, 蒸発残留物の低減	876m ³	極性転換式 電気透析法	H22年度
西部浄水場	喜界町	硬度, 硝酸性窒素, 蒸発残留物の低減	3,162m ³	極性転換式 電気透析法	H29年度
川嶺浄水場	喜界町	硬度, 硝酸性窒素, 蒸発残留物の低減	100m ³	極性転換式 電気透析法	H15年度
後蘭浄水場	和泊町	硬度低減化	2,500m ³	石灰軟化法	H22年度
古里浄水場	与論町	硬度, 硝酸性窒素, 蒸発残留物の低減	3,300m ³	イオン交換膜式 電気透析法	H12年度

資料：県生活衛生課

ウ 水源のかん養

水源のかん養を図る上で、森林は極めて重要な機能を有しているが、奄美群島における森林面積の総面積に占める割合（森林率）をみると、大島本島では83.8%とかなり高い比率を示しているのに比べ、他の各島は全て50%以下で、特に喜界島、沖永良部島及び与論島は極端に低

くなっている。

また、水源かん養保安林として指定されている民有林は、奄美群島全体で、9,255haとなっているが、そのうち84.9%は大島本島にある。

今後とも、地域の実情に応じた水源かん養林の計画的な整備を図る必要がある。

森林の現況

単位：ha, %

区分	総土地面積 ①	森林面積 ②			森林率 ②/①	民有林の水源かん養保安林	
		国有林	民有林	計		構成比	
大島本島	82,113	6,174	62,623	68,797	83.8	7,858	84.9
喜界島	5,682	-	878	878	15.5	89	1.0
徳之島	24,803	3,752	6,781	10,533	42.5	1,182	12.8
沖永良部島	9,369	-	1,199	1,199	12.8	126	1.4
与論島	2,058	-	86	86	4.2	-	-
計	124,024	9,926	71,567	81,493	65.7	9,255	100.0

- (注) 1 総土地面積は令和3年4月1日現在、森林面積、森林率は令和4年4月1日現在、民有林の水源かん養保安林は令和3年3月31日現在
 2 森林面積は、森林法第5条及び7条の2で定義された森林面積である。
 3 総数と内訳の計が一致しないものは、四捨五入によるものである。

資料：令和2年鹿児島県統計年鑑（総土地面積）、
 地域別の森林計画（国有林）、地域森林計画（民有林）、
 令和3年度鹿児島県森林・林業統計（民有林の水源かん養保安林）

(2) 再生可能エネルギー

再生可能エネルギーについては、エネルギーの安定供給や地球温暖化防止等の観点から、導入が図られており、平成24年7月の固定価格買取制度創設により、更に導入が進んでいる。

奄美群島は、その地理的条件から、太陽光や風力等の再生可能エネルギー資源に恵まれており、地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入や普及啓発に努めている。

再生可能エネルギーの導入状況を見ると、医療福祉施設や公共施設などにおいて、太陽光発電設備や、太陽熱を利用した給湯設備、風力発電設備等が導入されているほか、製糖工場においては、製糖に必要な蒸気や電力を確保するため、さとうきびの絞りかすであるバガスを燃料

としたバイオマス発電所が導入されているほか、メガソーラー発電所や小水力発電所が導入されている。

なお、徳之島では平成29年4月に太陽光発電の出力制御が実施されるなど、奄美群島の各島ともに系統容量が厳しい状況にあることから、自家消費の促進や蓄電池の活用などの検討が必要である。

また、沖永良部島においては、国の「脱炭素先行地域」にゼロカーボンシティ実現に向けて取り組む地域として選出され、民間事業者と連携して、再生可能エネルギーを活用して各種の脱炭素化に向けた取組を推進している。

さらに、奄美群島の地理的特性から豊富に賦存する海洋再生可能エネルギーの活用について、検討が必要である。

世界自然遺産登録等を契機として、そ

の豊かな自然環境や生態系の多様性について、産業や暮らしと両立を図るとともに、人類共通のかけがえのない財産として、価値の維持に取り組む必要があります。今後とも、地球環境の保全を図る観点から、脱炭素化に向けて再生可能エネルギーの導入促進を図る必要がある。

また、奄美群島においては、これまで、化石燃料を域外から購入しており、域外に資金が流出することにもなることから、域外への資金流出を防止する観点からも、再生可能エネルギーの活用を促進する必要がある。

固定価格買取制度による導入状況
(令和4年3月末現在)

単位:件, kW

区分	太陽光発電		風力発電	
	件数	容量	件数	容量
奄美市	334	7,517	1	1,990
大和村	6	67	0	0
宇検村	10	1,145	0	0
瀬戸内町	45	1,305	0	0
龍郷町	96	1,341	0	0
喜界町	54	1,548	0	0
徳之島町	100	2,515	2	38
天城町	49	4,193	0	0
伊仙町	59	684	0	0
和泊町	126	1,475	1	600
知名町	124	1,480	0	0
与論町	66	782	0	0
計	1,069	24,053	4	2,628

資料:資源エネルギー庁

主な導入施設(自家消費など固定価格買取制度以外のものを含む)

種別	導入されている主な施設
太陽光発電	奄美市振興会館(奄美市 40kW)
	瀬戸内漁港ターミナルビル(瀬戸内町 30kW)
	喜界高校(喜界町 10kW)
	花徳小学校(徳之島町 44kW)
	伊仙小学校(伊仙町 30kW)
	岡前小学校(天城町 30kW)
	池当地区かんがい設備(和泊町 104kW)
	砂美地来館(与論町 5kW)
	奄美市名瀬総合支所(奄美市 10kW)
	梯エレン奄美大島発電所(奄美市 499.5kW)
太陽熱利用	県立大島病院(奄美市)
	老人福祉施設(大和村, 伊仙町, 和泊町)
風力発電	奄美市(1基, 1990kW)
	和泊町(1基, 600kW)
	与論町(2基, 600kW, 5kW)
バイオマスエネルギー(バイオガス発電)	製糖工場(奄美市, 喜界町, 徳之島町, 伊仙町, 和泊町, 与論町)
水力発電	奄美市(新住用川 3,000kW)
	大和村(新名音川 270kW)
	天城町(秋利神川 140kW)

資料:県エネルギー対策課

(3) 電力

奄美群島の電力需要は、令和3年度の使用電力量は約4.6億kWhで、平成28年度の約96%、年平均約0.8%の減少となっている。

奄美群島においては、各島間の電力融通が難しいことから、島ごとに電力需要に対応した発電設備が整備されており令和4年3月末現在で、奄美大島に8万4,370kW（4箇所）、喜界島に1万4,900kW（2箇所）、徳之島に2万8,640kW（3箇所）、沖永良部島に2万3,600kW（1箇所）及び与論島に8,910kW（2箇所）の設備が整備

されている。

高経年により平成30年に喜界島の新喜界2, 3号発電所（2,000kW）と徳之島の平田野発電所（2,000kW）が、令和2年には奄美大島の古仁屋発電所（4,750kW）が廃止されたが、令和元年に沖永良部島の新知名発電所7号機（4,500kW）と喜界島の新喜界7, 8号発電所（2,200kW）及び与論島の新与論発電所4号機（1,100kW）の運用が開始されている。

今後とも、島ごとの電力の需要動向を見ながら、電力供給施設の整備を促進する必要がある。

電力需給状況

区 分	H28年度 ①	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度 ②	比率 ②/① (%)	増減 率 (%)
最大電力(kW)	104,670	106,290	98,100	100,290	103,710	99,190	0.95	▲1.1
総 産 力(kW)	157,860	168,970	167,670	178,170	173,420	172,320	1.09	1.8
発電電力量(千kWh)	509,122	496,045	472,268	473,593	468,303	474,051	0.93	▲1.4
使用電力量(千kWh)	482,181	477,953	458,523	462,414	457,617	463,301	0.96	▲0.8
電力(千kWh)	236,182	235,209	221,894	223,750	227,460	229,689	0.97	▲0.6
電力(千kWh)	245,999	242,744	236,629	238,664	230,157	233,612	0.95	▲1.0

資料:九州電力送配電株式会社鹿児島支社

島別の発電施設設置状況(令和4年3月末現在)

区 分	箇所数(電源種別)	出 力(kW)
大島本島	4(火力2, 水力2)	84,370
喜 界 島	2(火力2)	14,900
徳 之 島	3(火力2, 水力1)	28,640
沖永良部島	1(火力1)	23,600
与 論 島	2(火力2)	8,910
合 計	12(火力9, 水力3)	160,420

資料:九州電力送配電株式会社HP

第6節 地域主体の取組の促進

1 「奄美群島成長戦略ビジョン」の取組の促進

地元市町村においては、奄美群島の振興開発のための成長を自発的に推進するため、10年後の奄美群島の将来像とそれを着実に実現するための基本方策として、平成25年度に「奄美群島成長戦略ビジョン」を取りまとめ、奄美群島振興交付金等を活用して各般の施策に取り組んできた。

令和4年度においては、社会情勢の変化による新たな課題等の解決に向けて、奄美群島の自立的発展を推進していくためにビジョン実現に向けた取組を促進していく必要があることから、新たに「奄美群島成長戦略ビジョン2033」を策定した。

2 共生・協働の地域社会づくり

本県は、全国に比べ、ボランティア活動が活発で、NPO法人の数が多くなど、地域で支え合う良き伝統が残されており、奄美群島内では令和4年4月末現在107のNPO法人が認証を受けている。

また、多様な主体が連携・協力して地

域課題の解決等に自主的・持続的に取り組んでいくための基盤となる組織「地域運営組織（コミュニティ・プラットフォーム）」づくりも進められており、令和3年12月15日現在、奄美群島内で17の地域運営組織が形成されている。

さらに、地域のニーズを踏まえつつ積極的に地域活動に取り組むリーダーの育成を図る人材育成講座や地域主体で未来を語るワークショップ等により、多数の人材が養成されているほか、奄美群島各地における協働事業の創出が進められている。

一方、人口減少や少子高齢化が進行し、地域の抱える課題が複雑化、多様化するなか、地域コミュニティに求められる役割はますます大きくなっている。

このため、「結いの精神」などを生かし、地域コミュニティ、NPO、企業などの多様な主体が連携・協力し、地域で支え合う奄美群島の良き伝統や地域資源を生かしながら、地域課題の解決や地域の豊かな未来づくりに向けて、持続可能な取組が活発に行われる地域社会の形成を図る必要がある。